

令和 7 年度
障がい児地域支援体制整備サポート事業
委託業務

報 告 書

令和 8（2026）年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所

<目 次>

【事業結果概要】

1. 事業概要	1-1
1-1 実施方針	1-1
1-2 業務内容	1-2
2. 市町アンケート調査結果	2-1
2-1 児童・障がい児支援に関する資源の整備状況	2-1
2-2 児童発達支援センターの整備状況	2-17
2-3 児童発達支援センターの未設置市町の検討状況	2-22
2-4 こどもの発達支援ニーズへの気づきの場、つながり、連携状況	2-24
2-5 障がい児支援に係る支援のネットワークの状況	2-29
2-6 支援決定等の運用状況	2-31
2-7 障がい児支援体制整備についての今後の方針や県に期待する役割等 ..	2-39
2-8 市町アンケート調査結果とりまとめ	2-40
3. 放課後等デイサービス実態調査	3-1
3-1 放課後等デイサービス事業所調査	3-1
3-2 放課後等デイサービス利用者調査	3-12
3-3 放課後等デイサービス未利用者調査	3-27
3-4 放課後等デイサービス実態調査結果とりまとめ	3-37
4. ヒアリング調査結果	4-1
4-1 県担当課・関係部署等ヒアリング調査	4-1
4-2 市町ヒアリング調査	4-3
4-3 相談支援事業所等へのヒアリング調査結果	4-5
4-4 ヒアリング調査結果とりまとめ	4-8
5. 結果のとりまとめ	5-1
5-1 気になる子や障がい児の支援状況における現状と課題	5-1
5-2 放課後等デイサービスの状況と支援方策の検討に向けた観点	5-4
5-3 今後に向けて	5-6

◇「障害」の「害」の平仮名表記について◇

福井県では、平成30年4月に「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を制定し、共生社会の実現に向け様々な施策を総合的に進めており、本報告書においても県の表記の取り扱いに準ずる。

【表記の取扱い】

○原則：「障害」という用語が人の状態を表す場合は、「障がい」に改めます

○例外：ただし、次のような場合は、「障害」を用います

（１）国が定める法令等の名称や法令用語など（例：障害者基本法、障害者総合支援法）

（２）他の機関、団体の名称等

（例：全国障害者スポーツ大会、国立身体障害者リハビリテーションセンター）

（３）人の状態を表さない場合（例：電波障害、利用上の障害）

※福井県 HP：「障害」の「害」の字の平仮名表記の取扱いについて

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/shougaisyasisaku/gaihyouki.html>

【事業結果概要】

【事業の背景と目的】

令和6年4月施行の改正児童福祉法により、児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制の強化が求められている。福井県においても、利用ニーズの増加を受け、2026年度末までに県内17市町での体制整備を目標としている。本事業は、県全域での体制整備に向け、各市町の現状や課題を把握し、市町の取組促進や県の役割整理を目的とした。また、新設が続く放課後等デイサービス（以下、放デイ）における、需要と供給のミスマッチの有無等の実態把握も目的とした。

【調査の概要】

本事業では以下の3調査を実施した。

1. 市町アンケート調査：各市町の社会資源の整備状況や給付決定の運用状況の把握
2. 放デイアンケート調査：事業所、利用者、未利用者を対象とした放デイの状況把握
3. ヒアリング調査：県や市町、相談支援事業所等を対象とした地域支援体制の把握

【調査結果から見た現状と課題】

福井県における障がい児支援は、保育所等訪問支援や保育カウンセラーの配置により、「気になる子」も含め早い段階からの支援や児童福祉と障がい福祉の連携が行われている。放デイについては地域による充足状況の差が存在する中で、利用ニーズの偏在や条件面の不一致など複合的要因による需給のミスマッチが生じている。また、医療的ケアや強度行動障がいなどのケアニーズの高い児童の受け入れ事業所が限られていることや、放デイに関する情報取得の困難さが課題として確認された。

【今後の検討に向けた観点】

○障がい児支援体制における状況と今後検討が望まれる観点

障がい児支援体制の構築にあたっては、児童発達支援センターを中核とした支援体制の充実が重要である。既設の児童発達支援センターについては、一定の中核機能が構築されているものの、地域のインクルージョン推進や入口としての相談機能は十分に発揮されているとは言えず、さらなる取組の充実が望まれる。また、児童発達支援センター未設置自治体も存在し、単独での体制整備が難しい市町もあることから、広域的な面的整備の観点での検討が必要である。各市町においては、中核機能の整備方針に関するビジョンの検討・実践や社会資源の把握・分析を行うとともに、児童への支援に適切に対応できる相談支援専門員の育成を含めた体制の充実が求められる。

○放課後等デイサービスの状況と支援方策の検討に向けた観点

放課後等デイサービスについては、県全体としては十分な定員が確保されているものの、地域による充足状況には差が存在しており、利用希望の集中、送迎の有無、利用時間等の条件の相違など、複数の要因が重層的に影響して生じているものと考えられる。また、小学校低学年での利用ニーズが高く、長期利用となる傾向や利用調整の難しさも指摘されている。こうした状況を踏まえ、本人・保護者の状況や希望を踏まえつつ、児童の成長や自立を見据えた支援の在り方について、市町担当者、相談支援員、放デイ事業所等の関係者が必要な支援量の見極めや将来的な生活を見据えた支援の視点を意識し、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との適切な併行利用を進める

ことが望まれる。さらに、事業所にとって効率的な送迎のあり方や、広域での送迎に対する支援などに対して、事業所からの意見を把握したうえで検討していくことが望まれる。また、医療的ケア児・強度行動障がい児など、ケアニーズの高い児童については、送迎の充実や受け入れ可能な事業所の増加、共生型放デイ開設や運営への補助などの対応強化に向けた検討と、人材育成や児童発達支援センターによるスーパーバイズ機能の活用が求められる。そして、こどもや家族が、放デイを含め、福祉サービスに関する情報を適切に取得できる環境整備も重要である。

○今後に向けて

福井県の障がい児支援においては、子育て支援施策の活用が進められている一方で、地域ごとの資源のばらつきや需給のミスマッチなどの課題が複合的に存在している。これらに対応するためには、市町が地域の実情に応じた支援体制の構築主体として、需要と供給の状況の把握・分析を行い、子育て支援施策や関係機関と連携した体制整備を進めることが重要である。また、小規模自治体においては、圏域単位での広域的な連携や役割分担の検討を行い、専門的支援の確保や資源の有効活用を図ることが求められる。さらに、県は需給状況の把握や情報共有、人材育成、広域調整等を通じて、市町の取組を後方支援する役割を担うことが期待される。今後の障がい児支援体制の構築を進めるためには、県と市町がそれぞれの役割を明確にしつつ、（自立支援）協議会等の場を活用しながら、関係機関との継続的な協議と見直し・改善を積み重ねていくことが重要である。

1. 事業概要

1-1 実施方針

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、児童発達支援センター（以下、「センター」という。）を中核として障がい児支援体制を強化していくことが示され、センターの機能強化とともに、センターのない市町においては関係機関の連携のもと、センターと同等の機能を有する体制を整備することが必要であるとされている。

「第7期福井県障害福祉計画・第3期福井県障害児福祉計画」（令和6年3月）¹によると、障がい児通所支援等の利用ニーズの増加傾向を受けて、2026年度末までに、県内17市町で児童発達支援センターの整備（圏域での設置を含む）を目標とするなど、障がい児支援の体制整備を掲げており、市町、県が一体となって、地域の実情に応じた取組促進が進められている。

県内17市町の「第3期福井県障害児福祉計画」（令和6年3月）における児童発達支援センターの設置状況の記載をみると、以下4つのパターンに整理できる。

- ①センター設置済み自治体（単独自治体）
- ②センター設置済み自治体（広域自治体）
- ③センター未設置自治体（2026年度末までに、単独自治体で設置予定）
- ④センター未設置自治体（2026年度末までに、広域自治体で設置予定）

本業務は、県全域で支援体制の整備を進めるという目標に向けて、各市町の現状と課題の把握及び県と市町の役割の整理を通じて、市町による体制整備への取組み促進を目的に調査を行った。また、センター未設置自治体において、県に期待する支援策等の把握を行った。

他方、放課後等デイサービスについては、全国的にも福井県内においても、事業所の新設が続いているものの、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な児童、強度行動障がい等を有する児童など、サービスの利用を望む児童が定員不足等によりサービスを受けられないといった状況にあるとの意見もあることから、需要と供給のミスマッチ等がないかを把握した。

¹ 福井県”第7期福井県障害福祉計画・第3期福井県障害児福祉計画”，令和6年3月
(https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/shogai_keikaku_d/fil/itibukaisei.pdf)

1-2 業務内容

本事業の具体的実施方法は以下のとおりである。

- ・市町の地域支援体制に係る状況把握（市町アンケート調査）
- ・放課後等デイサービス実態調査（事業者・利用者・未利用者アンケート調査）
- ・地域支援体制ヒアリング調査（県担当課等、市町担当課、相談支援事業所等）

1-2-1 市町の地域支援体制に係る状況把握

各市町における、児童発達支援センターを中核とした地域の障がい児支援体制の整備状況把握、及び、障がい児通所支援給付決定等の運用状況の把握に向けたアンケート調査を行った。

アンケート調査実施概要は以下のとおりである。

図表 1-1 市町向けアンケート調査実施概要

調査目的	・各市町における社会資源の整備状況等に係る状況把握 ・障がい児通所支援給付決定等の運用状況の把握
調査対象	・17市町の障がい児通所支援担当部署
調査手法	・県担当課より市町担当部署に対し、Excel形式で調査票を発出。 ・受託者への回答提出。
調査時期	・令和7年11月19日～12月19日（最終回答3月6日）
回答数・回答率	・17市町（100%）
調査項目	①児童・障がい児支援に関する資源の整備状況等 ・児童発達支援センターの有無 ・児童発達支援事業（事業所数、重症心身障がい児等の受入状況） ・保育所等訪問事業（事業所数、利用者数） ・居宅訪問型児童発達支援事業（事業所数、利用者数） ・放課後等デイサービス事業（事業所数、重症心身障がい児等の受入状況） ・日中一時支援事業（事業所数、利用者数、放デイの利用の有無等） ・移動支援事業（事業所数、利用者数） ・居宅介護事業（事業所数、利用者数） ・短期入所事業（事業所数、利用者数、セルフプラン児数） ・障がい児相談支援事業（事業所数、相談受付件数） ・訪問看護事業（事業所数、重症心身障がい児等の利用者数） ・こども家庭センター（設置状況） ・基幹相談支援センター（設置状況、相談者数、支援事業） ・保育所等に関する障がい児関連加算の状況 ・巡回相談の利用状況 ・保育カウンセラーの実績 ・放課後児童クラブ等における障がい児の受入状況 ・（市町担当職員から見た）障がい児支援に関する資源の過不足

	②児童発達支援センターの状況等（設置自治体） ・実施事業 ・人員体制 ・中核機能①～④の機能構築状況・発揮状況 ・中核機能強化事業所数 ・地域障がい児支援体制整備事業の活用状況 ・中核機能の強化・推進に向けた今後の方針 ③児童発達支援センターの設置に向けた検討状況（未設置自治体） ・児童発達支援センター等を中核とした障がい児支援体制の目指す姿 ・児童発達支援センター整備の方向性の検討状況 ・体制整備を進めるうえでの課題 ・体制整備を進めるうえで、県に期待する支援 ④こどもの発達支援ニーズへの気づきの場、つなぎ、連携状況 ・「1 か月健診」「5 歳児健診」等の実施状況 ・健診後カンファレンスの実施状況 ・発達相談会の実施状況 ・気になる子の庁内等での情報共有 ⑤障がい児支援に係る支援のネットワークの状況 ・（自立支援）協議会の状況（有無、運営方法、専門部会の有無、部会でのテーマ） ・障がい児支援体制整備に関する庁内会議の状況 ⑥支給決定等の運用状況 ・支給決定に係る人員体制 ・障がい児通所支援受給者証の実発行者数 ・障がい児通所支援事業別受給者証発行数と1人当たりの平均支給日数、最小支給日数、最大支給日数（放デイのみ学期中・長期休暇中別） ・障がい児通所給付に関わる支給決定プロセスの状況（原則的に実施しているプロセス、支給決定基準の状況、支給決定・支給量を決めるにあたり強く影響する事項・特に判断に困る事項） ・障がい児通所給付に関わる支給決定プロセスにおける個別ケース（支給決定量を超えるサービス量を希望している場合の対応、比較的軽度な障がい児に対する通所支援事業支給決定の際の考え方） ・モニタリングの状況 ・セルフプランの状況 ・給付決定の今後の需要見込みや課題 ・給付決定に関する課題に対して、県に期待する役割等
留意事項	・アンケート調査及びヒアリング調査を依頼・実施するにあたり、以下の説明と同意（インフォームド・コンセント）を行った。 ⇒調査対象者に本事業の目的や方法を説明する。 ⇒調査への回答及び記録の共有範囲、活用方法（匿名性を担保した上で成果物に掲載する）等について説明する。 ⇒上記の説明に同意を得た上で実施する。なお、調査に協力しない場合でも、調査対象機関・対象者に不利益が生じないことを伝える。 ※上記については以降のアンケート調査・ヒアリング調査においても同様。

1-2-2 放課後等デイサービス実態調査

福井県における放課後等デイサービスの施策検討に向けて、市町ごとの放課後等デイサービスの運営状況・サービス提供状況、利用児保護者のニーズ、利用の需要と供給のミスマッチ等を把握するためのアンケート調査（事業所・利用者・未利用者の3種）及びヒアリング調査を行った。

（1）放課後等デイサービス事業所調査

放課後等デイサービス事業所に対し、運営やサービスの状況、把握しているニーズやそれに対する対応方法、待機児童の有無等を調査した。

図表 1-2 放課後等デイサービス事業所調査 実施概要

調査目的	・放課後等デイサービス事業所の運営やサービス等に関する実態の把握
調査対象	・福井県内の放課後等デイサービス事業所・計 131 か所 ※県担当課所有のデータを用いて調査対象を把握
調査手法	・WEB 調査票（回答入力フォーム）による回答 ※県担当課より、アンケート調査依頼状（回答用 URL・QR コード付）、下書き用調査票（Excel）をメール送信
調査時期	・令和 7 年 12 月 16 日～令和 8 年 1 月 14 日
回答数・回収率	・61 事業所（47.6%）
主な調査項目	・事業所の設置主体、運営主体、委託・指定管理の有無、所在地、事業開始年、サービスの実施形態 ・人員体制、職員の専門性（保有資格、経験年数等） ・1 か月間における提供日数・曜日・時間、夏休等の提供日数・曜日・時間 ・定員数、主な受入対象児童（障害種別）、延べ利用者数、実利用者数、手帳所持児童数 等 ・強度行動障がい児支援加算、個別サポート加算（Ⅰ）の算定人数及び受け入れ体制状況、・中核機能強化加算有無、その他加算算定状況 ・送迎、入浴設備、ICT 導入の状況 ・利用児の状況（登録児童数、学年、学校・学級種別、障害程度 等） ・ケアニーズの高い児童の受入状況 ・提供している支援内容（基本活動及び 5 領域 等） ・把握しているニーズ、ニーズの把握方法、ニーズへの対応方法 ・家族支援内容（ペアトレーニング、ピアサポート 等） ・支援について相談や連携している地域の機関等 ・待機利用者の状況、利用申し込み希望時状況 ・利用に至らなかったケース、退所したケースについて ・サービスの質の向上に関する課題 ・サービス提供エリア内において、自事業所以外で必要と感じている社会資源 等

(2) 放課後等デイサービス利用者満足度調査

放課後等デイサービスの利用者の保護者に対し、事業所のサービス内容等に関する満足度調査や利用意向を調査した。

図表 1-3 放課後等デイサービス利用者アンケート調査 実施概要

調査目的	・放課後等デイサービスの利用状況やニーズ、満足度等の把握
調査対象	・現に放課後等デイサービス事業所を利用している児童の保護者
調査手法	・WEB フォーム URL を記載したチラシを配布し、WEB フォームにて回答 送付ルート①（特別支援学校・特別支援学級所属児童）：学校経由で所属児童へチラシ配布 送付ルート②（通常学級所属児童）：利用事業所経由で所属児童へチラシ配布
調査時期	・令和7年10月上旬～11月上旬
回答数	・883件 ※利用者・未利用者合算での配布対象者数：3,617人回答率：38.3%
主な調査項目	・居住地（市町名）、学校種別・学年 ・障害種別、医療的ケアの有無、受給者の手帳の有無、（有りの場合）種類及び等級 ・現在の利用事業所数及び日数（週または月） ・支給量の満足度 ・放デイの利用理由、事業所を選ぶ際に重視したこと・困ったこと ・利用事業所のサービス等に関する満足度 ・利用日数の増加・減少の意向、（増加したい場合）当該事業所でもっと利用したい・他事業所も使いたい等 ・利用希望の事業所を利用できなかった経験、（あった場合）利用できなかった理由 ・利用している一般施策の有無（放課後児童クラブ等） ・県や市町に求めることや希望（自由回答）

(3) 放課後等デイサービス未利用者調査

特別支援教育を受けているが、放課後等デイサービスを利用していない6歳から18歳未満の保護者に対し、放課後等デイサービスの利用意向を調査した。

図表 1-4 放課後等デイサービス未利用者アンケート調査 実施概要

調査目的	・現在（令和7年12月時点）放課後等デイサービス事業所を利用していない、特別支援学校及び特別支援学級所属児童の実態やニーズ把握
調査対象	・現在放課後等デイサービス事業所を利用している児童の保護者 ※システムの都合上、同一端末から複数回の回答を防いでいるため、特別支援学校又は特別支援学級にきょうだいで所属している際には、年長児についてのみ回答
調査手法	・WEB フォーム URL を記載したチラシを配布し、WEB フォームにて回答 送付ルート（特別支援学校・特別支援学級所属児童）：学校経由で所属児童へチラシ配布
調査時期	・令和7年12月～令和8年1月
回答数	・494件 ※利用者・未利用者合算での配布対象者数：3,617人回答率：38.3%
主な調査項目	・居住地（市町名）、学年 ・障害種別、医療的ケアの有無、受給者の手帳の有無、（有りの場合）種類及び等級、相談先 ・放課後等デイサービスの過去の利用の有無 ・放課後等デイサービスの利用意向 ・（利用意向がある場合）利用していない理由、または、利用できていない理由、利用に際し重視する事 ・利用している障がい福祉サービスの有無、（有りの場合）サービス名 ・利用している一般施策（放課後児童クラブ等）の有無、（有りの場合）施策名 ・県や市町に求めることや希望（自由回答）

1-2-3 地域支援体制ヒアリング調査

(1) 県担当課・関係部署等ヒアリング調査

効果的な業務の遂行及び市町への調査の実施に向けて、アンケート調査検討前に、県担当課及び関係部署・機関等を対象とした県全体での取り組み把握のためのヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査実施概要は図表 1-5 のとおりである。

図表 1-5 県担当課等へのヒアリング調査 実施概要

調査目的	・ 県内市町の社会資源、関係部署・機関間、自治体間、市町と都道府県間等の連携状況等に関する実態把握 ・ 県及び市町の障がい児支援体制整備に関する方針や課題の把握
調査対象	・ 児童発達支援センター所管部署（障がい福祉） ・ 母子保健所管部署、子育て支援所管部署（こども未来課、児童家庭課） ・ 教育委員会（教育庁高校教育課） ・ 外部機関（こども療育センター、福井県医療的ケア児者支援センター、福井県発達障がい児者支援センタースクラム福井）
調査手法	・ 訪問聞き取り調査
調査時期	・ 令和 7 年 7 月～8 月上旬
主な調査項目	・ 各部署・機関等の業務内容 ・ 県の障がい児支援の体制整備方針に関する意見、強化したほうがよいと考えること ・ 重症心身障がい児等を支援する通所事業所の整備及び利用状況等に関する意見 ・ 障がい児支援の体制整備に係る関係部署・機関との連携状況、連携にあたっての工夫、課題 等

(2) 市町ヒアリング調査

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制整備に向けて、市町の状況、今後の方針等を把握するために、担当課を対象とした市町ヒアリング調査を実施した。

(i) 児童発達支援センター未設置自治体ヒアリング調査

市町アンケート調査結果をもとに、センター未設置自治体へのヒアリング調査を実施し、センター設置に向けた状況や課題の把握を行った。

図表 1-6 センター未設置自治体ヒアリング調査 実施概要

調査目的	・児童発達支援センターの設置に向けた検討状況や地域支援体制の状況、課題の把握
調査対象	・センター未設置の2自治体（抽出）
調査手法	・訪問聞き取り調査
調査時期	・令和7年12月
主な調査項目	・担当部署の所管業務、人員体制 ・児童発達支援センターの設置に向けた検討状況 ・重症心身障がい児や医療的ケア児、強度行動障がいがある児童の通所支援事業に対する利用ニーズ ・地域支援体制の状況、課題 ・一般施策も含め、障がい児・気になる子への支援に関連して力を入れて取り組んでいる事業 ・県に期待する役割 ⇒アンケート調査回答をもとに深掘

(ii) 児童発達支援センター設置自治体ヒアリング調査

市町アンケート調査結果をもとに、センター設置自治体ヒアリング調査を実施し、センターを中心とした障がい児支援体制の整備の状況、課題等の把握を行った。

図表 1-7 センター設置自治体ヒアリング調査 実施概要

調査目的	・児童発達支援センター設置自治体における地域支援体制の状況、課題の把握
調査対象	・センター設置の2自治体（抽出）
調査手法	・訪問聞き取り調査
調査時期	・令和8年2月
主な調査項目	・担当部署の所管業務、人員体制 ・障がい児通所支援事業所の状況（需給ギャップ、支給決定の状況等） ・児童発達支援センターの状況 ・重症心身障がい児や医療的ケア児、強度行動障がいがある児童の通所支援事業に対する利用ニーズ

	・一般施策も含め、障がい児・気になる子への支援に関連して力を入れて取り組んでいる事業 ・地域支援体制の課題 ・県に期待する役割 ⇒アンケート調査回答をもとに深掘
--	--

（３）相談支援事業所等へのヒアリング調査

市町の相談支援事業所と基幹相談支援センターを対象に、相談支援事業側からみた地域支援体制の状況や課題の把握に向けたヒアリング調査を実施した。

図表 １-８ 相談支援事業ヒアリング調査 実施概要

調査目的	・相談支援事業所からみた市町における地域支援体制の状況や課題の把握
調査対象	・基幹相談支援センター１カ所、障がい児相談支援事業所１カ所（抽出）
調査手法	・訪問聞き取り調査
調査時期	・令和８年２月～３月
主な調査項目	・事業所の概要、人員体制 ・障がい児や気になる子に関する主な相談内容 ・地域の相談支援体制強化に向けた取り組みや工夫、課題 ・相談支援専門員の不足感 ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の不足感 ・重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいのある児童のニーズと受け入れ先 ・放課後児童クラブ等の一般施策における障がい児の受け入れ状況、充足感 ・児童発達支援センターや学校等との連携状況

1-2-4 結果のとりまとめ

各アンケート調査・ヒアリング調査の結果をもとに、各市町における障がい児地域支援体制整備の現状と課題を把握・整理し、県本庁としての市町の体制整備を促進するための観点を整理した。

【とりまとめに向けた観点】

- 気になる子や障がい児の支援状況における課題の整理、今後検討が望まれる観点の整理
- 放課後等デイサービスの状況と支援方策の検討に向けた観点の整理
- 福井県の特徴を踏まえた市町の障がい児支援体制整備の方針

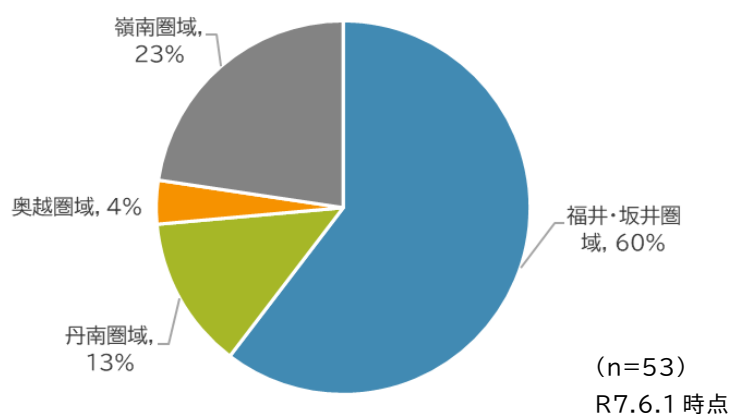
2. 市町アンケート調査結果

2-1 児童・障がい児支援に関する資源の整備状況

2-1-1 児童発達支援事業の状況

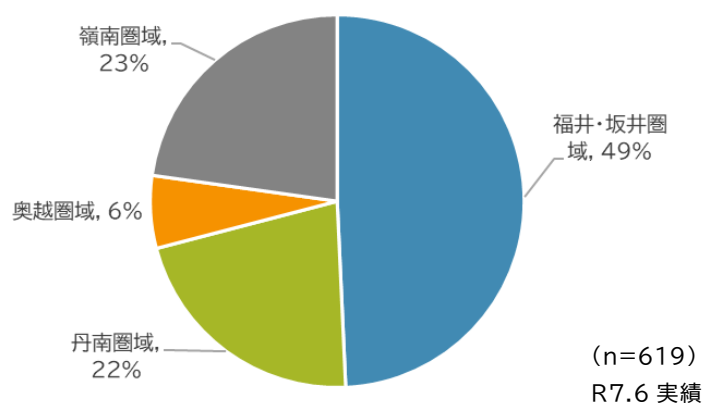
○児童発達支援事業所は、県内に 53 カ所あり、「福井・坂井圏域」の事業所が 60%、「丹南圏域」の事業所が 13%、「奥越圏域」の事業所が 4%、「嶺南圏域」の事業所が 23%となっている（R7.6.1 時点）。

児童発達支援事業所:53カ所



○児童発達支援事業を利用している児童は 619 人であり、「福井・坂井圏域」の児童が 49%、「丹南圏域」の児童が 22%、「奥越圏域」の児童が 6%、「嶺南圏域」の児童が 23%となっている（R7.6.1 時点）。

児童発達支援 実利用者数:619人



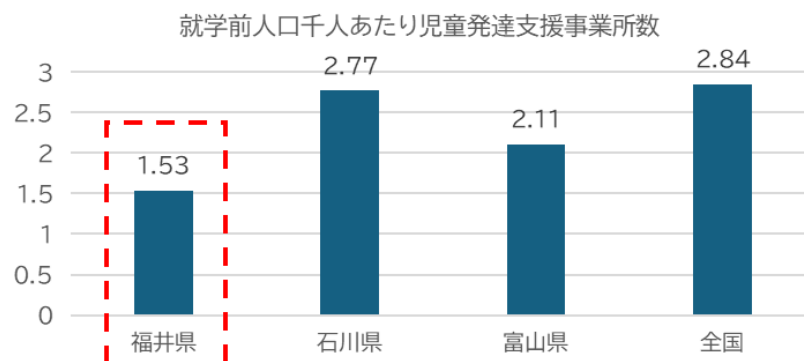
○データによって時点は異なるが、就学前（0～6歳）人口千人あたり児童発達支援事業所数を、石川県・富山県・全国と比較すると、福井県は 1.53（カ所／千人）、石川県は 2.77、富山県は 2.11、全国は 2.84 となっている。

表 就学前人口千人あたり児童発達支援事業所数（カ所／千人）

	①	②	②/①
	就学前(0～6歳)人口 (千人)	児童発達支援事業所 (カ所)	就学前人口千人あたり児 童発達支援事業所数
福井県	34.6	53	1.53
石川県	49.5	137	2.77
富山県	41.8	88	2.11
全国	5,721.0	16,261	2.84

※各県及び全国の就学前人口の出典：令和7年10月1日現在の推計人口

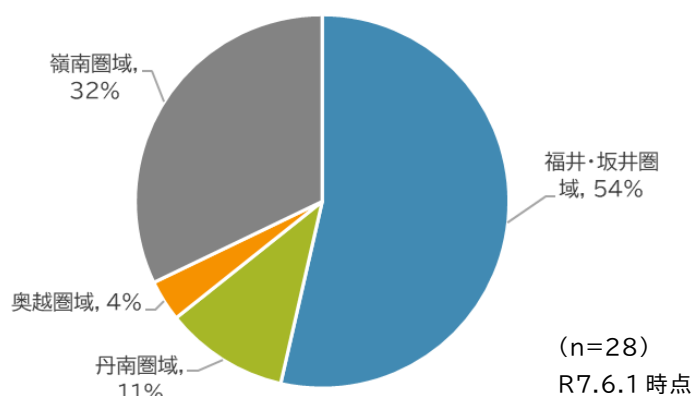
※石川県、富山県、全国の事業所数の出典：WAMNET（令和7年9月時点）



2-1-2 保育所等訪問支援事業の状況

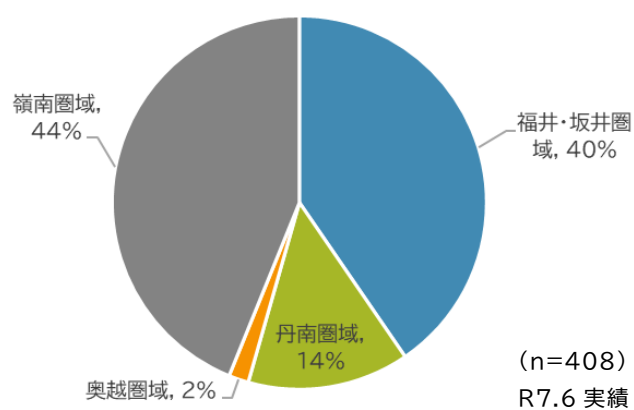
○保育所等訪問支援事業所は、県内に 28 カ所あり、「福井・坂井圏域」の事業所が 54%、「丹南圏域」の事業所が 11%、「奥越圏域」の事業所が 4%、「嶺南圏域」の事業所が 32%となっている（R7.6.1 時点）

保育所等訪問支援事業所:28カ所



○保育所等訪問支援事業を利用している児童は 408 人であり、「福井・坂井圏域」の児童が 40%、「丹南圏域」の児童が 14%、「奥越圏域」の児童が 2%、「嶺南圏域」の児童が 44%となっている（R7.6.1 時点）。

保育所等訪問支援 実利用者数:408人



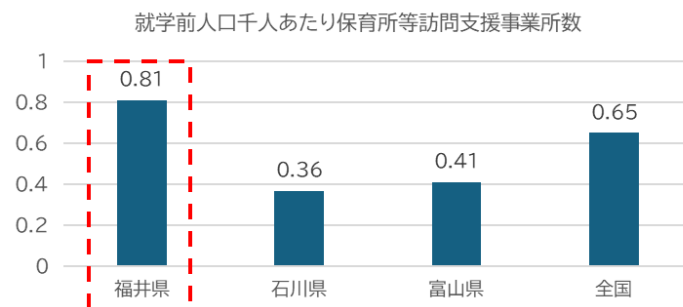
○就学前（0～6歳）人口千人あたりの保育所等訪問支援事業所数をみると、福井県は0.81（カ所／千人）、石川県は0.36、富山県は0.41、全国は0.65となっている。

表 就学前人口千人あたり保育所等訪問支援事業所数（カ所／千人）

	①	②	②/①
	就学前(0～6歳)人口 (千人)	保育所等訪問支援 事業所(カ所)	就学前人口千人あたり 保育所等訪問支援事業所 数
福井県	34.6	28	0.81
石川県	49.5	18	0.36
富山県	41.8	17	0.41
全国	5,721.0	3,711	0.65

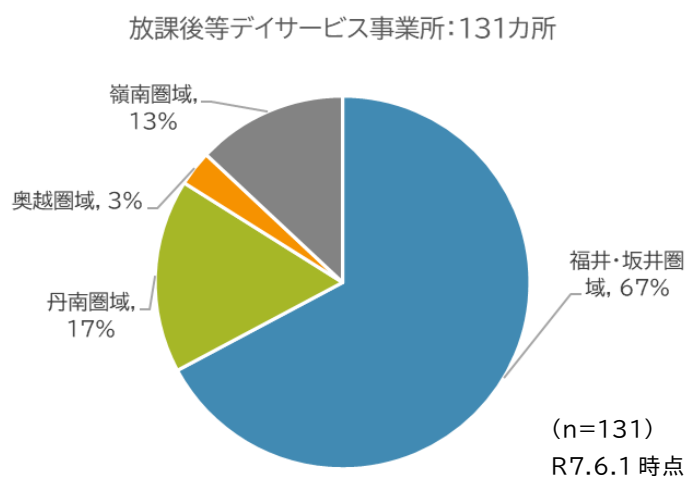
※各県及び全国の就学前人口の出典：令和7年10月1日現在の推計人口

※石川県、富山県、全国の事業所数の出典：WAMNET（令和7年9月時点）

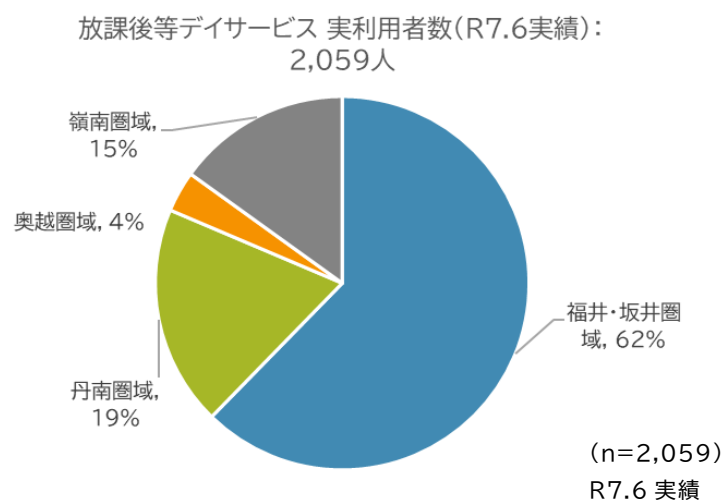


2-1-3 放課後等デイサービスの状況

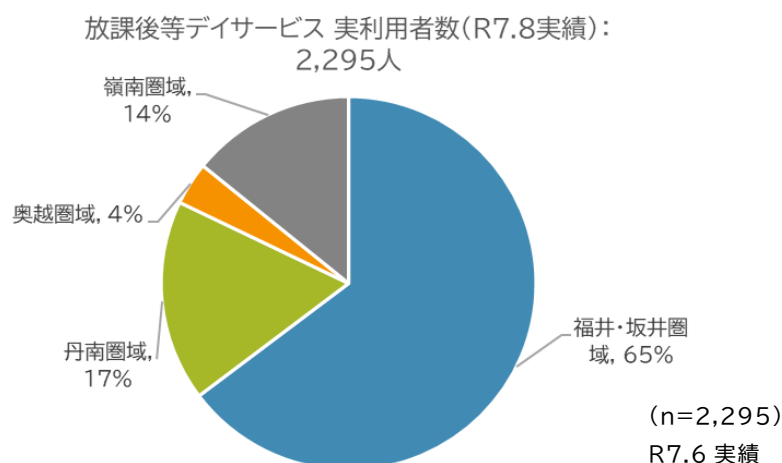
○放課後等デイサービス事業所は、県内に 131 カ所あり、「福井・坂井圏域」の事業所が 67%、「丹南圏域」の事業所が 17%、「奥越圏域」の事業所が 3%、「嶺南圏域」の事業所が 13%となっている（R7.6.1 時点）



○学校開業日において、放課後等デイサービスを利用している児童は 2,059 人であり、「福井・坂井圏域」の児童が 62%、「丹南圏域」の児童が 19%、「奥越圏域」の児童が 4%、「嶺南圏域」の児童が 15%となっている（R7.6 実績）。



○長期休暇中での、放課後等デイサービス利用児童数は 2,295 人であり、「福井・坂井圏域」の児童が 65%、「丹南圏域」の児童が 17%、「奥越圏域」の児童が 4%、「嶺南圏域」の児童が 14%となっている（R7.8 実績）。学校開業日（R7.6.1 時点）と比べると、利用児童数は 236 人増加。



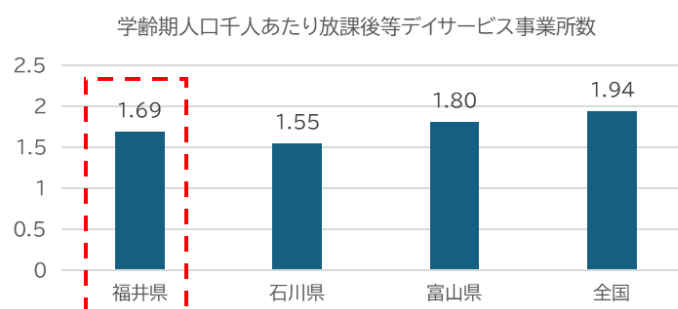
○学齢期（7～18 歳）人口千人あたりでの放課後等デイサービス事業所数をみると、福井県は 1.69（カ所／千人）、石川県は 1.55、富山県は 1.80、全国は 1.94 となっている。

表 学齢期人口千人あたり放課後等デイサービス事業所数（カ所／千人）

	①	②	②/①
	学齢期(7～18歳)人口 (千人)	放課後等デイサービス 事業所（カ所）	学齢期人口千人あたり 放課後等デイサービス 事業所数
福井県	77.5	131	1.69
石川県	111.8	173	1.55
富山県	93.7	169	1.80
全国	12,446.0	24,156	1.94

※各県及び全国の学齢期人口の出典：令和 7 年10月 1 日現在の推計人口

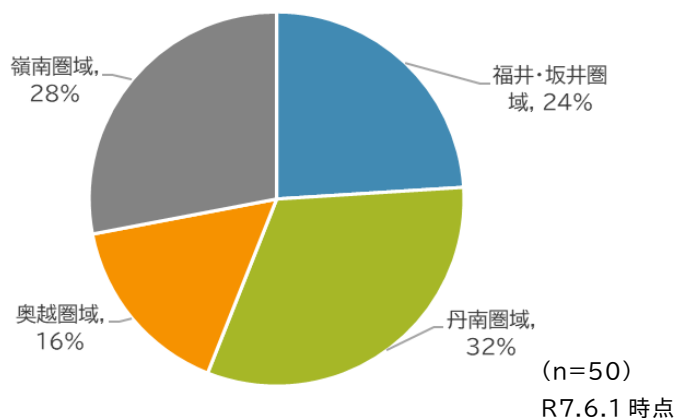
※石川県、富山県、全国の事業所数の出典：WAMNET（令和 7 年 9 月時点）



2-1-4 日中一時支援事業の状況

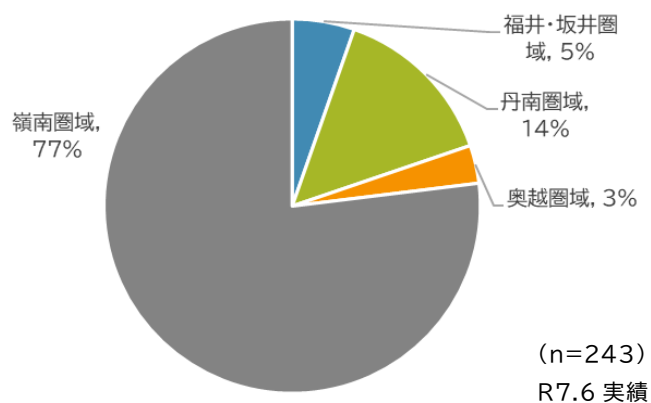
○市町で取組んでいる児童が利用可能な日中一時支援事業所は県内に 50 カ所あり、「福井・坂井圏域」の事業所が 24%、「丹南圏域」の事業所が 32%、「奥越圏域」の事業所が 16%、「嶺南圏域」の事業所が 28%となっている（R7.6.1 時点）

日中一時支援事業所:50カ所



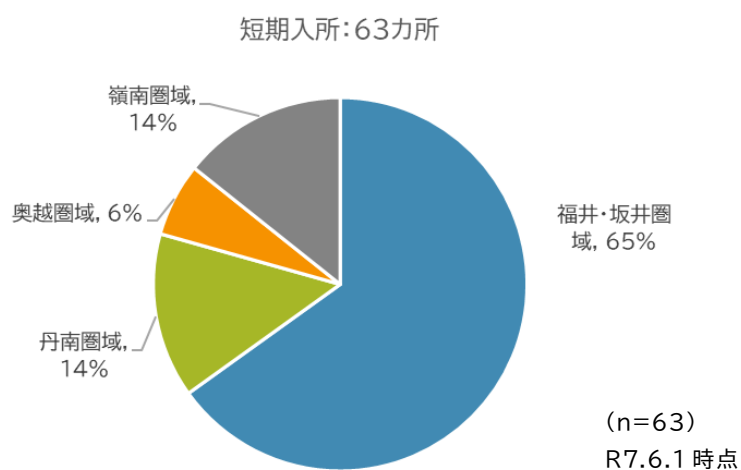
○日中一時支援事業の延利用児童数は 243 人であり、「福井・坂井圏域」の児童が 5%、「丹南圏域」の児童が 14%、「奥越圏域」の児童が 3%、「嶺南圏域」の児童が 77%となっている。

日中一時支援 延利用者数:243人

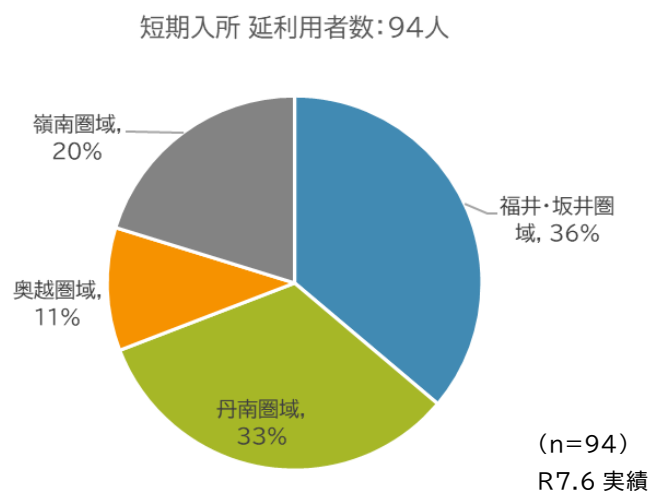


2-1-5 短期入所の状況

○児童が利用可能な短期入所事業所は県内に 63 カ所あり、「福井・坂井圏域」が 65%、「丹南圏域」が 14%、「奥越圏域」が 6%、「嶺南圏域」が 14%となっている（R7.6.1 時点）

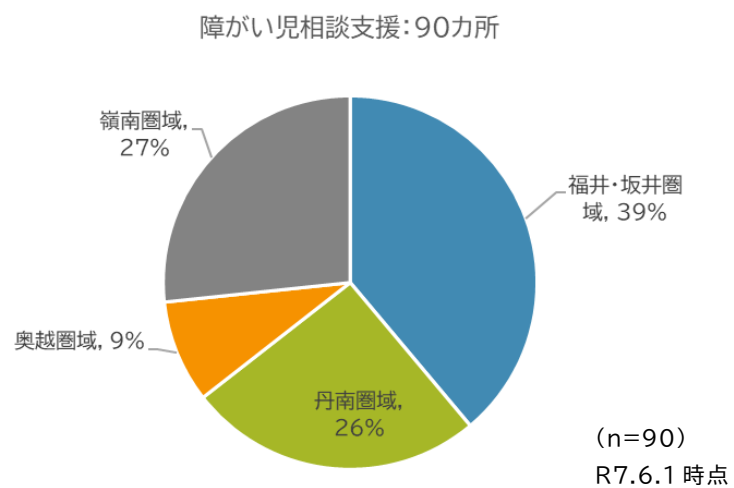


○短期入所事業の延利用児童数は 94 人であり、「福井・坂井圏域」の児童が 36%、「丹南圏域」の児童が 33%、「奥越圏域」の児童は 6%、「嶺南圏域」の児童が 20%となっている。



2-1-6 障がい児相談支援事業の状況

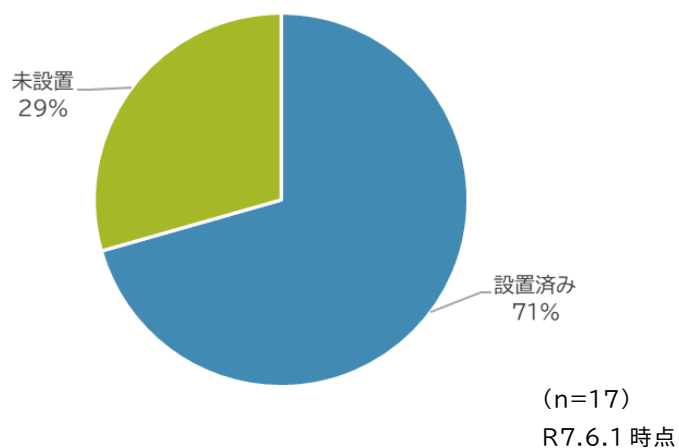
○障がい児も利用可能な相談支援事業所は県内に 90 カ所あり、「福井・坂井圏域」の事業所が 39%、「丹南圏域」の事業所が 26%、「奥越圏域」の事業所が 9%、「嶺南圏域」の事業所が 24%となっている（R7.6.1 時点）。



2-1-7 基幹相談支援センターの状況

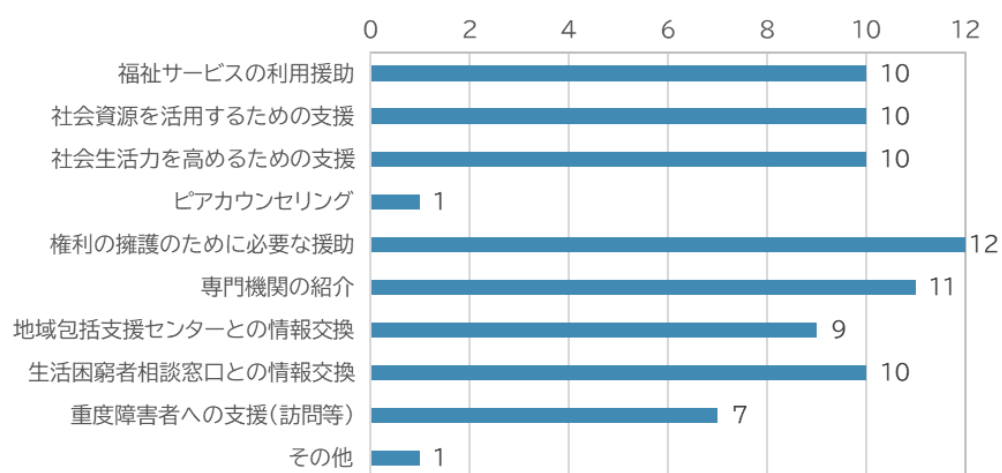
○市町の基幹相談支援センターは県内に 12 市町（71%）で設置されている（共同設置含む、R7.6.1 時点）

基幹相談支援センターの有無



○基幹相談支援センターでは、「権利の擁護のための必要な援助」を始め、様々な取り組みが行われている（R7.6.1 時点）

基幹相談支援センターで実施している事業



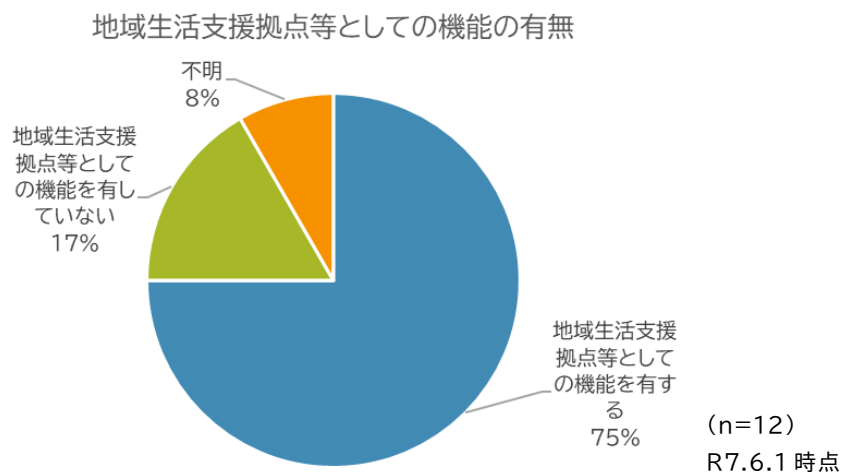
【その他の具体例】

地域の事業者の人材育成や支援の質の向上のための支援

(n=12)

R7.6.1 時点

○設置されている 12 の基幹相談支援センターのうち、75%は、地域生活支援拠点等※としての機能を有している（R7.6.1 時点）

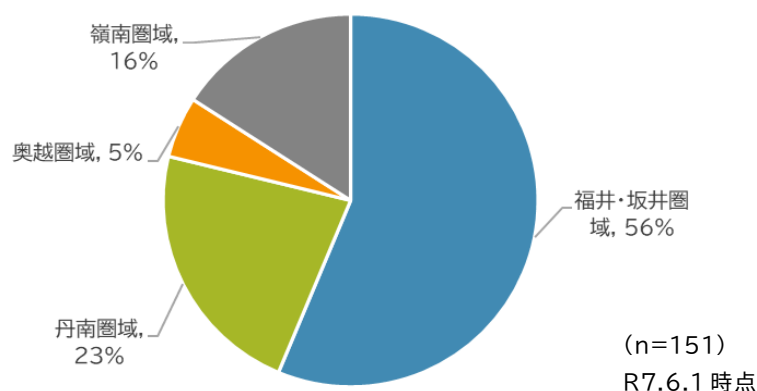


※障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制のこと

2-1-8 ふれあい保育推進事業※の状況

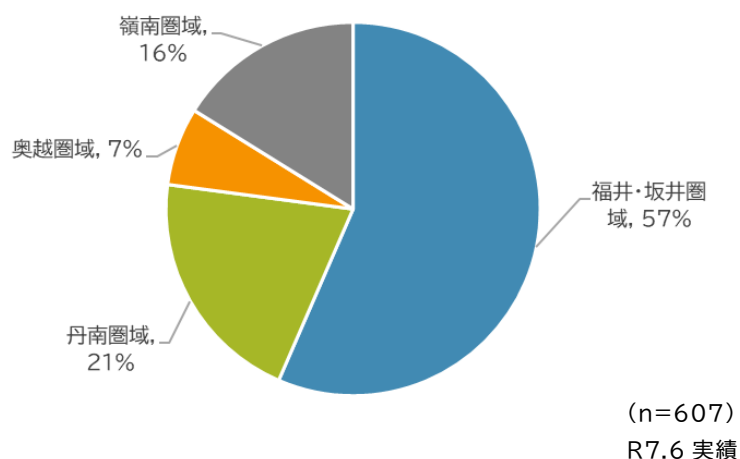
- 「ふれあい保育推進事業」を実施している保育所等（保育所および幼保連携型認定こども園）は 151 カ所であり県内の保育所等の 54%（保育所 124 カ所、幼保連携型認定こども園 156 カ所）で実施されている。
- 圏域別にみると、「福井・坂井圏域」の保育所等が 56%、「丹南圏域」の保育所等が 23%、「奥越圏域」の保育所等が 5%、「嶺南圏域」の保育所等が 16%となっている（R7.6.1 時点）。

ふれあい保育事業を実施している保育所等:151カ所



- 「ふれあい保育推進事業」で支援している乳幼児は 607 人であり、圏域別分布は、実施している保育所等の分布と概ね同じである（R7.6.1 時点）。

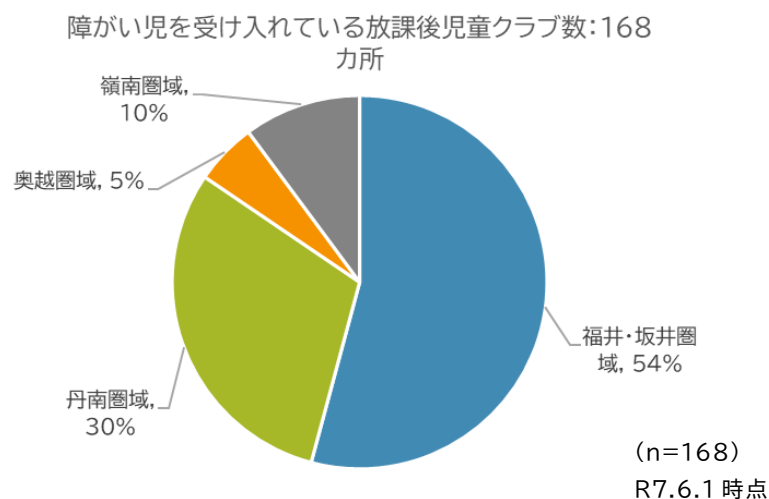
ふれあい保育事業で支援している乳幼児数:607人



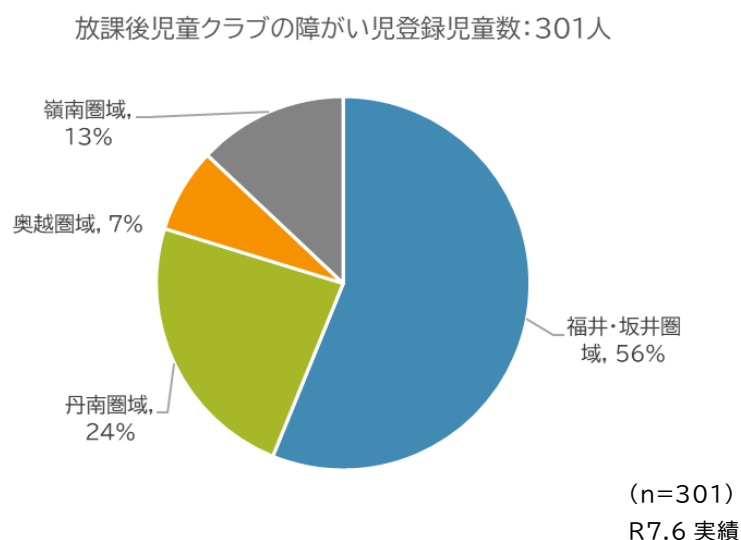
※ふれあい保育推進事業は、各市町において実施している中程度の障がい児を保育所等に入園させている園へ加配する保育士の人件費を補助する事業

2-1-9 放課後児童クラブにおける障がい児の受入状況

- 障がい児を受け入れている放課後児童クラブは県内に 168 クラブであり、すべての放課後児童クラブで受け入れ可能としている。
- 圏域別にみると、「福井・坂井圏域」のクラブが 54%、「丹南圏域」のクラブが 30%、「奥越圏域」のクラブが 5%、「嶺南圏域」のクラブが 10%となっている（R7.6.1 時点）。



- 障がい児を受け入れている放課後児童クラブでの障がい児の登録数は 301 人であり、「福井・坂井圏域」の児童が 56%、「丹南圏域」の児童が 24%、「奥越圏域」の児童は 7%、「嶺南圏域」の児童が 13%となっている。

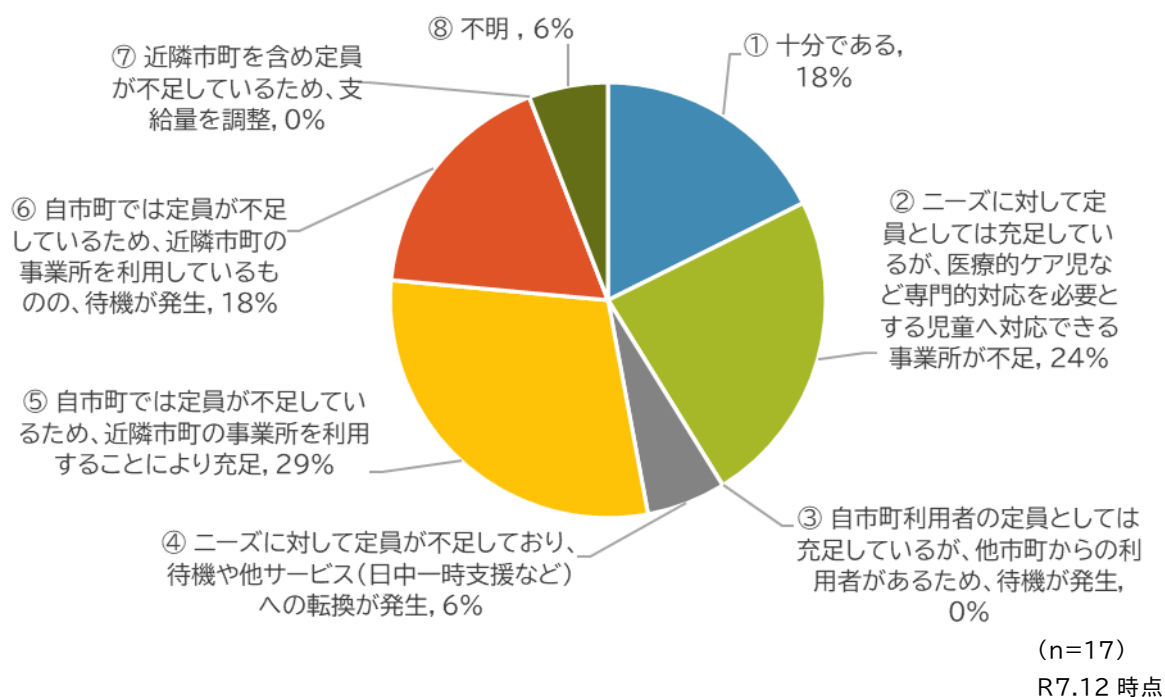


2-1-10 市町担当者による障がい児通所支援事業の需給状況

(1) 児童発達支援事業所（訪問型を含む）の需給状況

- 市町担当者による児童発達支援事業所（訪問型を含む）の需給状況は、①「十分である」と⑤「自市町では定員が不足しているため、近隣市町の事業所を利用することにより充足」の合計割合は47%となっている。
- ②「ニーズに対して定員としては充足しているが、医療的ケア児など専門的対応を必要とする児童へ対応できる事業所が不足」は24%となっており、①及び⑤と合わせると71%となり、専門的対応を必要とする児童へ対応できる事業所が不足を含むものの、7割の市町が概ね充足となっている。
- 他方、④と⑥の合計は24%となっており、一部の市町では待機が発生している。

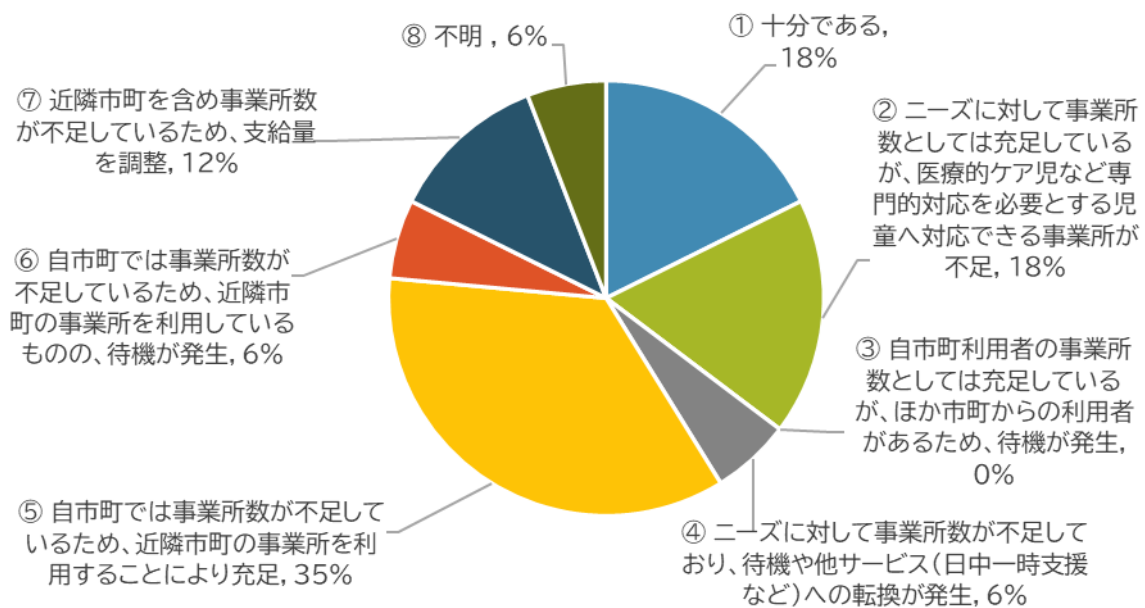
市町担当者による児童発達支援事業所(訪問型含む)の需給状況



(2) 保育所等訪問支援事業所の需給状況

- 市町担当者による保育所等訪問支援事業所の需給状況は、①「十分である」と⑤「自市町では定員が不足しているため、近隣市町の事業所を利用することにより充足」の合計割合は 53%となっている。
- ②「ニーズに対して定員としては充足しているが、医療的ケア児など専門的対応を必要とする児童へ対応できる事業所が不足」は 18%となっており、①及び⑤と合わせると 71%となり、専門的対応を必要とする児童へ対応できる事業所が不足を含むものの、児童発達支援事業所と同様、7 割の市町が概ね充足となっている。
- 他方、④と⑥、⑦の合計は 24%となっており、一部の市町では待機が発生している。

市町担当者による保育所等訪問支援事業所の需給状況

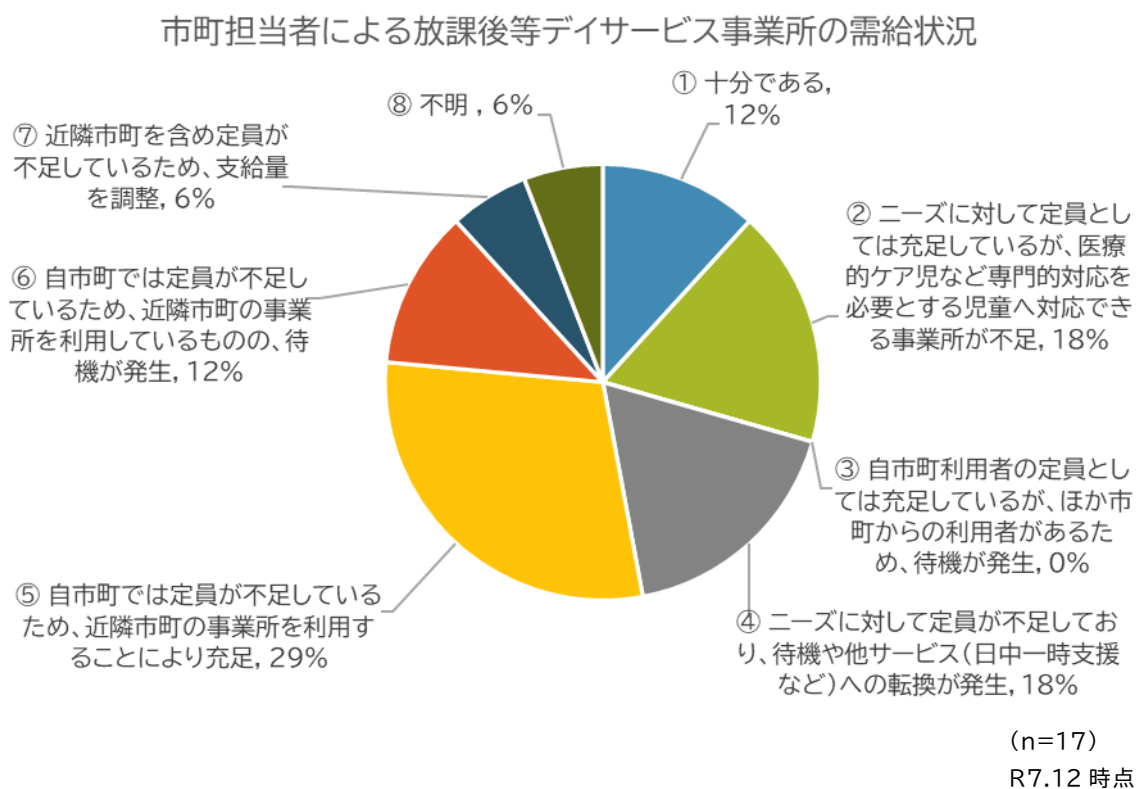


(n=17)

R7.12 時点

(3) 放課後等デイサービスの需給状況

- 市町担当者による放課後等デイサービス事業所の需給状況は、①「十分である」と⑤「自市町では定員が不足しているため、近隣市町の事業所を利用することにより充足」の合計割合は 41%となっており、児童発達支援事業所や保育所等訪問支援事業所での合計割合より 12%低くなっている。
- ②「ニーズに対して定員としては充足しているが、医療的ケア児など専門的対応を必要とする児童へ対応できる事業所が不足」は 18%となっており、①及び⑤と合わせると 59%となり、専門的対応を必要とする児童へ対応できる事業所が不足を含むものの、児童発達支援事業所と同様、6 割の市町が概ね充足となっている。
- 他方、④と⑥、⑦の合計は 36%となっており、一部の市町では待機が発生している。

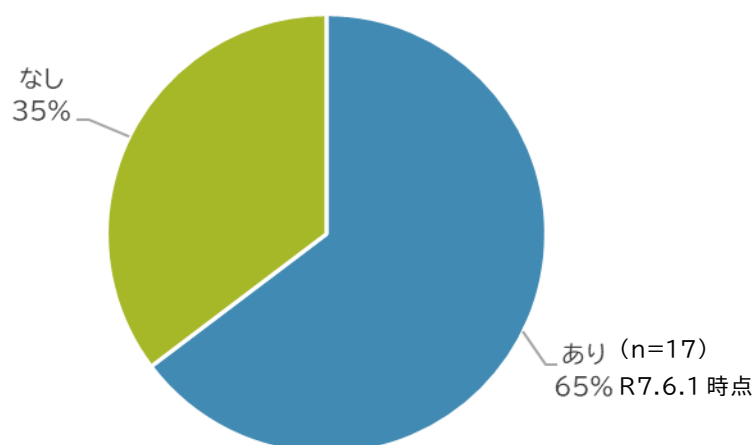


2-2 児童発達支援センターの整備状況

2-2-1 児童発達支援センターの整備状況

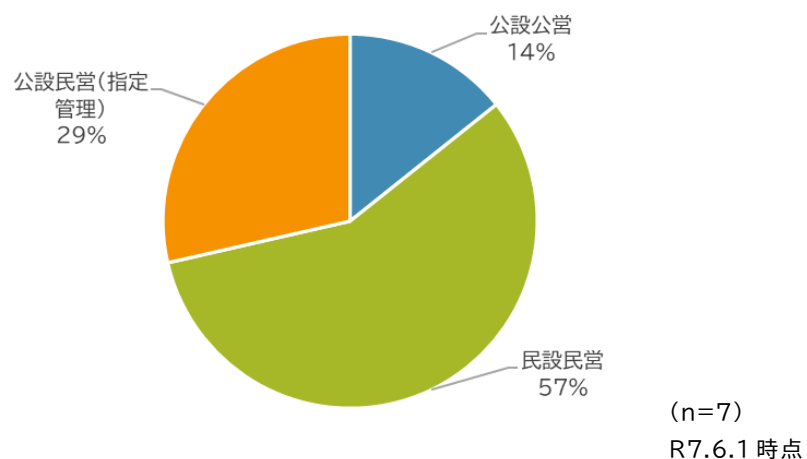
○市町の児童発達支援センターは県内に 7 カ所設置されており、11 市町（65%）の児童が利用可能である（R7.6.1 時点）。

市町の児童・障がい児が利用可能な児童発達支援センターの有無



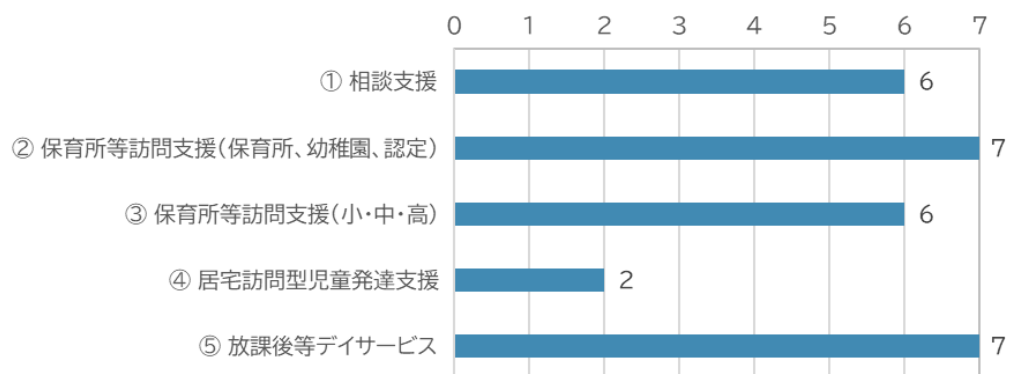
○児童発達支援センターの運営形態は、公設公営が 1 カ所（14%）、民設民営が 4 カ所（57%）、公設民営（指定管理）が 2 カ所（28%）である（R7.6.1 時点）。

児童発達支援センターの運営形態



○ほとんどの児童発達支援センターでは、相談支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスを実施しており、居宅訪問型児童発達支援も 2 カ所で行っている（R7.6.1 時点）。

児童発達支援センターで実施している事業

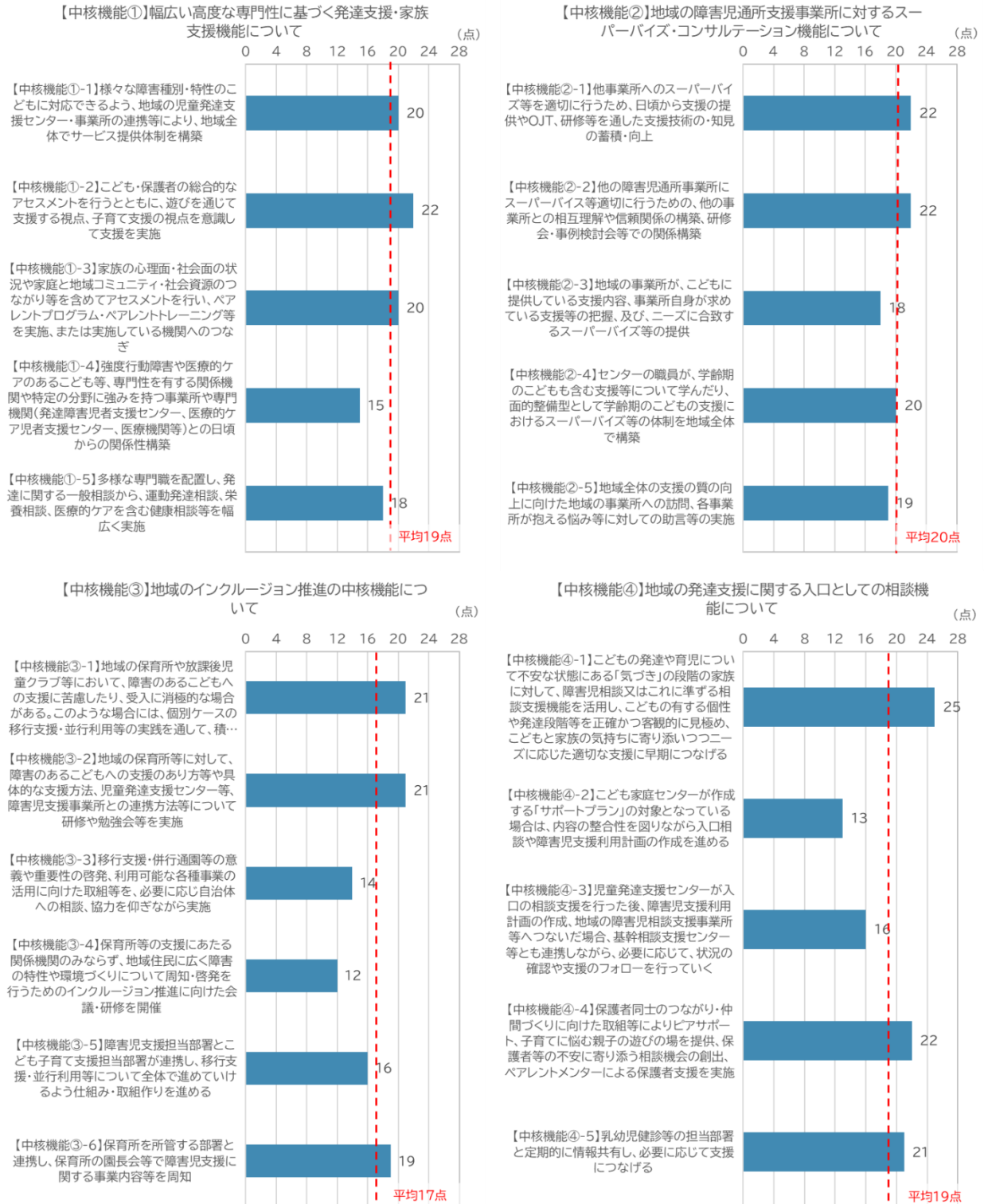


(n=7)

R7.6.1 時点

2-2-2 市町担当者が評価するセンターの中核機能の発揮状況

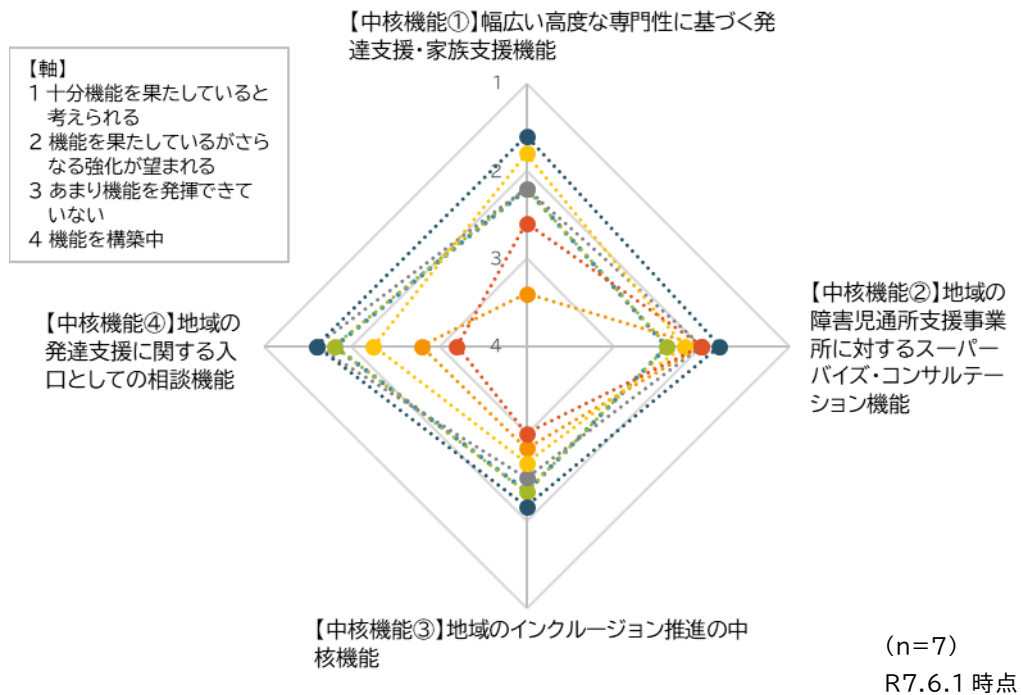
○市町担当者が評価するセンターの各機能の取組の発揮状況でみると、【中核機能③】「地域のインクルージョン推進」の点数が他の機能に比べ低くなっている。



※市町担当者によるセンターの各機能の取組の発揮状況の回答を点数化：「01 十分機能を果たしていると考えられる」4点、「02 機能を果たしているがさらなる強化が望まれる」3点、「03 あまり機能を発揮できていない」2点、「04 機能を構築中」1点として7センターの点数を集計（満点は28点）

○市町担当者によるセンターの各機能の取組の発揮状況を4つの中核機能ごとに平均化してみると、【中核機能③】「地域のインクルージョン推進」や【中核機能④】「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」の平均点が低いセンターもある。

7センターにおける中核機能の発揮状況



2-2-3 地域障がい児支援体制整備事業の活用状況

○センターの機能強化に向けた「地域障がい児支援体制整備事業」の活用状況をみると、「(イ) 地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進」や「(ウ) 母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進」の活用が少ない。

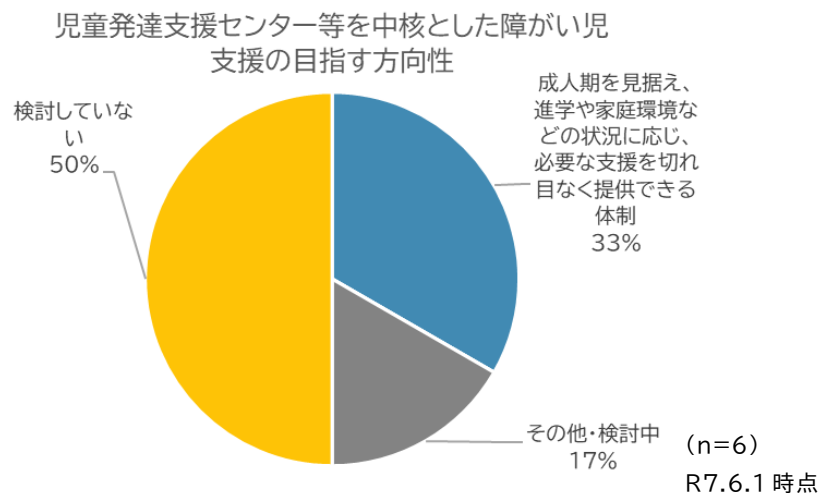
地域障がい児支援体制整備事業				回答数
(1) 児童発達支援センター等の機能強化等	(ア)児童発達支援センター等の機能強化	a 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成		4
		b 地域における障害児支援の質の向上	(a) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施	3
			(b) 地域のインクルージョンの推進	3
			(c) 障害が疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート	4
			(d) 地域の事業所等への研修等の実施	3
		c 選択事業		1
		事業内容	保護者に対する研修会等	
	(イ)地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進	a 地域の習い事等の事業者に対する後方支援		0
		b 地域住民等に対する啓発、相談等		2
	(ウ)母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進	a 乳幼児健診等における発達相談・発達支援の推進		1
		b 自治体の相談窓口における発達相談・発達支援の推進		2
		c メールやSNS等を活用した等を活用した発達相談・発達支援の推進		0
		d 関係機関との連携		2
(2) 巡回支援専門員整備				2
(1)の各事業、(2)、いずれも活用していない				0

2-3 児童発達支援センターの未設置市町の検討状況

2-3-1 児童発達支援センター等を中核とした障がい児支援の目指す方向性

○児童発達支援センター未設置の6市町における障がい児支援の目指す姿の方向性は、「成人期を見据え、進学や家庭環境などの状況に応じ、必要な支援を切れ目なく提供できる体制」が2市町（33%）、検討中が1市町（17%）、検討していないが3市町であった（R7.6.1時点）。

○「検討していない」と回答した市町における回答理由としては、「自治体外も含めた既存の社会資源等で、こども・保護者への支援が十分行われていると考えるため」と「センターの運営等に必要な人員、または受け手となる法人が確保できないため」となっている。



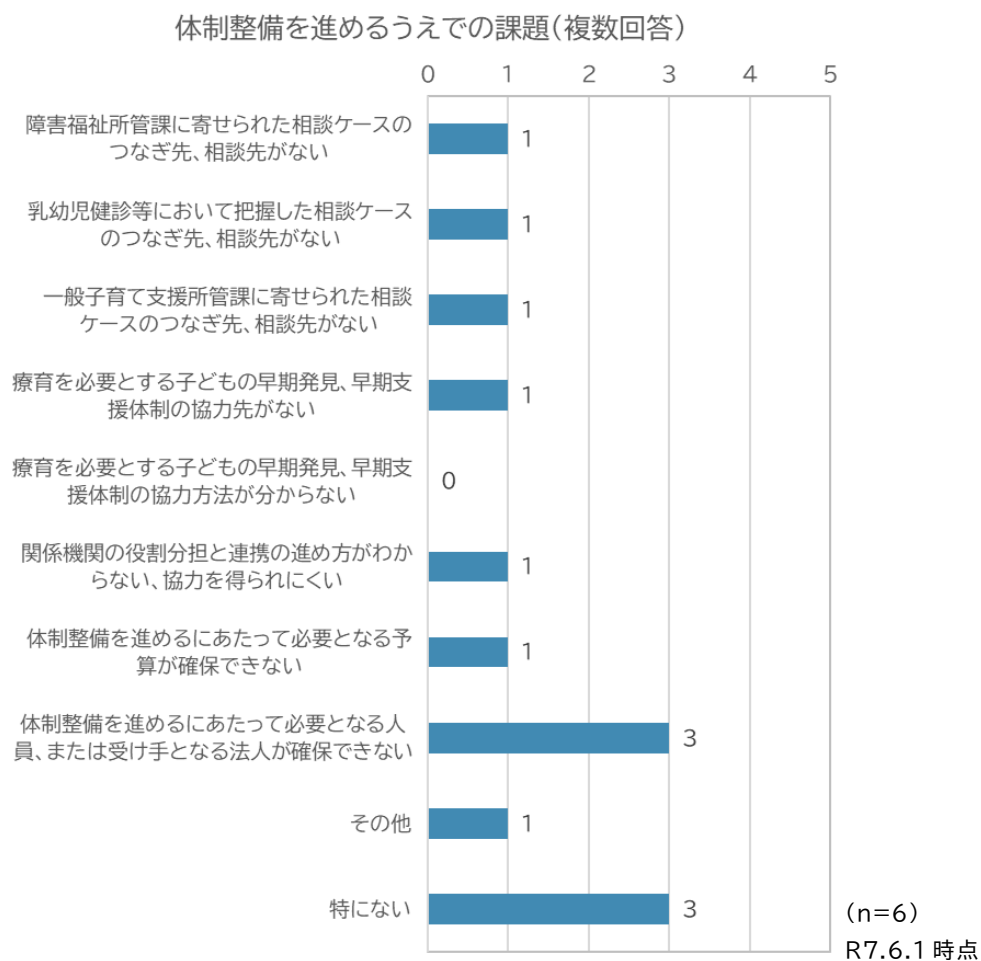
児童発達支援センターの設置に向けた検討を行っていない理由(複数回答)		回答数
01	自治体内の既存の社会資源※等で、こども・保護者への支援が十分行われていると考えるため	0
02	自治体外も含めた既存の社会資源等で、こども・保護者への支援が十分行われていると考えるため	2
03	センターの運営等に必要な予算が確保できないため	0
04	センターの運営等に必要な人員、または受け手となる法人が確保できないため	2
05	センターを開設したとしても、利用者を見込めないため	0
06	特に理由はない	1
07	その他	0

(n=3)
R7.6.1 時点

2-3-2 児童発達支援センターを中心とした体制整備を進めるうえでの課題

○児童発達支援センターを中心とした体制整備を進めるうえでの課題としては、「体制整備を進めるにあたって必要となる人員、または受け手となる法人が確保できない」が半数を占める。

○他方、「特にない」も半数を占める。



2-3-3 センターを中心とした体制整備を進めるうえで県に期待する支援

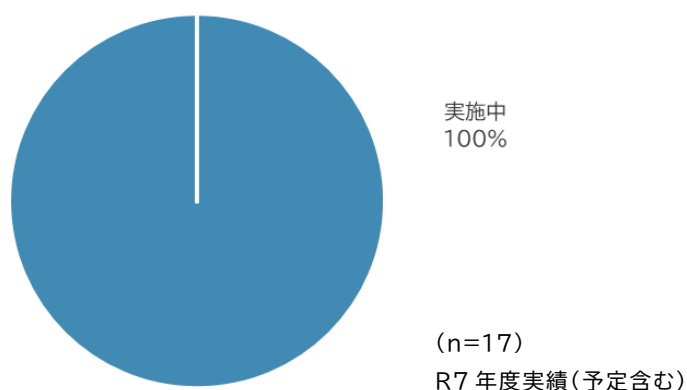
- 過年度の県事業「出前型サポート活動」のような、市町単独では実施できない、事業所や児童クラブへのスーパーバイズを行ってほしい

2-4 こどもの発達支援ニーズへの気づきの場、つなぎ、連携状況

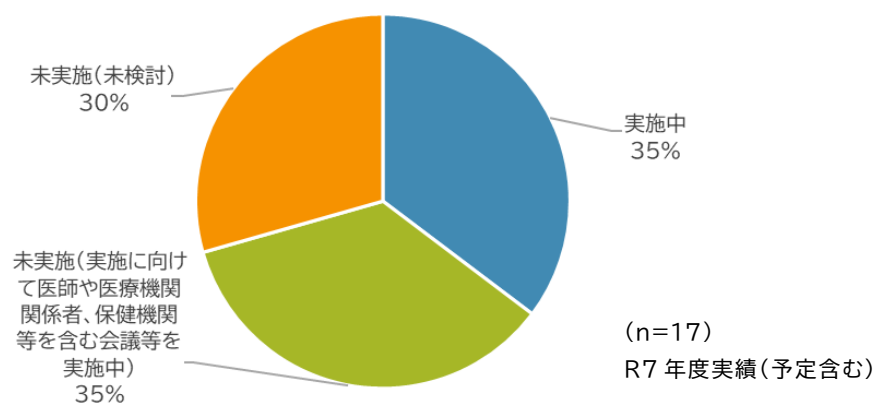
2-4-1 公費負担で実施している「1か月健診」「5歳児健診」の実施状況

- 1か月健診は全ての市町で実施している（R7.6.1時点）。
- 5歳児健診は、「実施中」が6市町（35%）、「未実施（実施に向けて医師や医療機関関係者、保健機関等を含む会議等を実施中）」が6市町（35%）、「未実施（未検討）」が5市町である（R7.6.1時点）。

公費負担による1か月健診の実施状況



公費負担による5歳児健診の実施状況

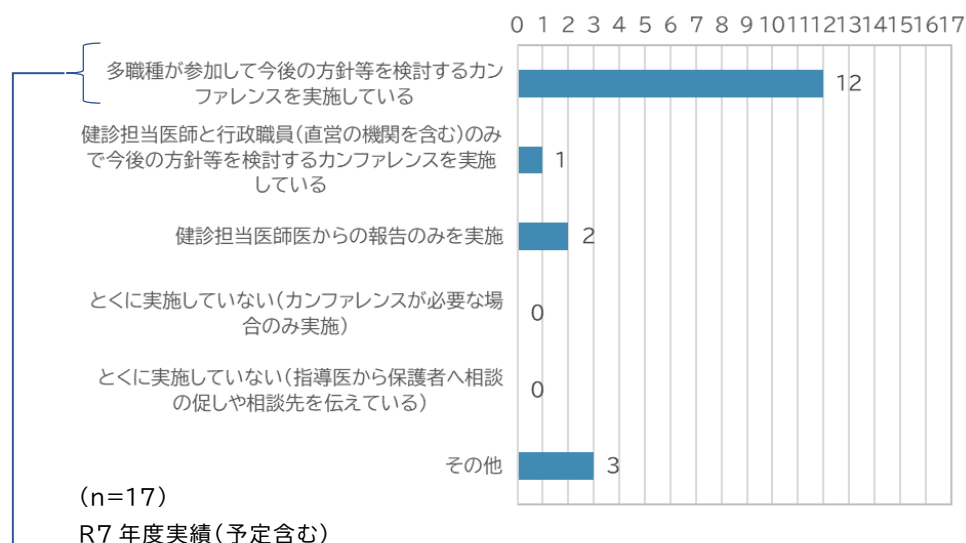


2-4-2 健診後カンファレンスの実施状況

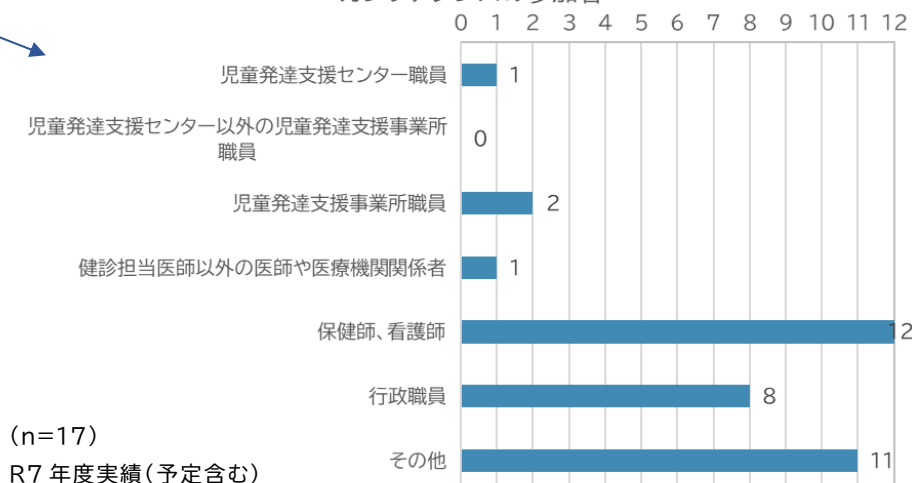
○1 か月健診は全ての市町で実施している（R7.6.1 時点）。

○健診後のカンファレンスにおいて、多職種が参加しているカンファレンスを実施している市町は 12 市町（71%）であり、保健師や看護師、保育士、心理士、保育カウンセラー等、様々な職種が参加している。

多職種による評価、支援の必要性の検討等を行う健診後カンファレンスの実施状況(複数回答)



カンファレンスの参加者



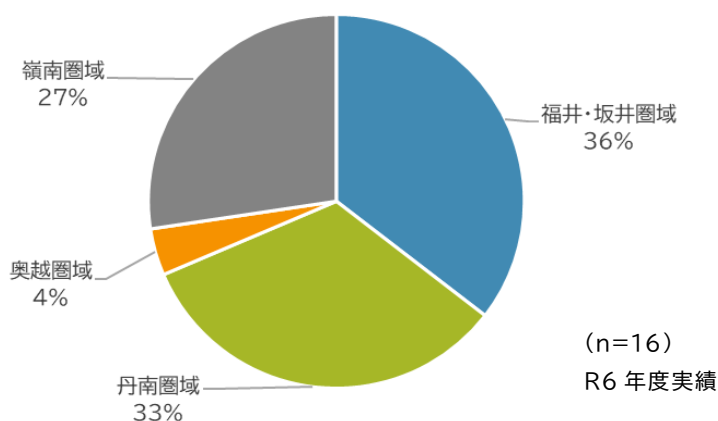
【その他の具体例】

児童家庭支援センター職員、母子父子自立支援員、保育カウンセラー、保育士、公認心理師、心理士、言語聴覚士、家庭相談員、管理栄養士、学校指導主事、歯科衛生士

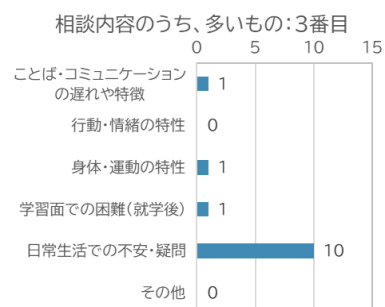
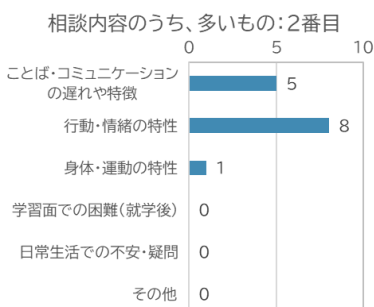
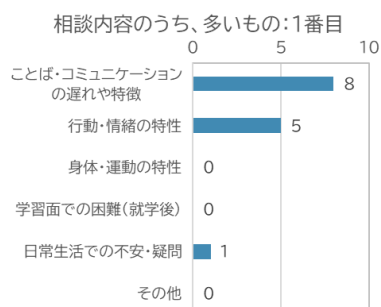
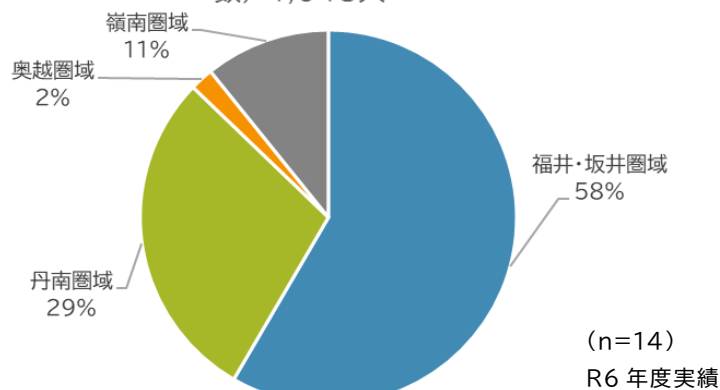
2-4-3 発達相談会の実施状況

- 令和6年度において市町による発達相談会は、県内で296回開催され、総相談者数（延べ人数）は1,048人であった（注：担当者が把握している範囲内による開催数）。参加者の内訳では、人口の多い「福井・坂井圏域」が58%であった。
- 相談内容は「ことば・コミュニケーションの遅れや特徴」、「行動・情緒の特性」、「日常生活での不安・疑問」が多かった。

令和6年度の発達相談会の開催数:296回



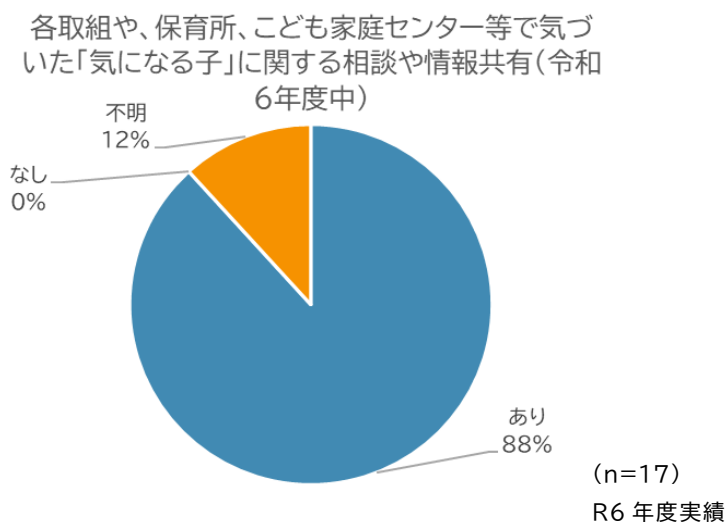
令和6年度の発達相談会の総相談者数(延べ人数):1,048人



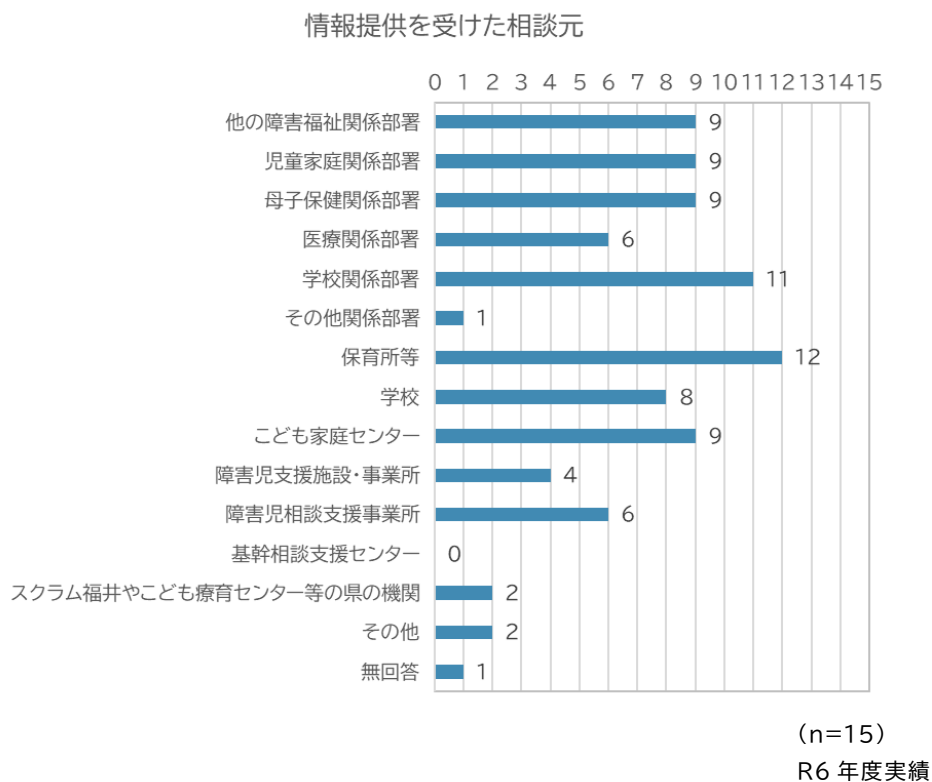
(n=14)
R6 年度実績

2-4-4 気になる子の庁内等での情報共有の助教

○令和6年度において、他部署や他機関からの「気になる子」について、ほとんどの市町において障がい福祉担当部署への情報共有があった。

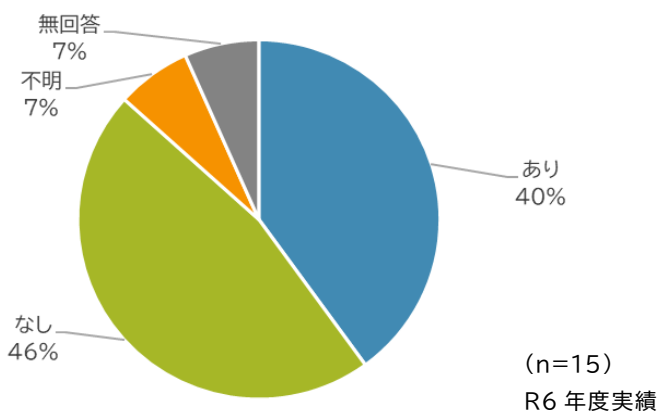


○相談元は、保育所等や学校関係機関等、様々な部署・機関となっている。



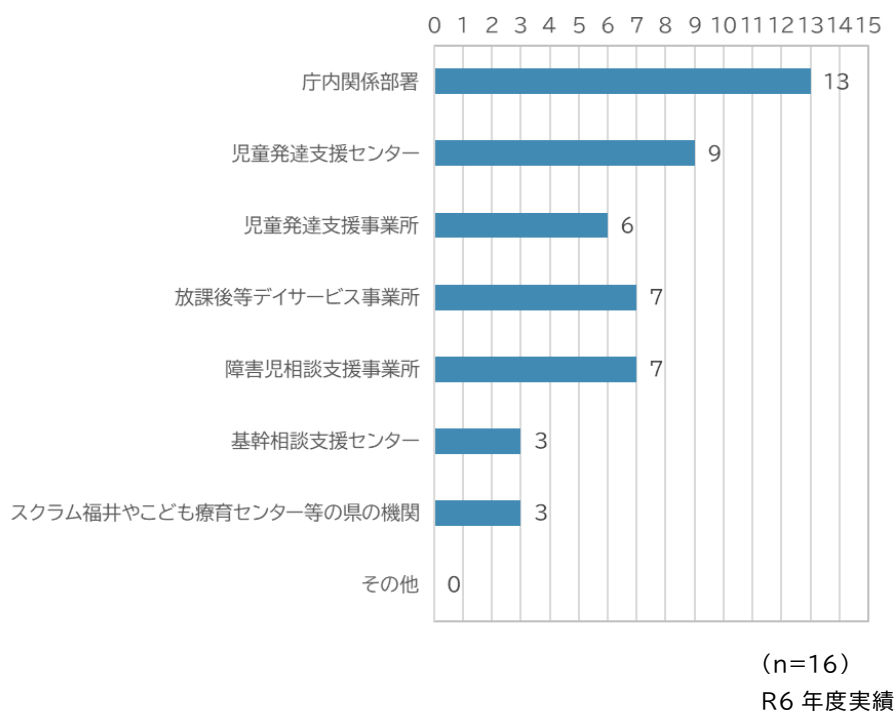
○「気になる子」についてを相談を受けた時の、保育カウンセラーの派遣依頼の有無では、40%の市町が「あり」となっている。

相談元からの気になる子に関する相談を受けた時の保育カウンセラーの派遣依頼の有無



○情報提供を受けた時の相談先も、庁内関係部署や児童発達支援センター等、様々な部署・機関と連携している。

情報提供を受けた時の相談先

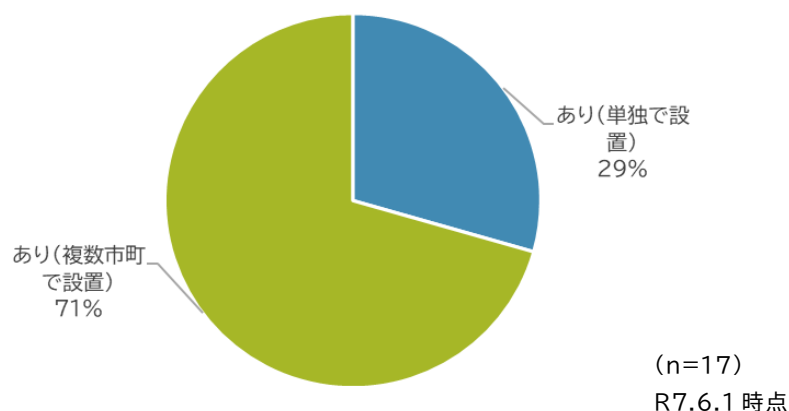


2-5 障がい児支援に係る支援のネットワークの状況

2-5-1 (自立支援)協議会の状況

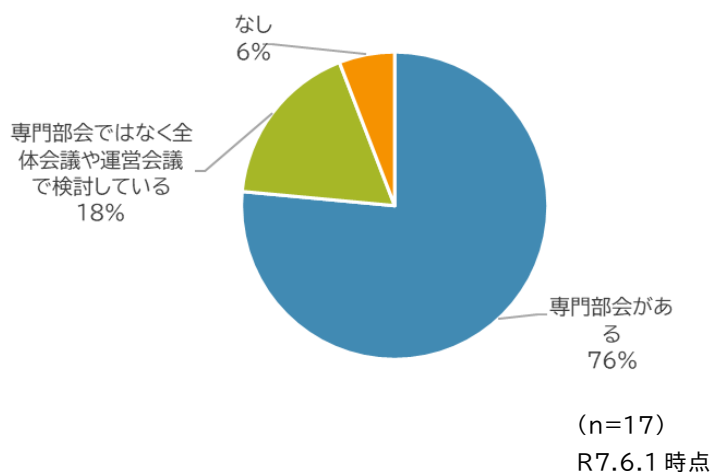
- (自立支援)協議会は、全市町に設置されており、「単独で設置」が約 3 割、「複数市町で設置」が約 7 割となっている (R7.6.1 時点)。

(自立支援)協議会の有無



- (自立支援)協議会において、気になる子や障がい児の地域支援体制整備について検討する専門部会は、約 8 割の市町で設置されている。(R7.6.1 時点)。

気になる子や障がい児の地域支援体制整備について検討する専門部会の有無



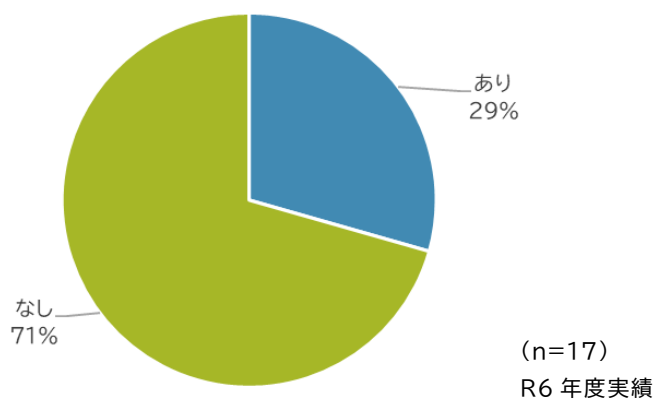
■ R5～R7 の専門部会でのテーマ

- ・ 教育と福祉の連携について
- ・ 不登校支援について
- ・ 報酬改定について
- ・ インクルージョンについて
- ・ 医療的ケア児の支援について
- ・ 放課後等デイサービスに係る送迎支援について
- ・ 事業所情報誌の更新について
- ・ 障がい者の災害時避難について
- ・ こどもの移行支援の縦と横の連携についての講演会
- ・ 意見交換会：特別支援学校や小児科医・OT との意見交換会や事例検討

2-5-2 障がい児支援体制整備に関する庁内会議の状況

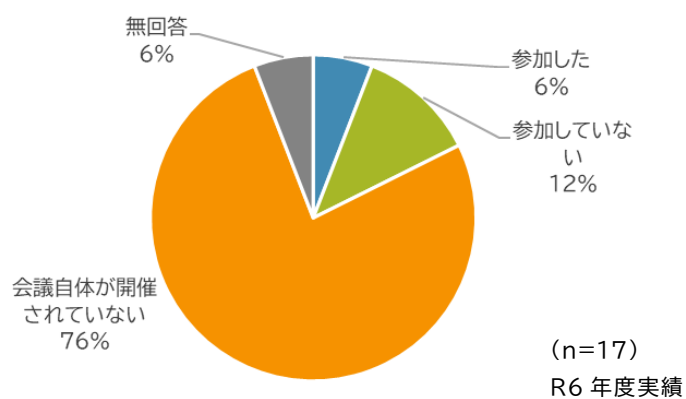
○障がい福祉担当部署が主催する障がい児支援体制整備に関する庁内会議は、約 3 割の市町で実施されている（R6 年度実績）。

障がい福祉担当部署が主催する障がい児支援体制整備に関する庁内会議の有無



○障がい福祉担当部署以外において障がい児支援体制整備に関する庁内会議は、約 8 割の市町で開催されていない（R6 年度時点）。

貴部署以外が主催した障がい児支援体制整備に関する庁内会議への参加の有無

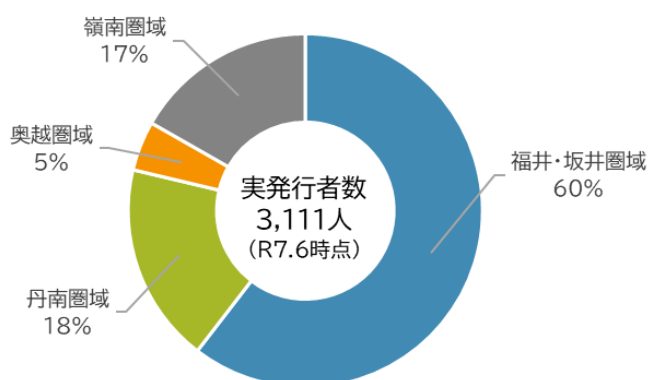


2-6 支援決定等の運用状況

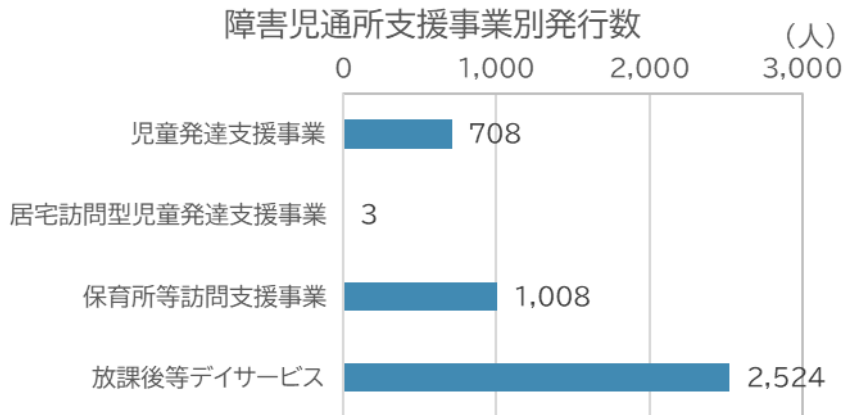
2-6-1 障がい児通所支援受給者証の発行状況

- 令和7年6月1日時点での障がい児通所支援受給者証の実発行者数（併用支給者は1人とした数）は3,111人となっている。
- 支援事業別にみると、放課後等デイサービスは2,524人、保育所等訪問支援事業が1,008人、児童発達支援事業が708人、居宅訪問型児童発達支援事業が3人であった。

障害児通所支援受給者証の実発行者数
(併用支給者は1人とした実発行者数)



障害児通所支援事業別発行者数



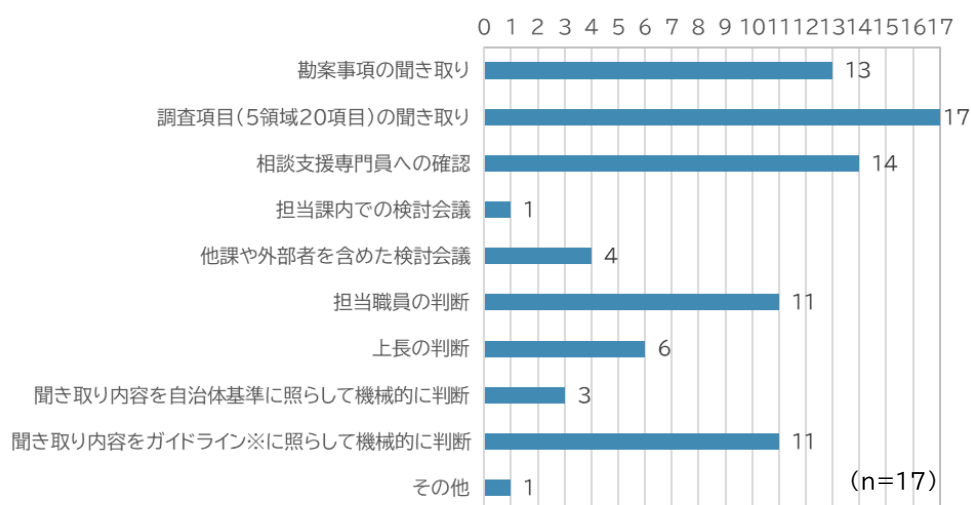
(n=3,111)
R7.6 実績

2-6-2 放課後等デイサービスに関わる支給決定プロセスの状況

○放課後等デイサービスの支給決定過程で、原則的に実施しているプロセスとしては、「調査項目（5領域20項目）の聞き取り」や、「相談支援専門員への確認」、「勘案事項の聞き取り」を行っている市町が多い。

○判断時においては、「担当職員の判断」や「聞き取り内容をガイドライン（「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」令和7年1月）に照らして機械的に判断」が多い。

支給決定の過程で原則的に実施しているプロセス(複数回答)
(放課後等デイサービス)

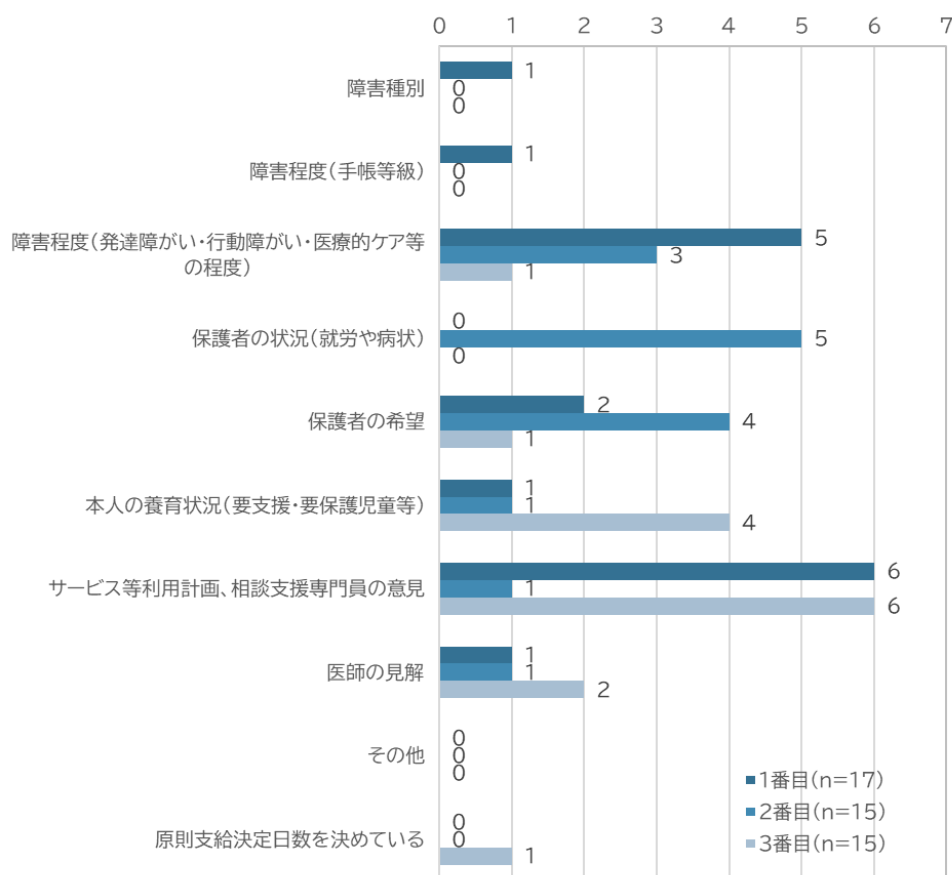


2-6-3 支給決定及び支給量を決めるにあたり、強く影響する事

○放課後等デイサービスの支給決定及び支給量を決めるにあたり、強く影響する事として、1番目は「サービス等利用計画、相談支援専門員の意見」が最も多く、次いで、「障害程度（発達障がい・行動障がい・医療的ケア等の程度）」となっている。

○2番目では「保護者の状況（就労や病状）」が最も多く、次いで、「保護者の希望」となっている。3番目では、また「サービス等利用計画、相談支援専門員の意見」が最も多く、次いで、「本人の養育状況（要支援・要保護児童等）」となっている。

支給決定及び支給量を決めるにあたり、強く影響する事【上位3つ】
（放課後等デイサービス）

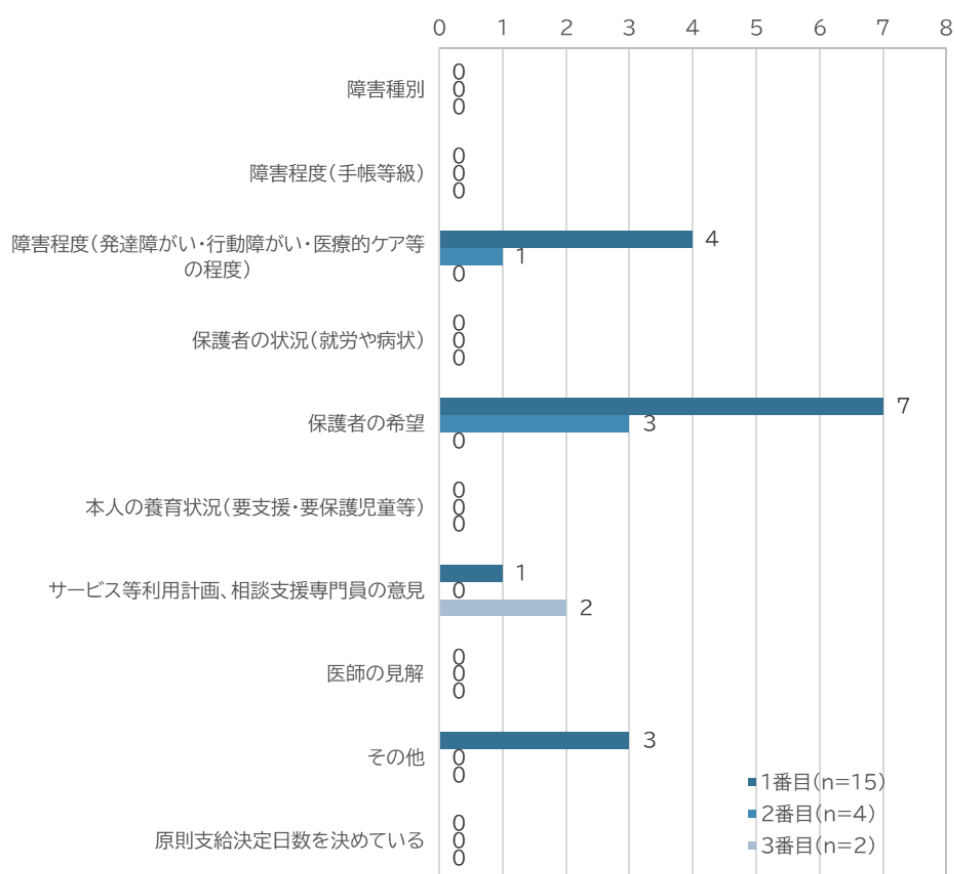


2-6-4 支給決定及び支給量を決めるにあたり、特に判断に困る事項

○放課後等デイサービスの支給決定及び支給量を決めるにあたり、特に判断に困る事項として、1 番目は「保護者の希望」が最も多く、次いで、「障害程度（発達障がい・行動障がい・医療的ケア等の程度）」となっている。

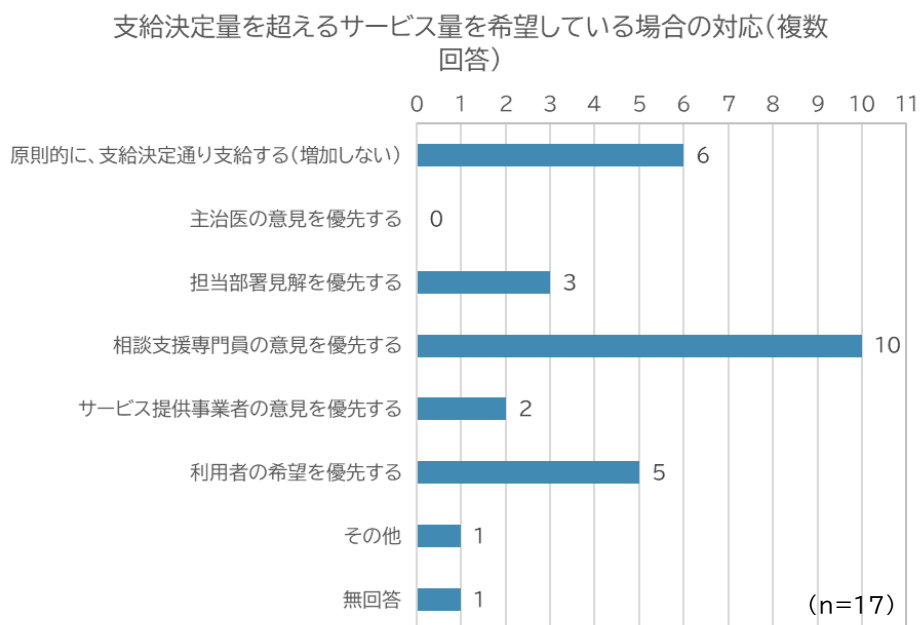
○2 番目や 3 番目の回答は少なく、上記項目が特に判断に困る事項となっている。

支給決定及び支給量を決めるにあたり、特に判断に困る事項【上位3つ】
（放課後等デイサービス）

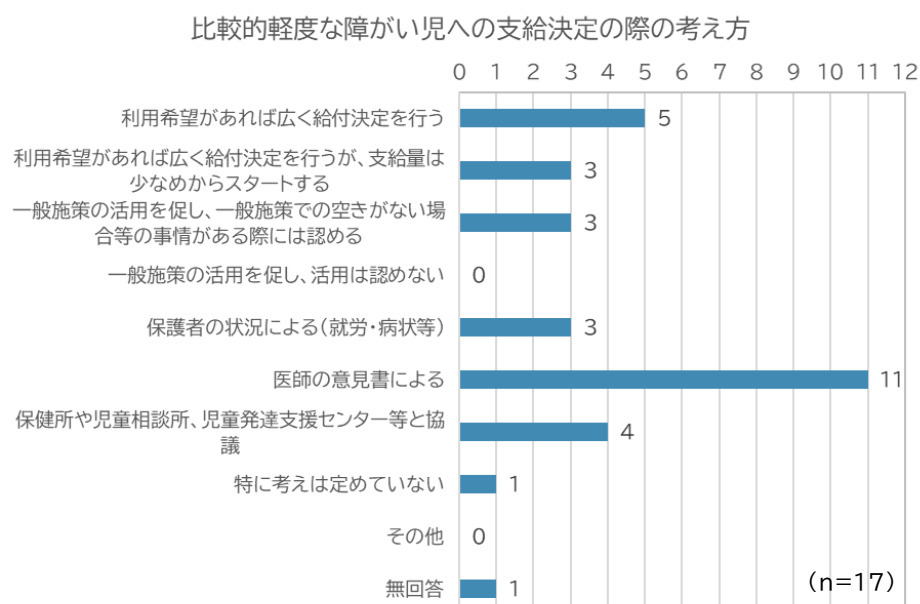


2-6-5 支給決定プロセスにおける個別ケースについて

○支給決定量を超えるサービス量を希望している場合の対応としては、「相談支援専門員の意見を優先する」が最も多く、ついで、「原則的に、支給決定通り支給する（増加しない）」、「利用者の希望を優先する」となっている。



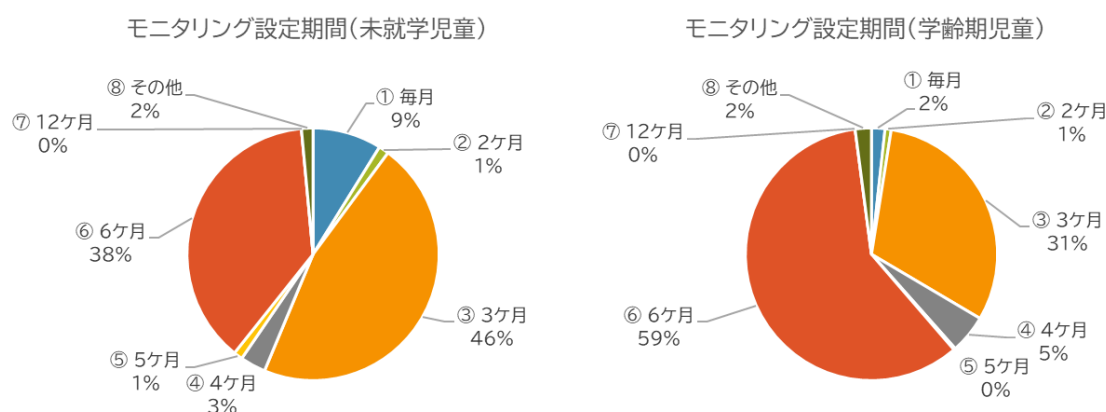
○比較的軽度な障がい児への支給決定の際には、医師の意見書をもとに判断している場合が多い。



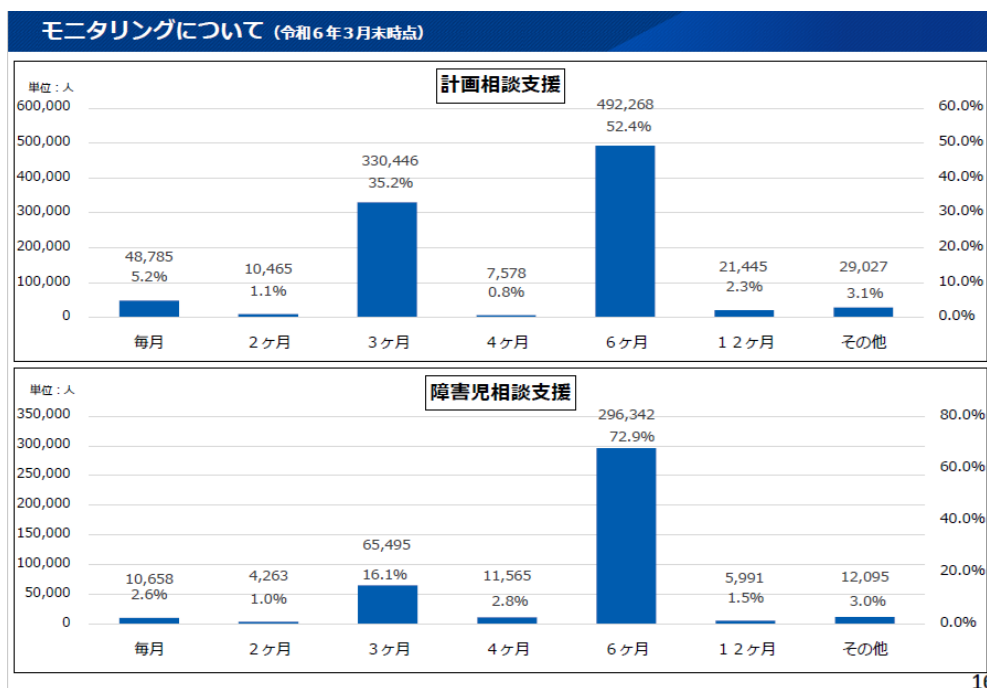
2-6-6 モニタリング設定期間

○未就学児童のモニタリング設定期間は、「3ヶ月」が46%と最も多く、次いで、「6ヶ月」が38%となっている。

○学齢期児童は、「6ヶ月」が59%、「3ヶ月」が31%となっている。



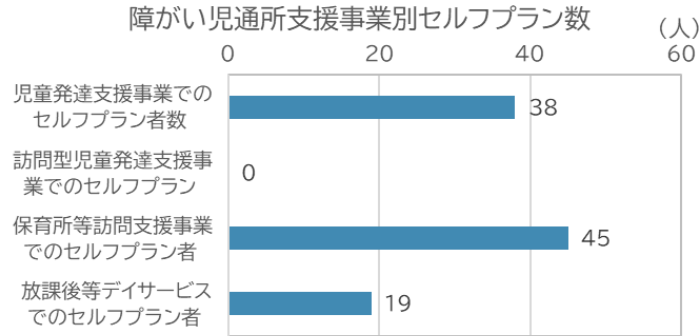
■モニタリング設定期間の全国平均（R6.3）



出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室相談支援係
「障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）別添資料1」,
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51943.html

2-6-7 セルフプランの状況

○「障がい児通所支援受給者証の実発行者数」のうち、セルフプランによるものは57人と少なく、相談支援事業所の少ない一部市町でのみ、セルフプランによる発行となっている。

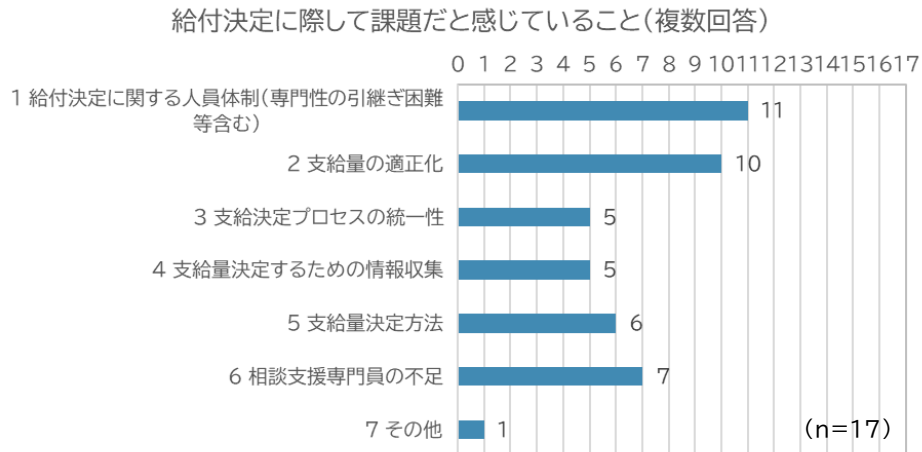


福井県	R7.6実発行者数	3,111人
	R7.6セルフプラン数	57人
	セルフプラン率	1.83%
セルフプラン率の全国平均 (R6.3)		30.70%

全国平均の出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室相談支援係「障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）別添資料1」,
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51943.html

2-6-8 給付決定に際して課題だと感じていること

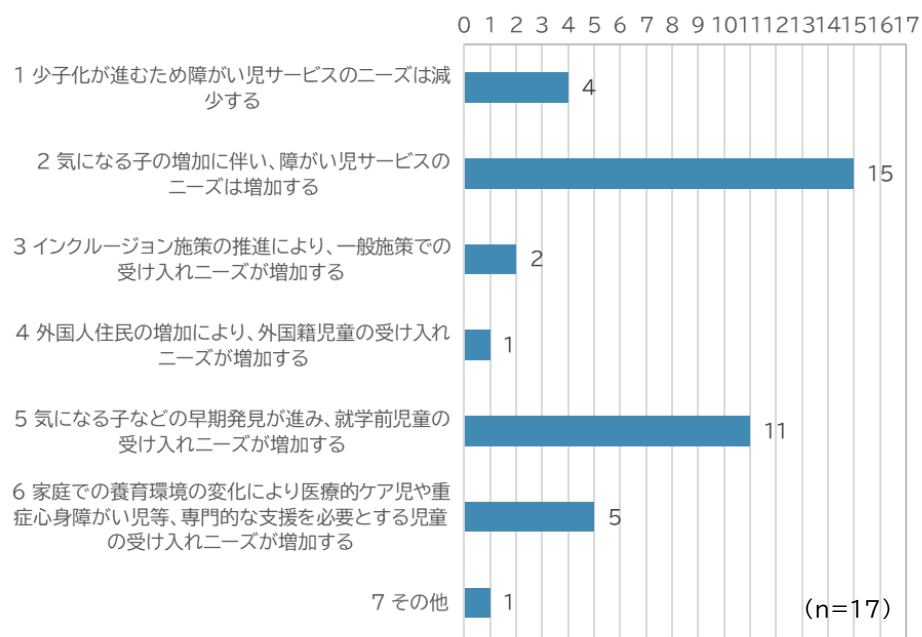
○給付決定に際して課題だと感じていることについては、「給付決定に関する人員体制（専門性の引継ぎ困難等含む）」が最も多く、次いで、「支給量の適正化」となっている。



2-6-9 障がい児サービスの今後（5年間程度）の需要見込み

○障がい児サービスの今後（5年間程度）の需要見込みをみると、「気になる子の増加に伴い、障がい児サービスのニーズは増加する」との回答が最も多く、次いで、「気になる子などの早期発見が進み、就学前児童の受け入れニーズが増加する」となっている。

障がい児サービスの今後(5年間程度)の需要見込み(複数回答)



2-7 障がい児支援体制整備についての今後の方針や県に期待する役割等

市町担当者による今後の方針や県に期待する役割等は以下のとおりである。

【今後の方針】

- 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画において、令和8年度末までに児童発達支援センターと同等の機能を提供するとしており、どのような体制で機能を提供するのが適当か、関係部署や関係機関と連携して検討していきたい。

【県に期待する役割】

- 市町の現状を踏まえた障がい児支援体制整備についての助言がほしい。
- スーパーバイザーを派遣し、地域にあった体制整備についてアドバイスがほしい。
- 学校等への療育に関する研修の実施（発達についての知識の提供、学校等に向けて療育に関すること、等）
- 協議会や部会に県の担当者も参加してほしい
- 放課後等デイサービス事業所の開所支援。

2-8 市町アンケート調査結果とりまとめ

市町アンケート調査のとりまとめを以下に示す。

(1) 障がい児通所支援事業所の状況

- ・児童発達支援事業所は、令和7年6月時点で、県内に53カ所あり、619人の児童が利用している（p.2-1）。ただし、全国や北陸地方で比較すると、事業所数は少ない（p.2-2）。
- ・他方、保育所等訪問支援事業所は、県内に28カ所（p.2-3）あり、全国や北陸地方で比較すると、事業所数は多い（p.2-4）。また、各市町において、保育所等での中軽度の障がい児受け入れを進める「ふれあい保育推進事業」や、公認心理師など専門家が保育所等を巡回し、発達の気になる子などに対する保育士への具体的な支援方法の助言、保護者への育児相談などを行う「保育カウンセラー配置事業」も実施されている。保育所等における気になる子や障がい児への支援体制の構築が進められていると考えられる。
- ・放課後等デイサービス事業所は、県内に131カ所（p.2-5）あり、全国平均と比べると少ないものの、北陸地方では大きな違いは見られない（p.2-6）。利用児童は2千人を超え、夏休み期間で利用児童が増える傾向にある（p.2-5～2-6）。しかし、市町担当者による需給状況の設問において、近隣市町を含め定員が不足していると受け止める市町も36%（p.2-16）あり、支給決定プロセスにおいても、「保護者の希望」への対応の苦慮（p.2-34）や「支給量の適正化」を課題（p.2-37）と感じる市町も多く、需給のバランス調整の難しさがみられる。
- ・障がい児を受け入れている放課後児童クラブは県内に168クラブあり、301人が登録されている（p.2-13）。「ふれあい保育推進事業」により保育所等で支援している乳幼児607人（p.2-12）と比べると、対象となる児童数を考慮しても放課後児童クラブによる障がい児の受け入れは課題があると考えられる。

(2) 児童発達支援センターの状況

- ・市町の児童発達支援センターは、県内に7カ所設置されており、令和7年6月時点で11市町の児童が利用可能である（p.2-17）。児童発達支援センター未設置の自治体においては、一部の自治体で検討がされているものの、その他は検討中となっている（p.2-22）。
- ・地域資源は限られている市町が多いが、庁内関係部署や保育所等、こども家庭センター、学校等との連携により、一部の中核機能は担える可能性があるとの回答であった（p.2-22）。
- ・県に期待する役割としては、スーパーバイズ機能であった（p.2-23）。

(3) 気づきの場、つなぎ、連携状況

- ・「1か月健診」は全ての市町で実施しており、「5歳児健診」についても一部市町で実施されている（p.2-24）。健診後のカンファレンスにおいては、多職種が参加しており、気づき、つなぎの場になっていると推察される（p.2-25）。

- ・発達相談会もほとんどの市町で実施されており、延べ千人以上の相談を受けている（p.2-26）。
- ・健診や発達相談会での気づきによる障がい福祉部署への情報共有も行われており（p.2-27）、状況によっては、保育カウンセラーの派遣依頼もなされている（p.2-28）。

（４）障がい児支援に係るネットワークの状況

- ・（自立支援）協議会は全市町に設置されており、気になる子や障がい児の地域支援体制整備について検討する専門部会も、約８割の市町で設置されている。そこでは、様々なテーマで検討が行われており、障がい児支援体制整備に向けた重要な機関と考えられる（p.2-29）。
- ・他方、市町庁内における障がい児支援体制整備に関する会議は少ない状況であった（p.2-30）。

（５）支給決定等の運用状況

- ・令和７年６月１日時点での障がい児通所支援受給証の実発行数（併用支給者は１人とした数）は３,１１１人となっており、支援事業別にみると、放課後等デイサービスは２,５２４人、保育所等訪問支援事業が１,００８人、児童発達支援事業が７０８人、居宅訪問型児童発達支援事業が３人であった（p.2-31）。
- ・放課後等デイサービスの支給決定及び支給量を決めるにあたり、本人の状況（「サービス等利用計画、相談支援専門員の意見」や「障害程度（発達障がい・行動障がい・医療的ケア等の程度）」）、保護者の状況（「保護者の状況（就労や病状）」や「保護者の希望」）、養育の状況（「本人の養育状況（要支援・要保護児童等）」）を考慮して判断されている（p.2-33）。他方、支給決定及び支給量を決めるにあたり判断に困る事項として、「保護者の希望」が最も多くあげられており（p.2-34）、保護者の意向と支援ニーズに基づく適切な支給量との調整に難しさがあることが推察された。
- ・モニタリング設定期間は、未就学児童では「３ヶ月」が４６％、「６ヶ月」が３８％、学齢期児童では「３ヶ月」が３１％、「６ヶ月」が５９％となっており、全国平均に比べてもモニタリング頻度は高い（p.2-36）。
- ・セルフプラン率も、全国平均に比べると割合はかなり低くなっている（p.2-37）。

3. 放課後等デイサービス実態調査

県内の放課後等デイサービスに関する実態把握をおこなうため、「放課後等デイサービス事業所」「放課後等デイサービス利用者」「放課後等デイサービス未利用者」を対象としたアンケート調査を実施した。

各調査結果を以下に示す。

3-1 放課後等デイサービス事業所調査

3-1-1 事業所調査の実施概要

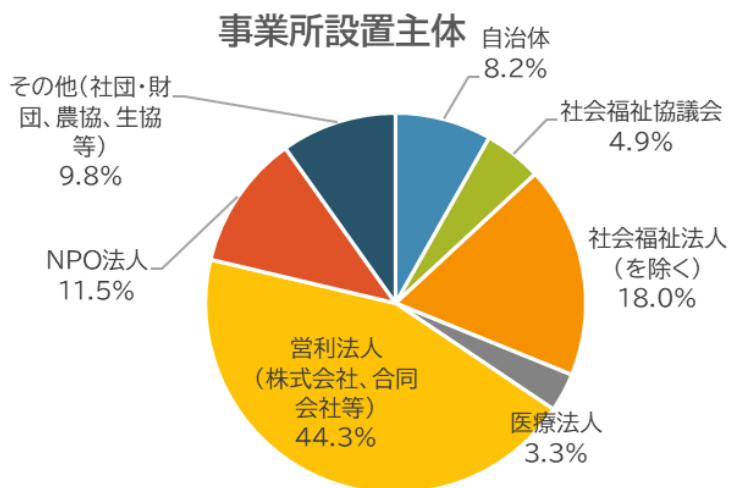
調査目的	・法人種別や人員体制等の事業所概要、利用児童について、活動概要、本人や家族からのニーズ、待機児童の状況等の把握
調査対象	・福井県内の放課後等デイサービス事業所・計 131 か所
調査手法	・メールによる WEB アンケートフォーム及び Excel の配布・回収 送付ルート：福井県庁→各放課後等デイサービス事業所
調査時期	・令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月
回答数・ 回答率	・61 事業所（回収率 46.5%）
主な 調査項目	I. 基本情報 II. 利用児の概要 III. 提供している支援内容の概要 IV. 利用者からのニーズ V. 待機利用者の概要 VI. 管利用申込希望の現状 VII. 課題と展望

3-1-2 調査結果

3-1-2-1 事業所概要

(1) 事業所の設置主体

○回答事業所のうち、設置主体は営利法人が約 44%で最も多い。

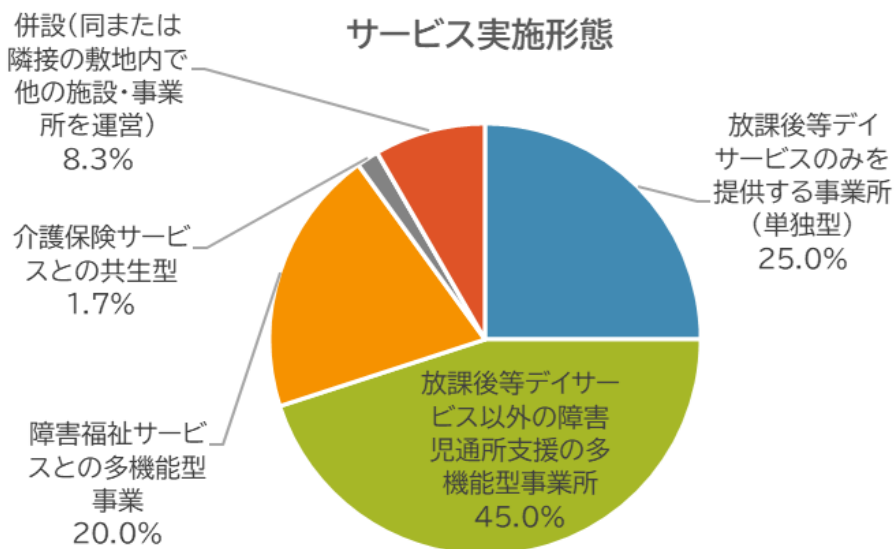


(n=61)

(2) サービス実施形態

○45%が他の障がい児通所支援との多機能型事業所だった。

○障がい児支援に限らない障がい福祉サービスとの多機能型を含めると、65%が多機能型となった。

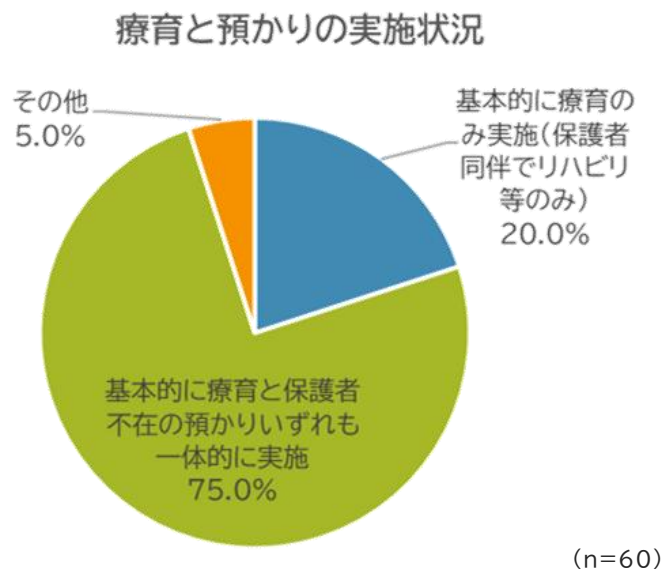


(n=60)

※回答事業所のうち 1 事業所は休止中のため、以降の回答は 60 事業所の回答

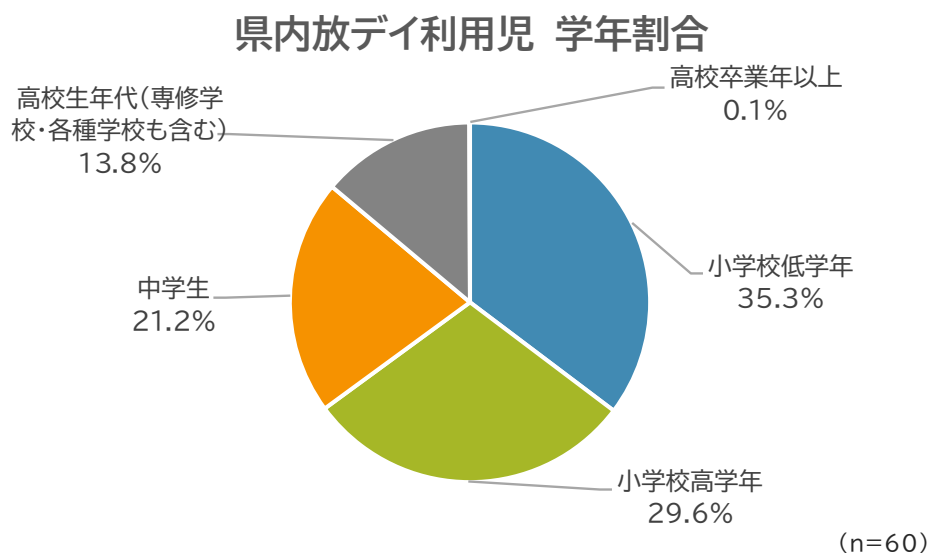
(3) 療育と預かりの実施状況

- 75%の事業所が療育と預かりを一体実施
 その他：学習障がい（LD）の子を対象とした学習支援 等



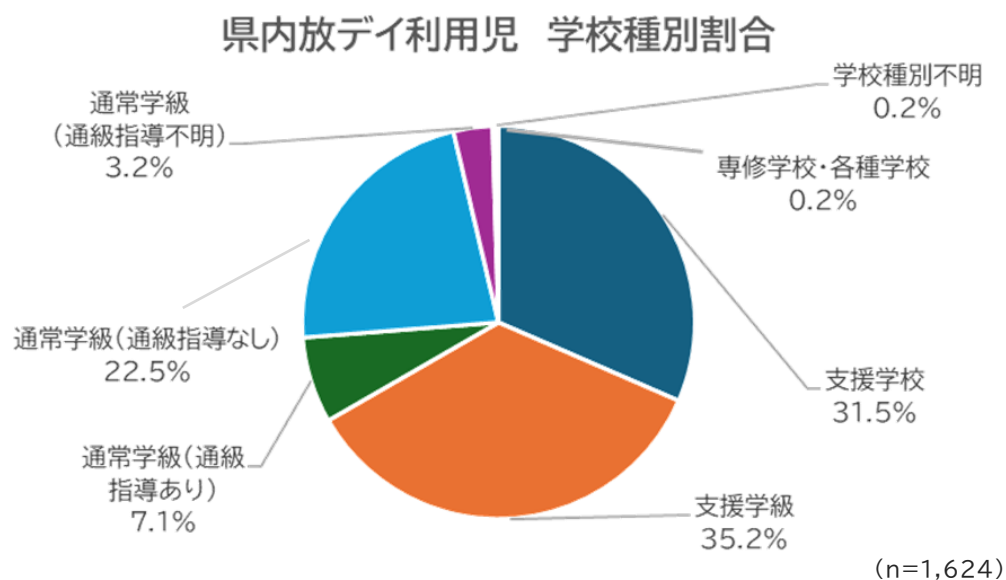
(4) 放デイ利用児の学年割合

- 3 学年ごとに比較すると、「小学校低学年」が最多となった。
 (なお、事業所による回答のため、重複計上の児童が含まれている可能性あり)



(5) 放デイ利用児の所属学校種別割合

○「支援学級所属児童」が 35.2%、「支援学校所属児童」が 31.5%、「通常学級（通級指なし）」が 22.5%。



(6) 職員数と利用定員

○平均すると、約 11 人の利用児童に対し、約 4 人の支援員で支援を行っている。

※回答のあった 60 事業所の合計人数及び、1 事業所当たりの平均値

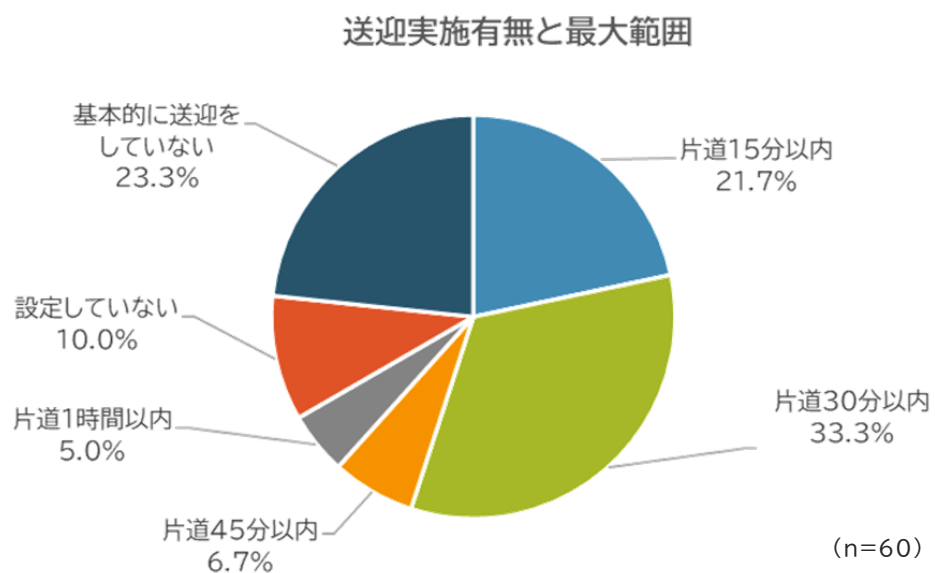
※利用定員数は、児童発達支援事業との合算定員を公表している事業所の値も含む

	合計	平均	(人)
常勤の支援員（児童指導員又は保育士）の人数	189	3.15	(n=60)
非常勤の支援員（児童指導員又は保育士）の人数	166	2.77	
支援員（児童指導員又は保育士）の一日当たりの出勤者数	247	4.12	
利用定員数	673	11.2	

(7) 送迎実施有無と最大範囲

○送迎をしていない事業所は 23.3%であった。

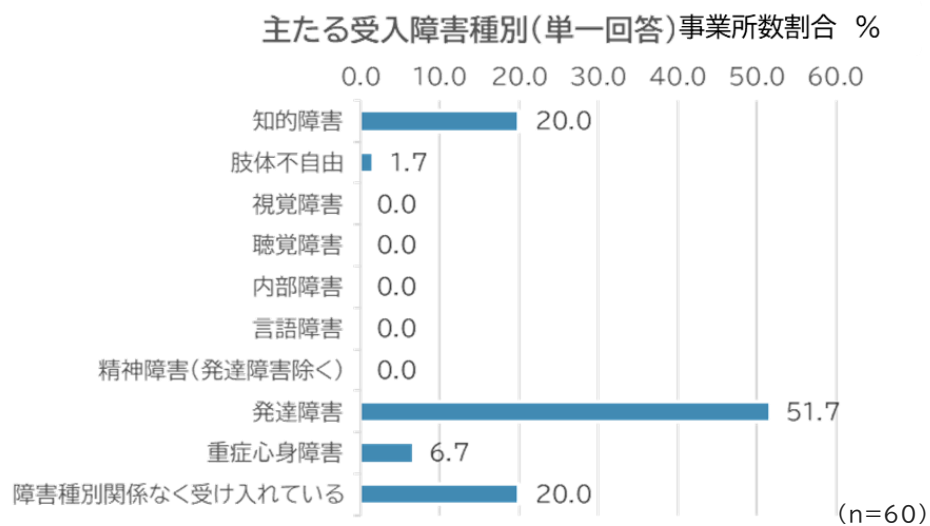
○送迎時間は、「片道 30 分以内」に設定している事業所は 33.3%、「片道 15 分以内」が 21.7%であった。



3-1-2-2 利用児童について

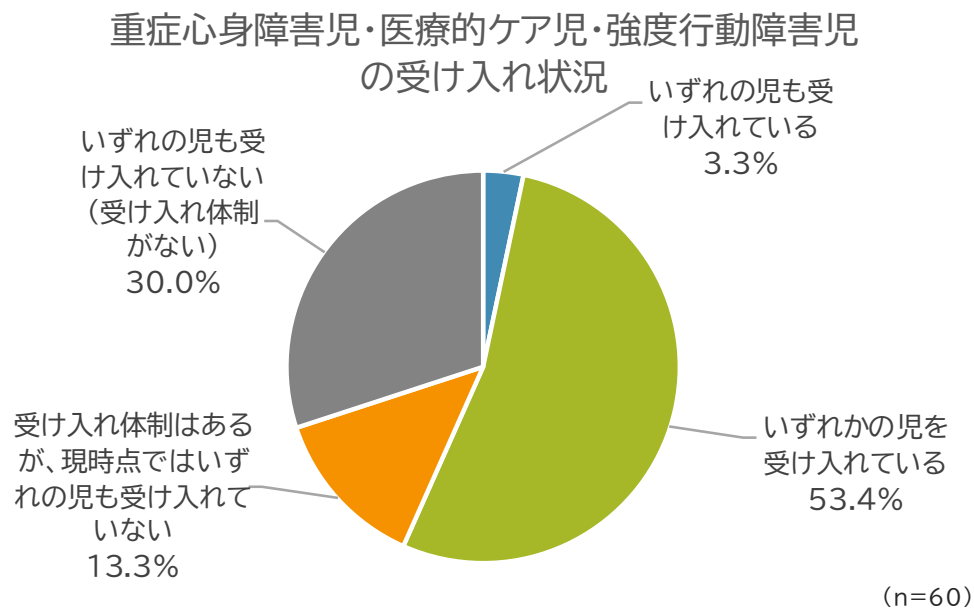
(1) 主たる障害種別

○約 50%の事業所が発達障がいを中心として受け入れている。



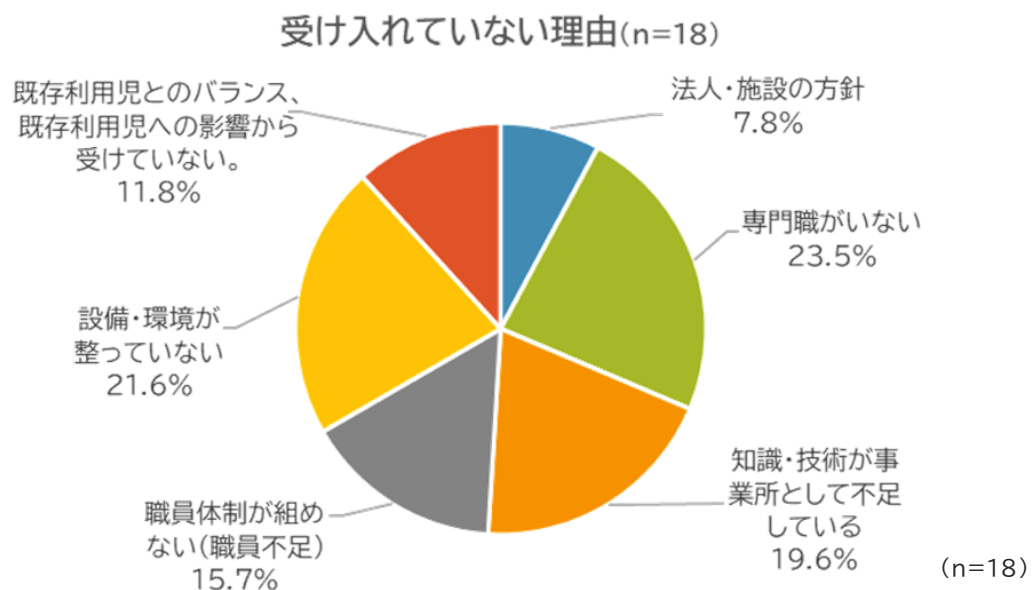
（２）重症心身障がい児・医療的ケア児・強度行動障がい児の受け入れ状況

- （３）重症心身障がい児・医療的ケア児・強度行動障がい児について、「いずれの児も受け入れている」事業所は 3.3%、「いずれかの児を受け入れている」事業所は 53.4%であった。
- 「受け入れ体制はあるが、現時点ではいずれの児も受け入れていない」事業所も 13.3%となっている。



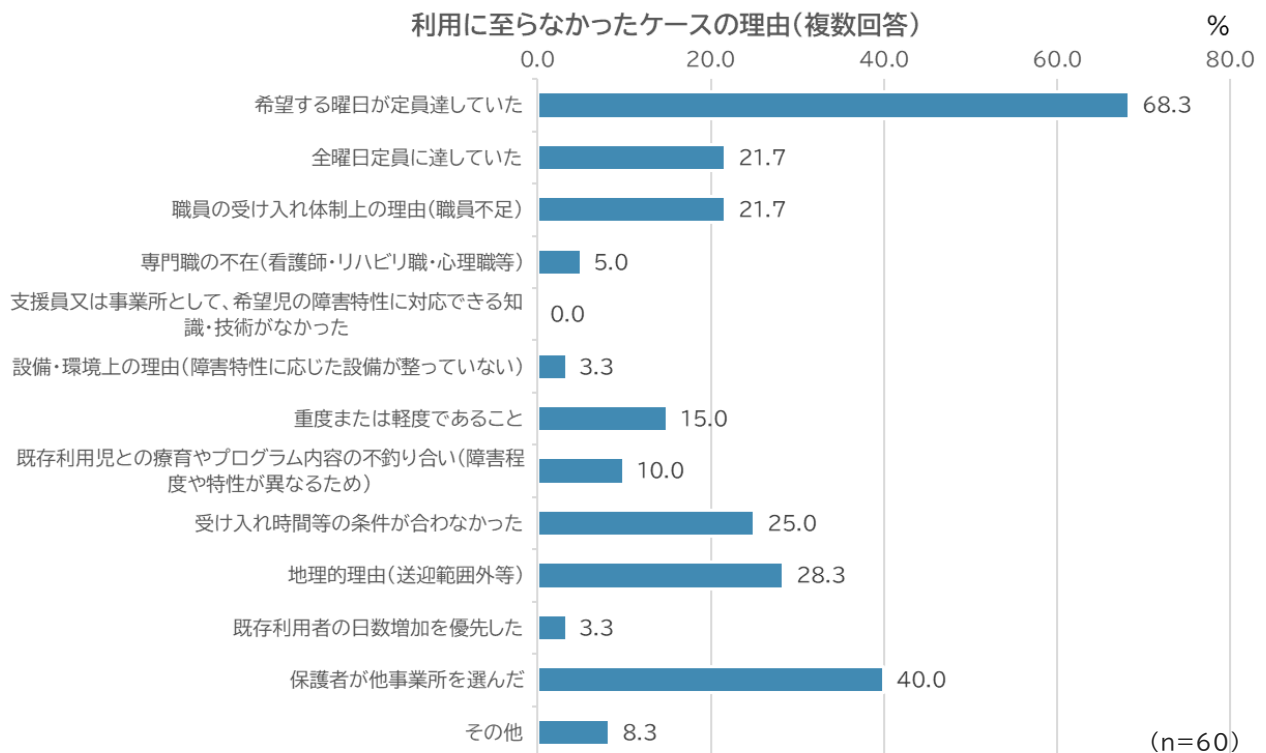
（３）受け入れていない理由

- 受け入れていない理由としては、「専門職がない」と、「設備・環境が整っていない」がそれぞれ 20%を超えている。



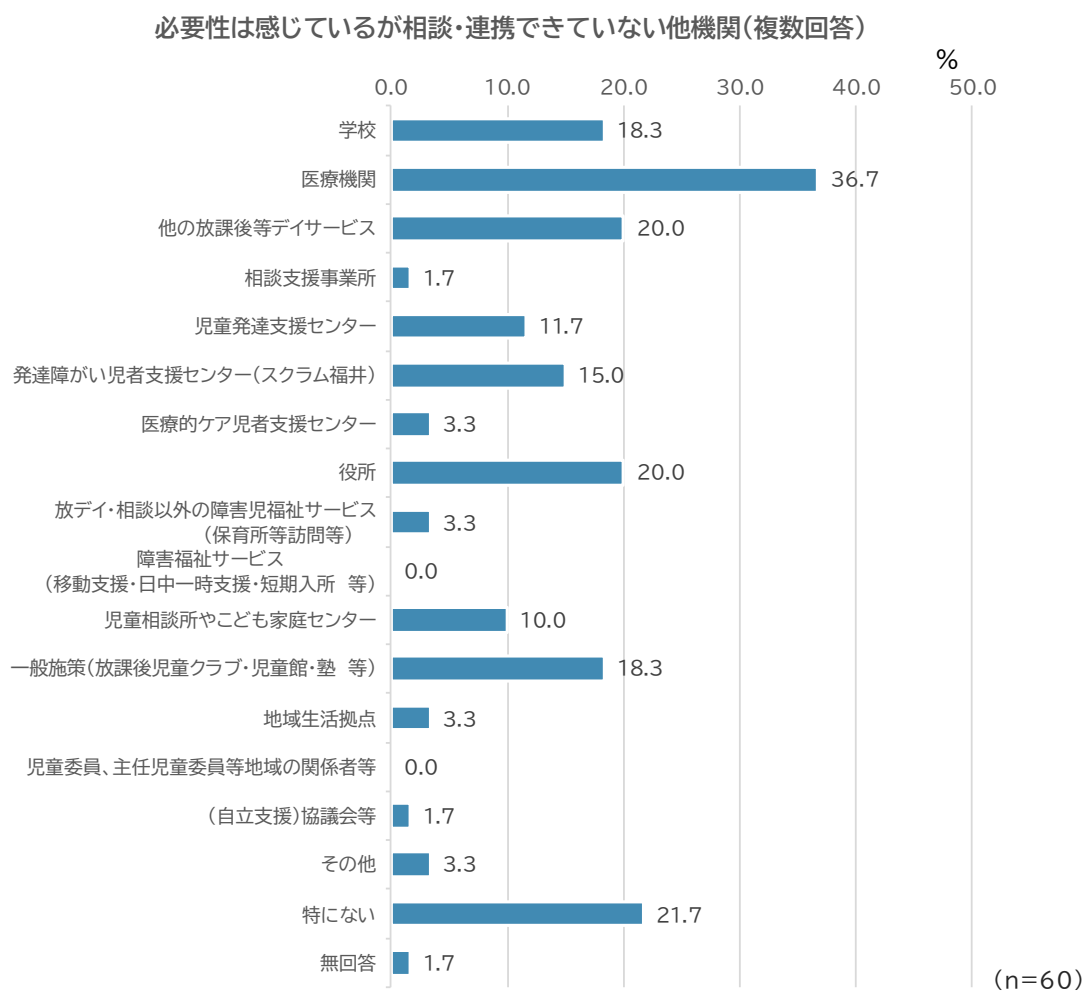
(4) 定期利用希望があったもの、利用に至らなかったケース

○「希望する曜日が定員に達していた」が最も多く、「保護者が他事業所を選んだ」が続いている。



(5) 必要性は感じているが相談・連携できていない他機関

○「医療機関」が36.7%と最も多い。続いて「特にない」、「他の放デイ」、「役所」と続いている。

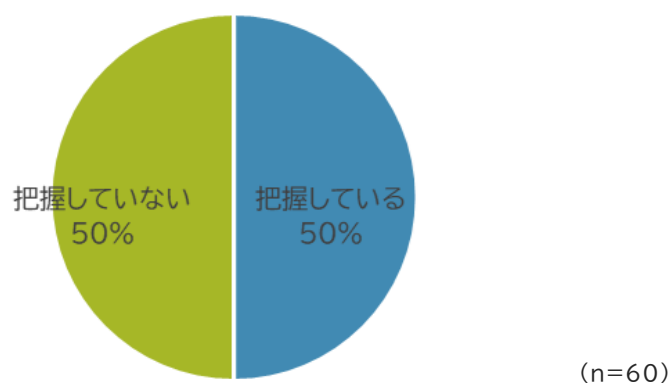


3-1-2-3 待機児童について

(1) 待機児童把握事業所

- 待機児童については、半数の事業所が待機児童数を把握していた。
- 把握している事業所のうち、実際に待機が発生している事業所は 17 カ所 (28.3%) であった。

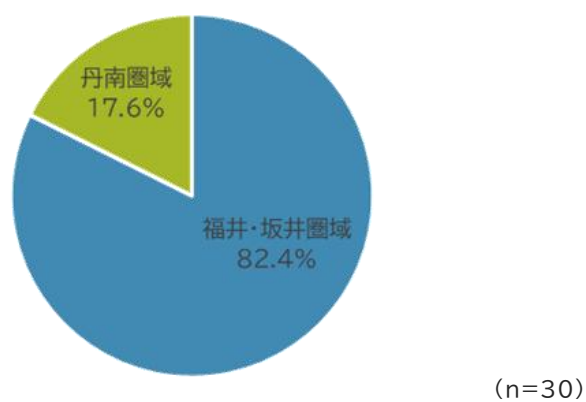
定期利用を希望している待機児童数を
把握している事業所数



(2) 待機児童がいる事業所の圏域別割合

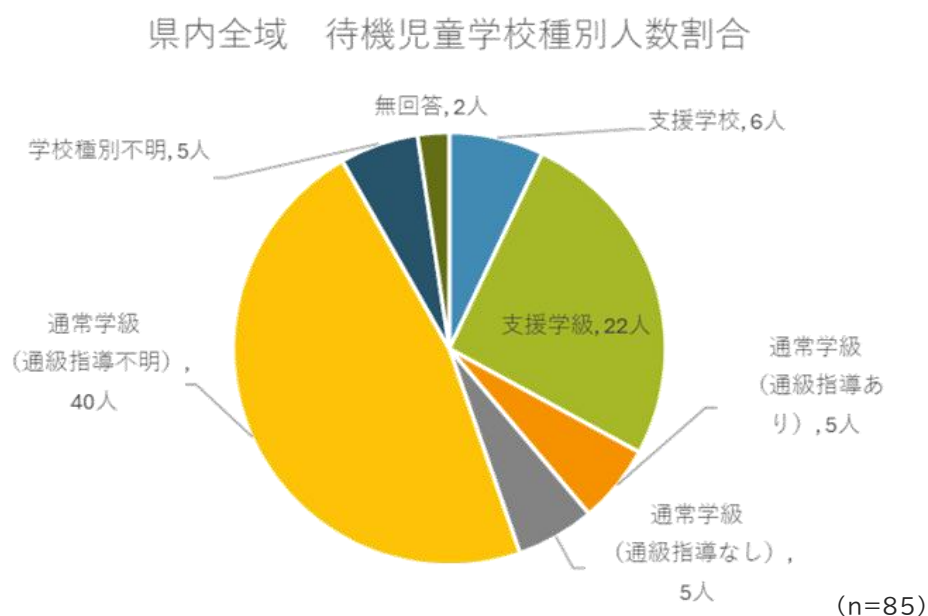
- 待機児童を把握している事業所のうち、奥越及び嶺南の事業所は「待機児童 0 人」との回答であった。

圏域別待機児童がいる事業所割合



(3) 待機児童の所属学校種別割合

- 待機児童数は 30 事業所にて合計 85 人※だった。うち一名が重症心身障がい児。
- 待機児童の所属学校種別は、「通常学級（通級指導不明）」が最多となっているものの、特別支援学校や支援学級に所属する児童の待機もみられる。



※それぞれの事業所ごとに把握している数であり、複数の事業所での重複カウントや、すでに他事業所を利用している場合も考えられる。

3-2 放課後等デイサービス利用者調査

3-2-1 利用者調査の実施概要

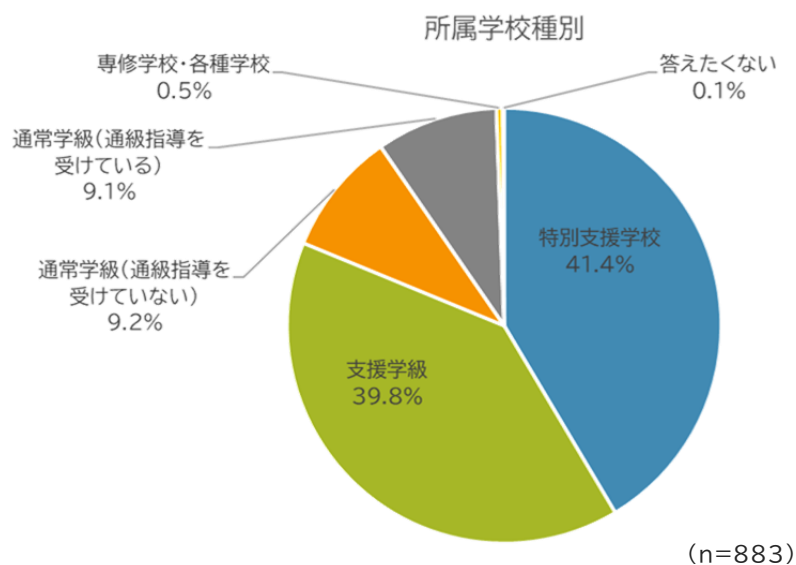
調査目的	・現に放課後等デイサービス事業所を利用している児童の実態やニーズ把握
調査対象	・現に放課後等デイサービス事業所を利用している児童の保護者 ※システムの都合上、同一端末から複数回の回答を防いでいるため、きょうだいで利用している際には、年齢が上のこどもについてのみ回答
調査手法	・WEB フォーム URL を記載したチラシを配布し、WEB フォームにて回答 送付ルート①（特別支援学校・特別支援学級在籍児童）：学校経由で在籍児童へチラシ配布 送付ルート②（通常学級在籍児童）：利用事業所経由で通常学級在籍児童へチラシ配布
調査時期	・令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月
回答数・回答率	・883 件
主な調査項目	I．基本情報 II．利用している事業所について III．利用ニーズについて IV．その他施策の利用状況

3-2-2 調査結果

3-2-2-1 回答者属性・基本情報

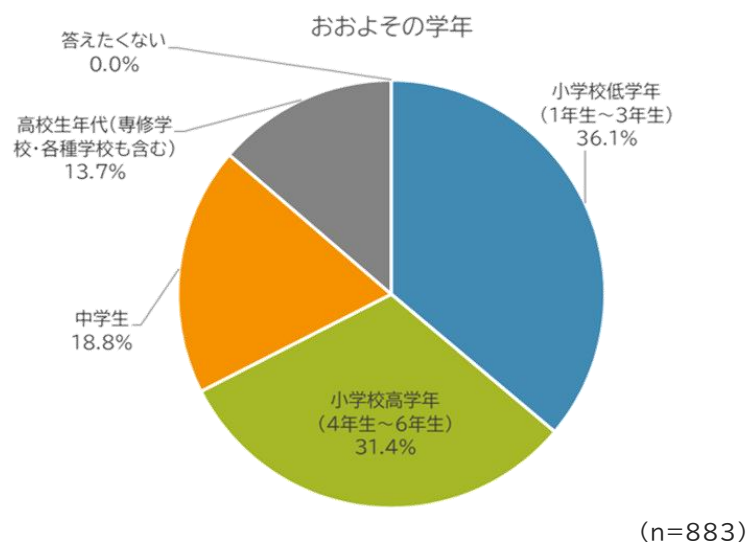
(1) 在籍学校種別

- 回答者の放デイ利用児童について、「特別支援学校」所属の児童が 41.4%、「支援学級」所属の児童が 39.8%であった。
- 事業所調査での利用児童在籍学校種別割合と比較すると、利用者調査回答者は支援学校・支援学級在籍児童にやや偏っている。



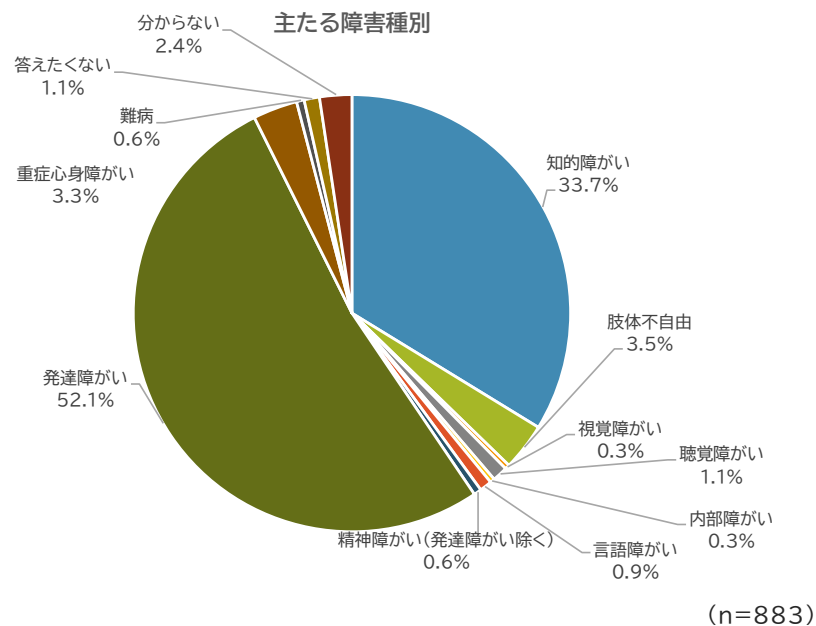
(2) 学年

- 「小学校低学年（1年生～3年生）」が 36.1%、「小学校高学年（4年生～6年生）」が 31.4%であった。中学生以上も 3 割超となっている。



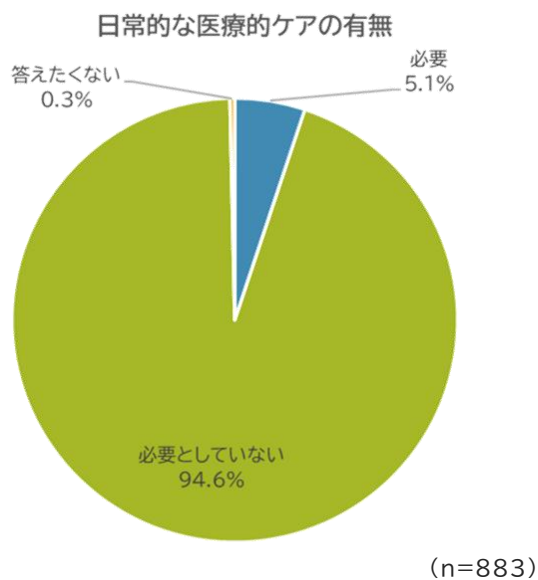
(3) 主たる障がい種別

○主たる障がい種別は「発達障がい」が半数以上であり、次いで「知的障がい」が約 33%であった



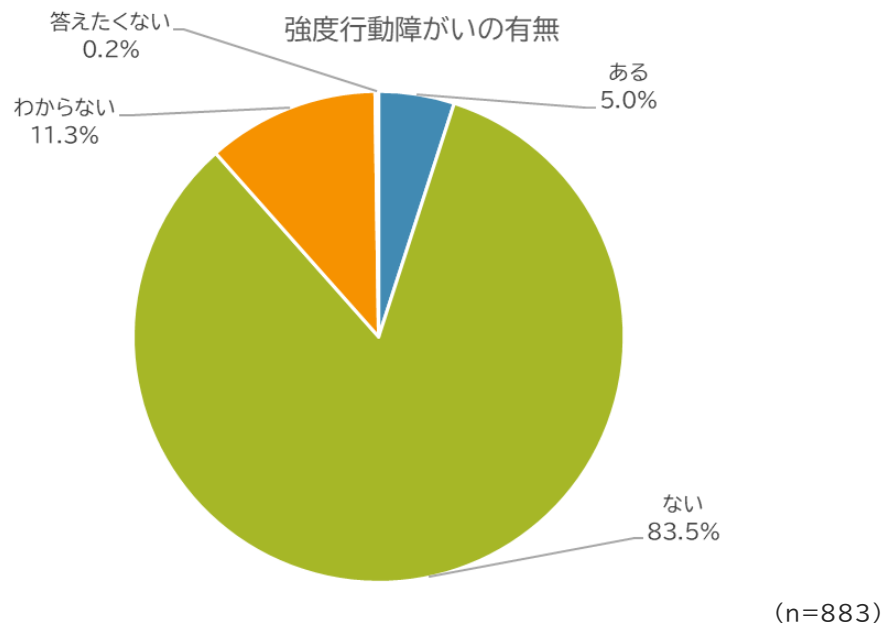
(4) 日常的な医療的ケアの有無

○回答児童のうち、日常的な医療的ケアを必要としている児童は約 5%であった。



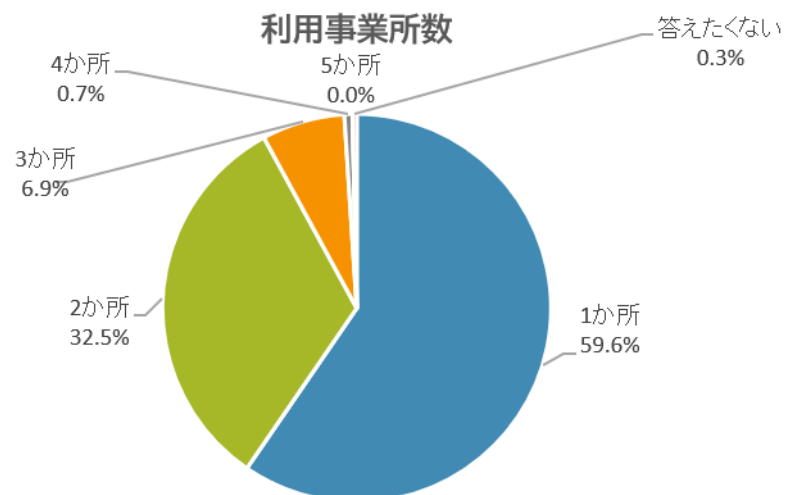
(5) 強度行動障がいの有無

○回答児童のうち、「強度行動障がいがある」との回答は 5%であった。



(6) 利用事業所数

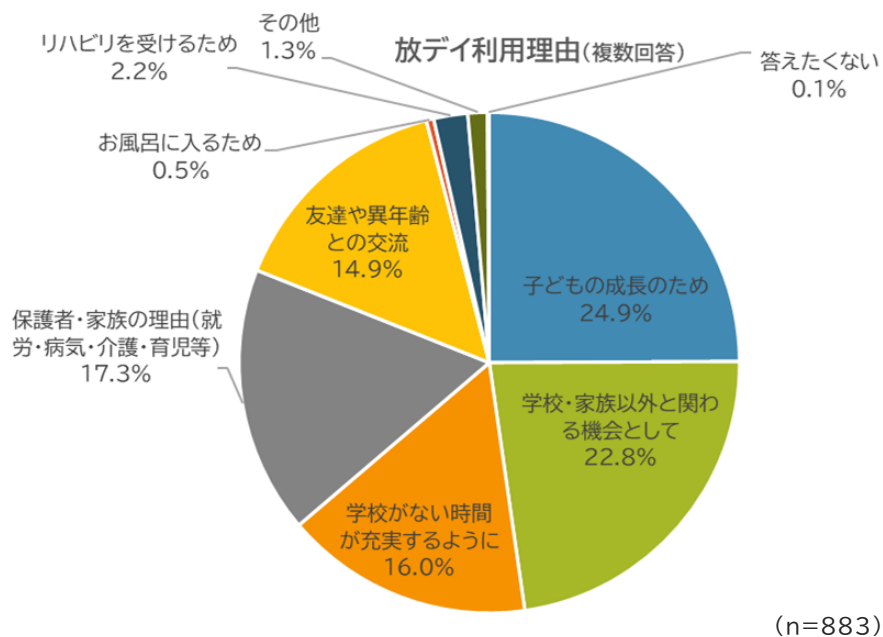
○1 か所のみ利用している児童が約 6 割であった。



3-2-2-2 放課後等デイサービス事業所について

(1) 放デイ利用理由(複数回答)

- 放デイの利用理由としては、「こどもの成長のため」が約 25%で最多であり、次いで、「学校・家族以外と関わる機会として」が 22.8%であった。
- 「保護者・家族の理由」は約 17%であった。

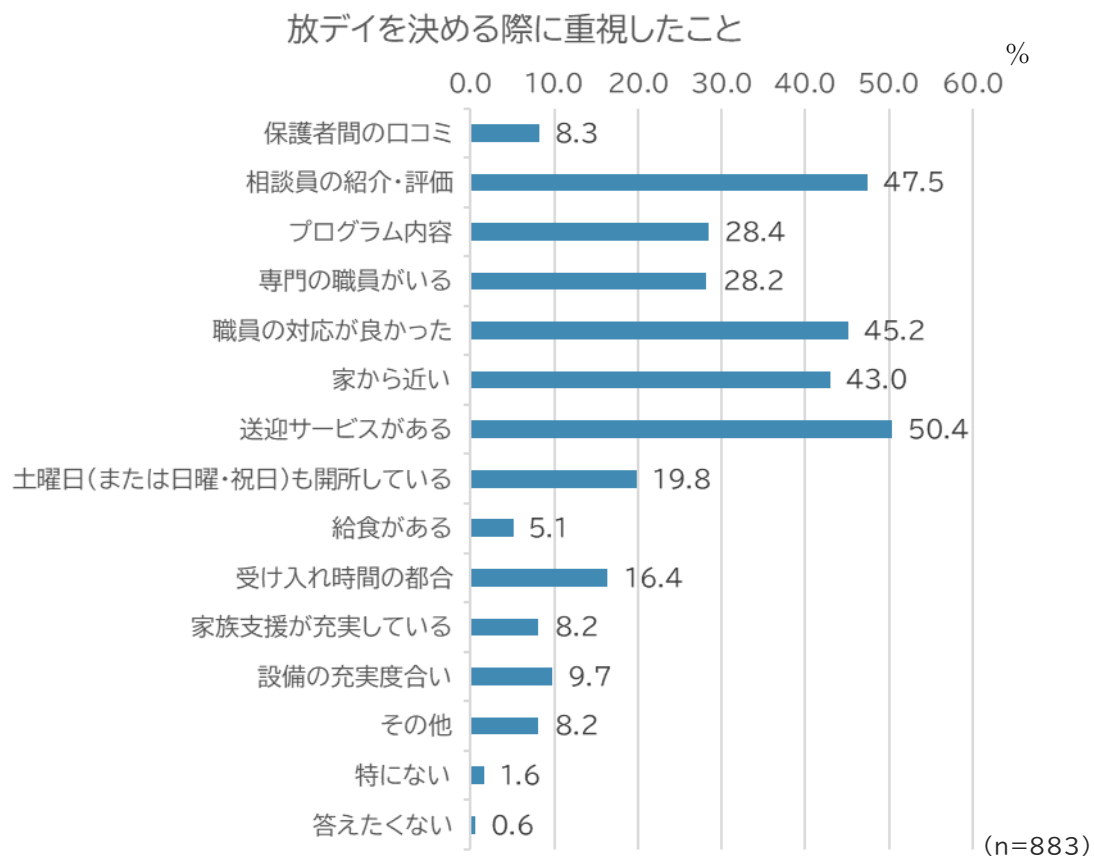


【主な自由回答】

- 専門の方の助言を受けながら子供の成長を見ていただいているので安心しかありません。
- 家でもない学校でもない、自分を受け入れてくれるところとして子供も安心して信じて通っているのがわかります。

(2) 放デイを決める際に重視したこと（複数回答）

- 「送迎サービスがある」が 50.4%と最多。
○次いで、「相談員の紹介」、「職員の対応」、「家から近い」が続いている。

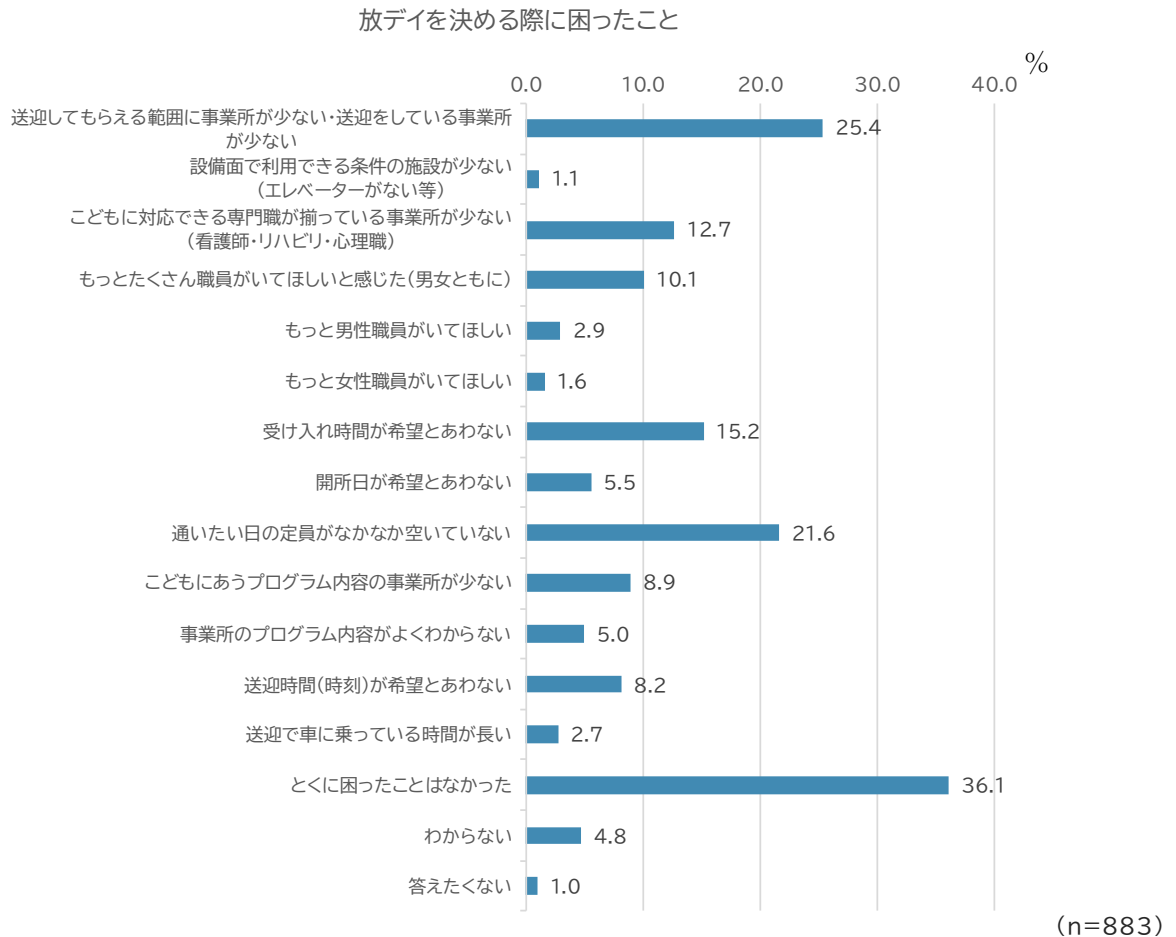


【主な自由回答】

- 今の放課後デイさんに決まるまでに、2箇所変わったのですが、職員の方の質に物凄く違いを感じます。

(3) 放デイを決める際に困ったこと（複数回答）

- 「とくに困ったことがなかった」が 36.1%と最多。
- 次いで、送迎に関すること、空きがないことが続いている。



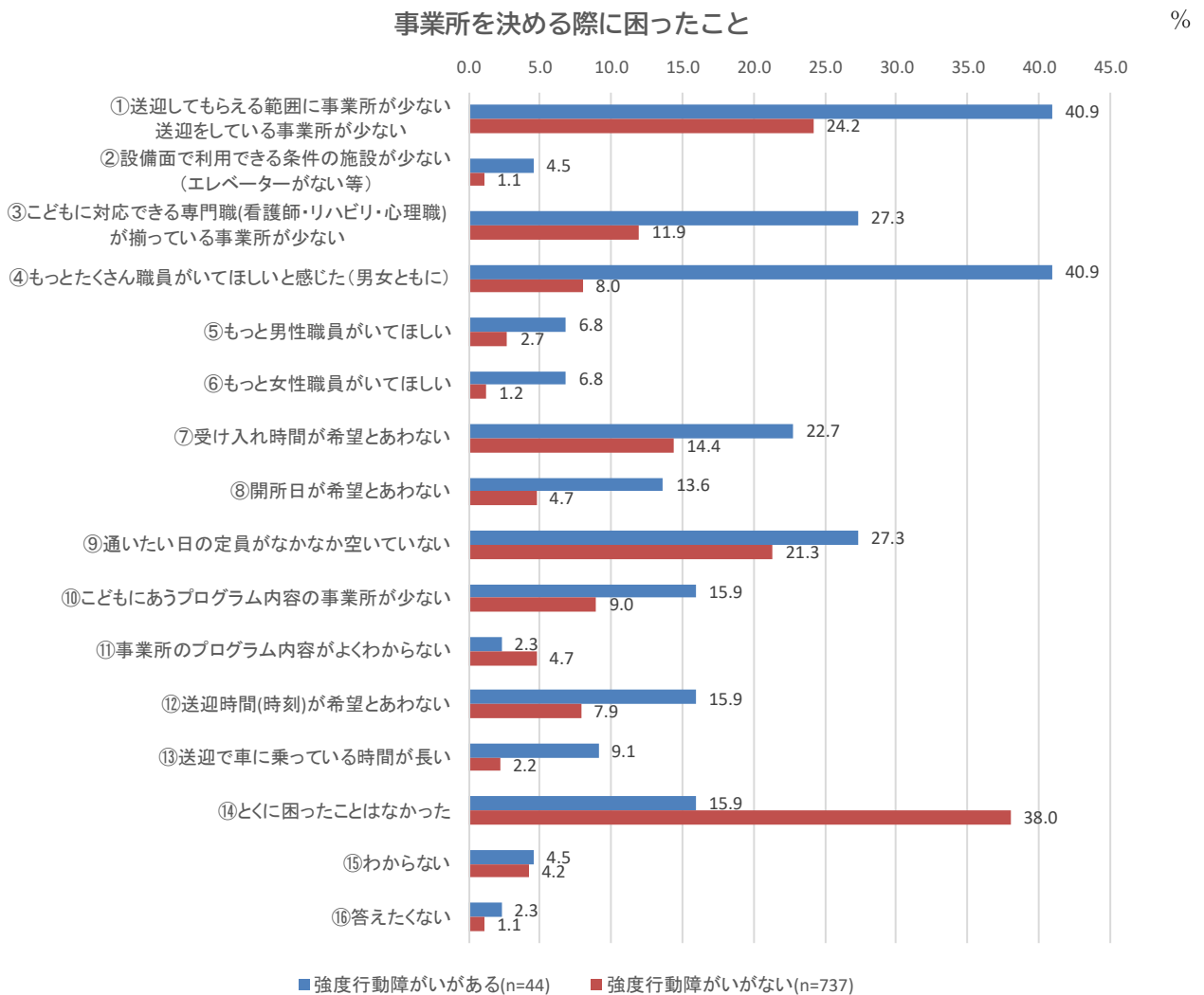
【主な自由回答】

- 入りたくてもいっぱい入れなかったり、遠くて送迎もなく断念したりと選んだり探したりするだけで疲れ果てます。
- 親が望んでいること、子供がやりたいこと、デイサービスでできることのマッチングにとっても時間がかかった。

(4) 放デイを決める際に困ったこと（強度行動障がいのある児童）

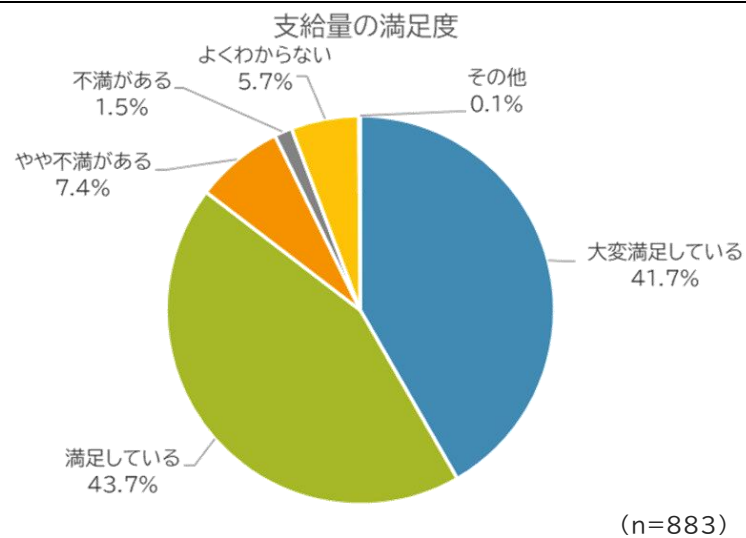
○強度行動障がいの有無別に「放デイを決める際に困ったこと」をみると、「とくに困ったことはなかった」は強度行動障がいがない児童は 38.0%であるが、強度行動障がいがある児童は 15.9%と低くなっている。

○放デイを決める際に困ったことのうち、「送迎」、「職員数」、「専門職」において、強度行動障がいの有無で割合に大きな差がみられた。



(5) 支給量満足度（単一回答）

○8割以上の人が満足している。

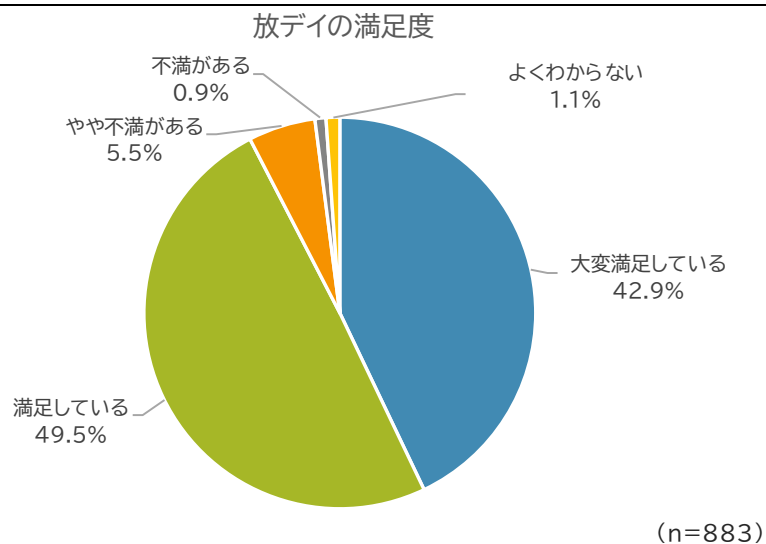


【主な自由回答】

- 利用回数を増やしたいとは思いますが、1人のためだけにお金をかけられないため、現在は週に1回のみの利用となっています。

(6) 利用事業所の満足度（単一回答）

○「大変満足している」と「満足している」を合わせると9割を超えている。
※複数事業所利用されている方は、全利用事業所に対しての満足度として回答。

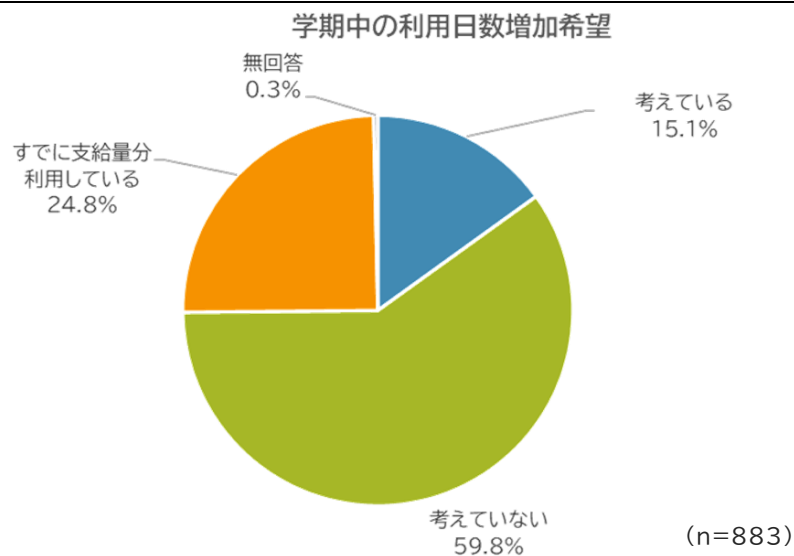


【主な自由回答】

- 子供に応じた対応をして下さっていて、本人も楽しく通えています。
- 今利用させてもらっている所が無くなると親子共に大変困るので、このまま利用させて欲しいと思っています。

(7) 学期中の利用日数増加希望（単一回答）

○15%ほどが、利用日数を増やしたいと思っている。

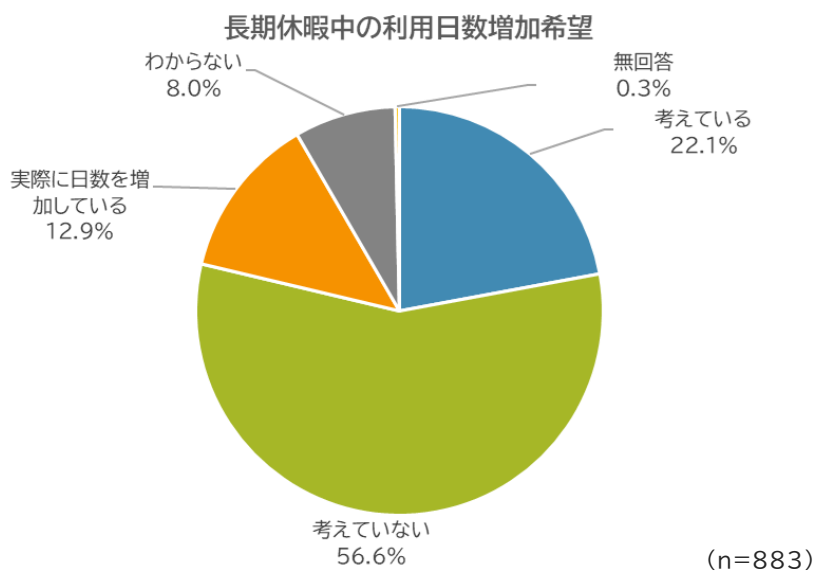


【主な自由回答】

- 同じ事業所を週 5 日利用できるとありがたいです。
- 行きたい日の定員が空かず、利用日数を増やすことができません。せっかくの有難いサービスなので、施設、職員の数が充実して、受け入れ人数が増加してくれることを希望します。

(8) 夏休み等長期休暇中の利用日数増加希望（単一回答）

○22%ほどが、利用日数を増やしたいと思っており、学期中に比べてやや高い。

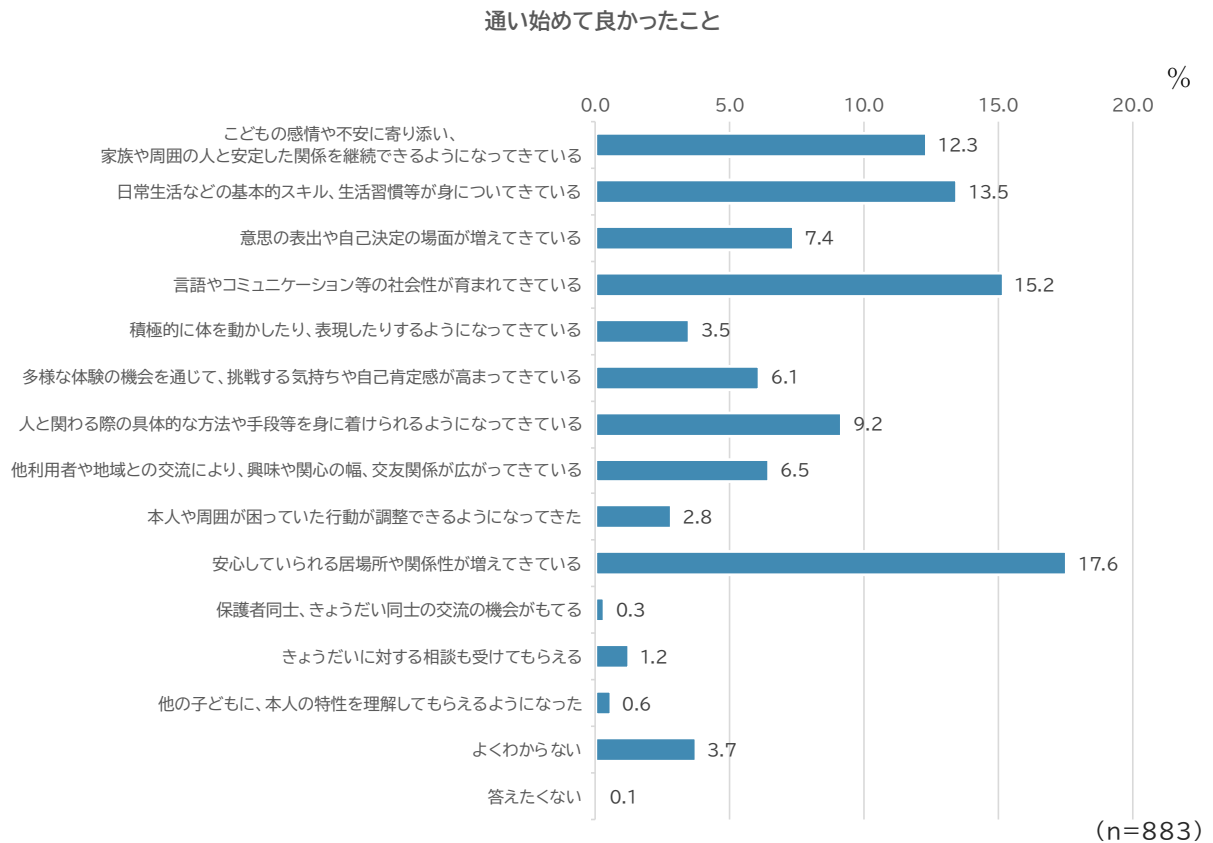


【主な自由回答】

- 長期休暇中も普段平日に利用している曜日しか利用できません。
- 長期休暇だけでも、もう 1 日増やして頂けたらそれは嬉しい限りです。

(9) 放デイに通い始めて一番良かったこと（単一回答）

○「安心していただける居場所や関係性が増えてきている」が17.6%と最も多く、次いで、「言語やコミュニケーション等の社会性が育まれてきている」となっている。



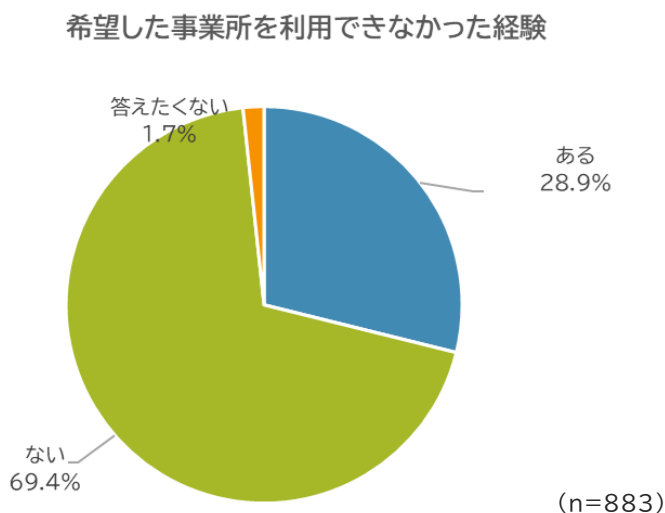
【主な自由回答】

- 子どものみならず、親のこころのケアまでしてくださりました。
- 家でもない学校でもない、自分を受け入れてくれるところとして子供も安心して信じて通っているのがわかります。
- 支援に関わるすべての方々のおかげで、日々とても安定し健やかに成長してきたと感じております。

3-2-2-3 放デイの利用可否について

(1) 希望した放デイ事業所を利用できなかった経験（単一回答）

○回答者の放デイ利用児童のうち、約 29%が「希望した放デイ事業所を利用できなかった」と回答している。

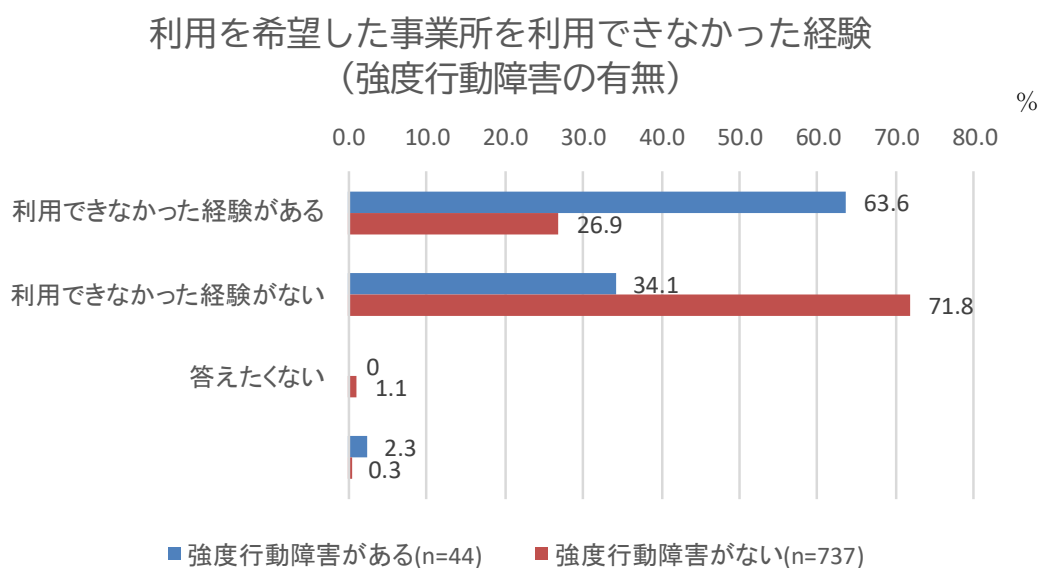


【主な自由回答】

- 中学生になると利用出来る施設が、近隣区域にないです。
- 利用を希望しても、定員いっぱいに入れるところがないと言われた。

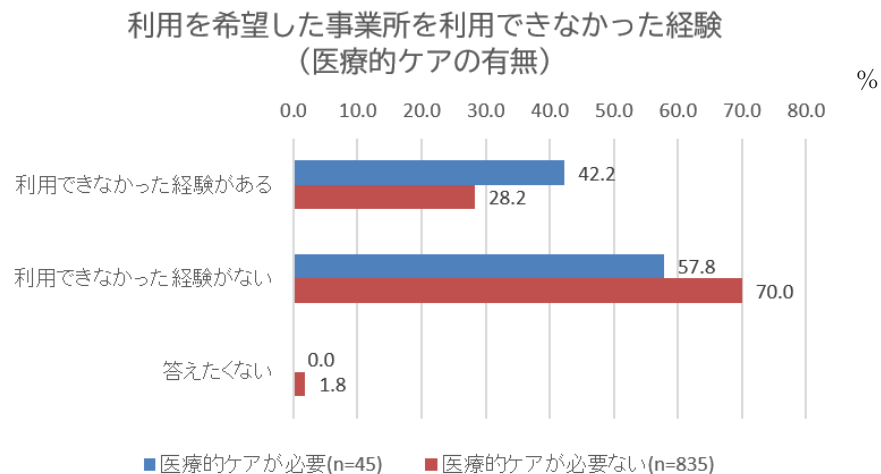
(2) 希望した放デイ事業所を利用できなかった経験(強度行動障がいの有無)(単一回答)

○強度行動障がいのある子どもの方が、希望した事業所利用できなかった経験をしていることが多い。



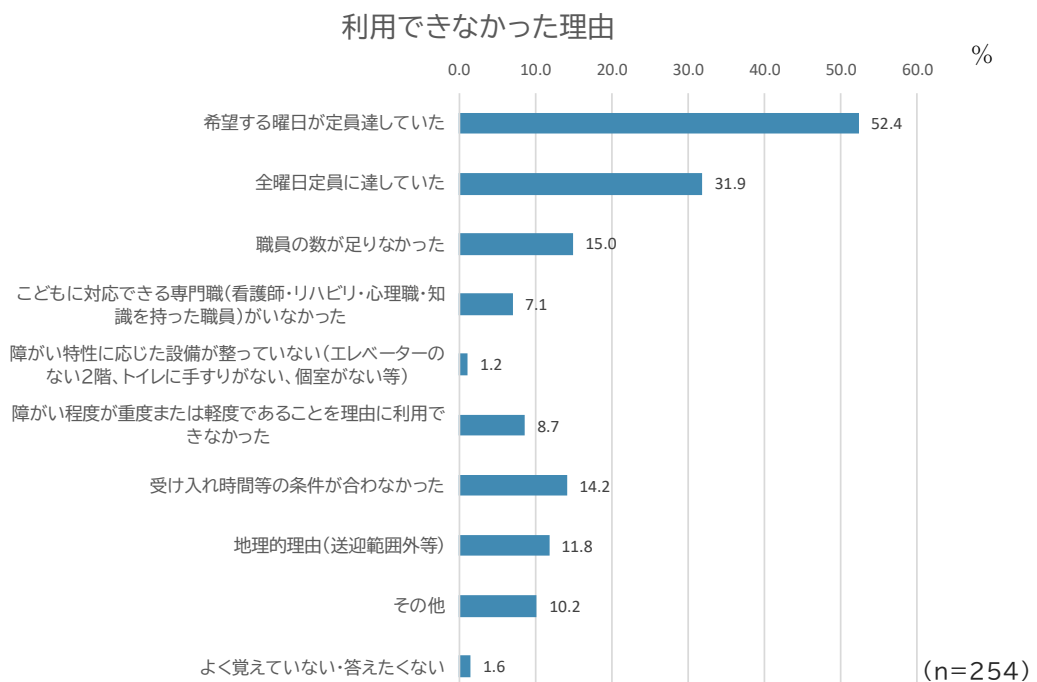
(3) 希望した放デイ事業所を利用できなかった経験（医療的ケアの有無）（単一回答）

○医療的ケアが必要な子どもの方が、希望した事業所利用できなかった経験をしていることが多い。



(4) 希望した放デイ事業所を利用できなかった理由（複数回答）

○「希望する曜日が定員に達していた」や「全曜日定員に達していた」が多い。次いで「職員の数が足りなかった」や「受け入れ時間等の条件が合わなかった」となっている。



【主な自由回答】

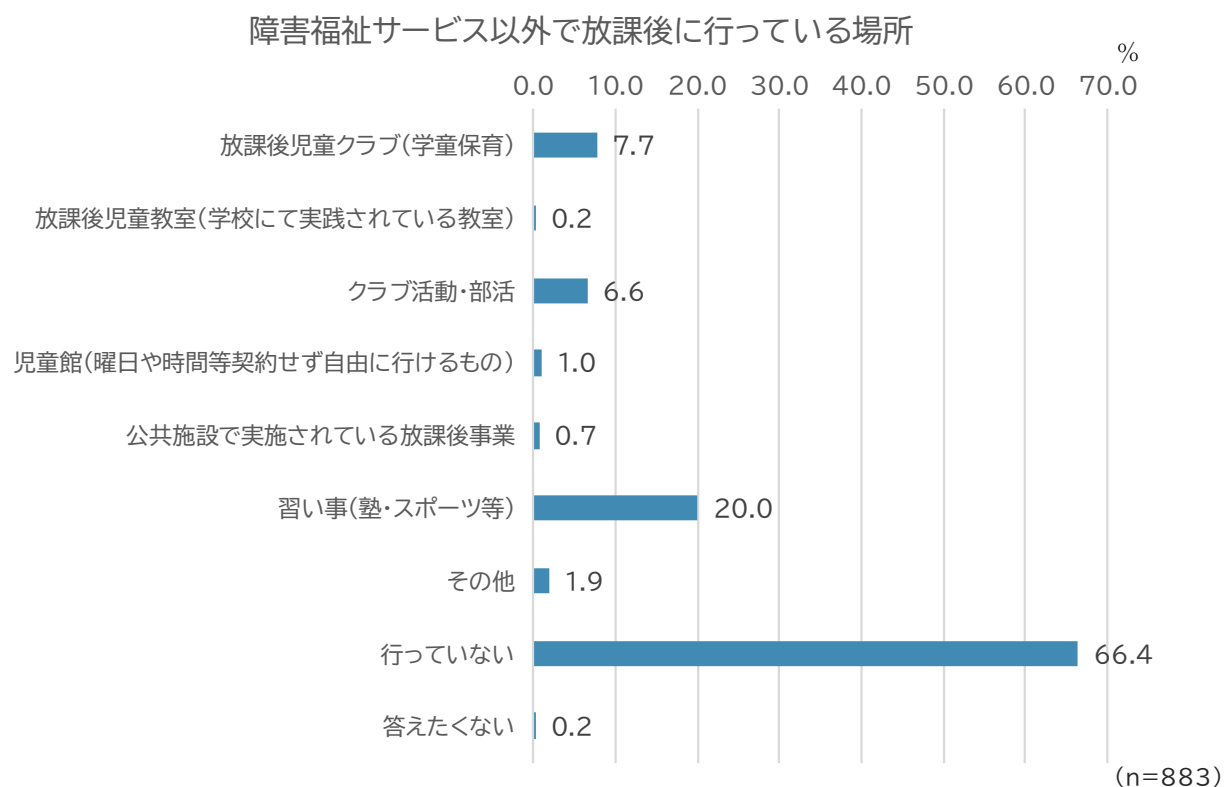
- 保護者が送迎ができないため、受けられないことがあった。
- 利用を希望しても、定員いっぱいに入れるところがないと言われた。

3-2-2-4 その他事業について

(1) 放デイ以外の利用サービス（障がい福祉以外）（複数回答）

○障がい福祉サービス以外で放課後に行っている場所は、「行っていない」が66.4%であった。

○行っている場所としては、習い事が20.0%であった。



【主な自由回答】

- 障がいのあるこどもが利用できる習い事の数が増えたら、挑戦できる事も増えていいと思う。
- 放課後等デイサービスと児童クラブを併用しているのに、それぞれで支払いがあるので、地域移行していきたいのに結局、療育をやめることはできないし、親は共働きだし、特性があり子供に鍵っ子は無理なので、厳しい。

3-2-2-5 主な自由回答

(1) サービス提供時間・送迎について

- 特別支援学校も放課後デイ（長期休暇中）も通常の小学校や、放課後児童クラブに比べて始まる時間が遅い（8時半以降）ので、保護者はフルタイムで働くことが難しい状況です。
- 人員を確保できる補助金を増やして 働いている人に還元してほしい。長期休暇時は朝早くからやっていてとても助かっています。
- 平日、学校から事業所までの送迎が出来ないとの理由で、放課後等デイサービスを利用することが出来ない。医療的ケア児の送迎について、対策してもらいたい。
- 送迎がない施設が多く、親が正社員として働くには厳しい現実があります。送迎だけでも、担ってくれるサービスがあると助かる方が多くいらっしゃるのではないかと思います。
- 送迎はとてもありがたいが、フル就労している親にとっては、利用時間が短い。料金加算されてもいいので、特に夕刻の利用時間の拡大と長期休暇中の早朝、夕刻の利用時間拡大を求めたい。

(2) 情報収集について

- 最初に利用したいと思った時、まずどこへ行けばいいのか分からなかった。一度施設に見学に行くべきなのかまず役所に相談すべきなのか、診断書をもらうべきなのか、行動を順立ててまとめて周知してもらえると、これからの保護者さんに役立つと思います。
- 放課後等デイサービスを提供している事業所がどこに、どのような特色があるのか、がとてもわかりづらいです。
- 相談支援員さんを決めるのに事業所名と住所という簡潔な一覧ではなく支援員さんの人数や性別等詳しい内容の一覧が欲しかったです。
- 福祉サービスで受けられる資格があるのに知らなくて受けられていないものがあったりするので、それをなくしたい。障がい福祉課へ行った時に一覧表など掲示されていたりするとありがたい。窓口で受けていないものがあれば伝えて頂けるならとても助かります。
- 新規施設やサービスについて、一元管理された公表場所（ウェブ、掲示物など問わず）を設けてほしい。情報を得る最大の手段が保護者間の口コミというのは本来あるべき姿ではないと考える。

3-3 放課後等デイサービス未利用者調査

3-3-1 未利用者調査の実施概要

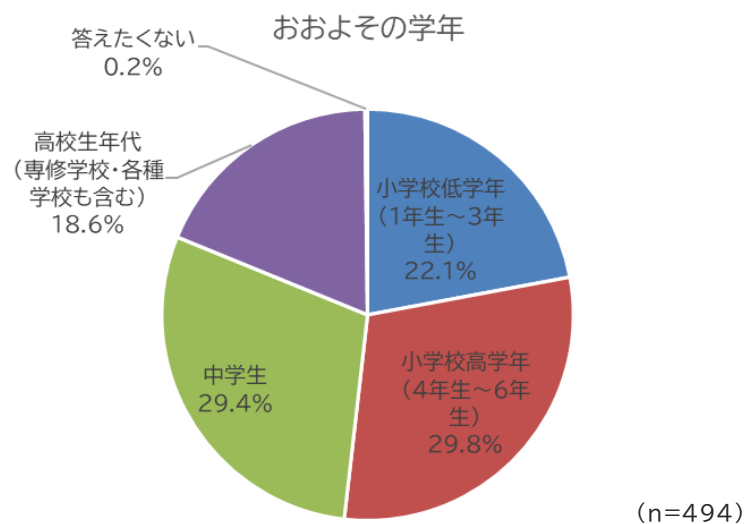
調査目的	・現在（令和 7 年 12 月時点）放課後等デイサービス事業所を利用していない、特別支援学校及び特別支援学級所属児童の実態やニーズ把握
調査対象	・現在放課後等デイサービス事業所を利用している児童の保護者 ※システムの都合上、同一端末から複数回の回答を防いでいるため、特別支援学校又は特別支援学級にきょうだいで所属している際には、年長児についてのみ回答
調査手法	・WEB フォーム URL を記載したチラシを配布し、WEB フォームにて回答 送付ルート①（特別支援学校・特別支援学級所属児童）：学校経由で所属児童へチラシ配布
調査時期	・令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月
回答数・ 回答率	・494 件
主な 調査項目	I．基本情報 II．放課後等デイサービスについて III．その他施策の利用状況

3-3-2 調査結果

3-3-2-1 回答者属性・基本情報

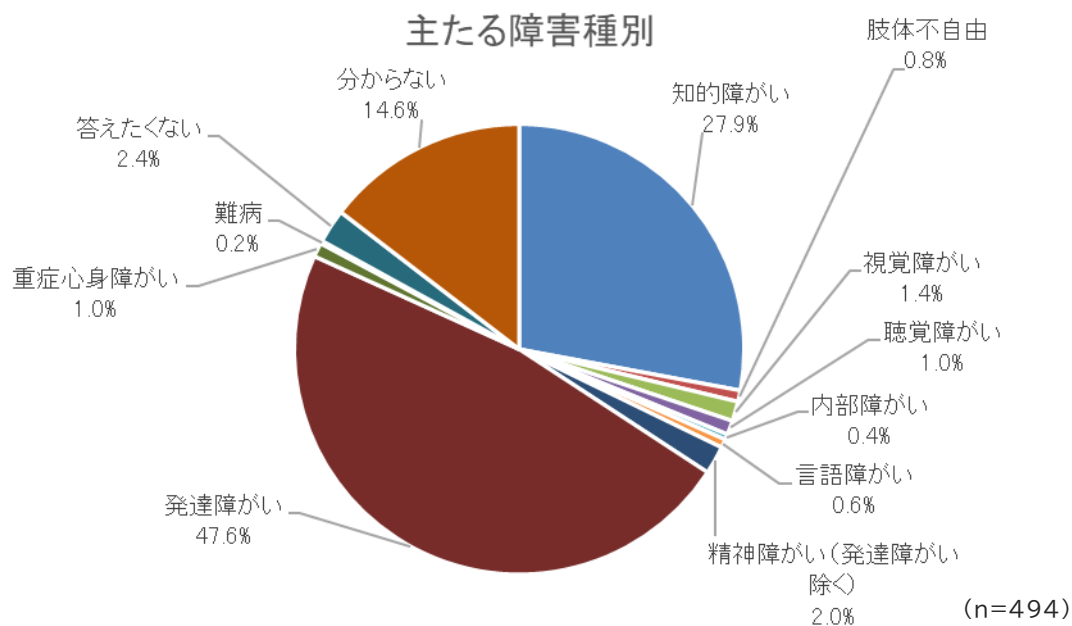
(1) 学年

- 回答者の放デイ未利用児童について、「小学校高学年（４年生～６年生）」が 29.8%、「中学生」が 29.4%であった。
- 利用者調査と比べ、年齢層の高い回答者となった。



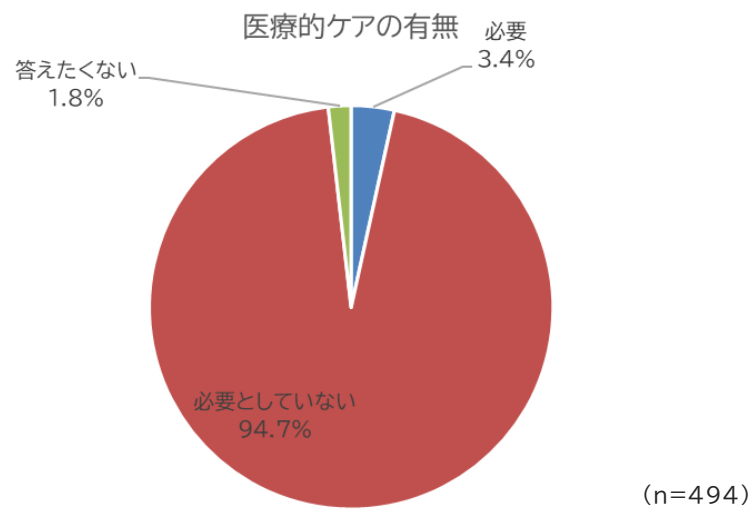
(2) 主たる障がい種別

- 主たる障がい種別は、「発達障がい」が半数近くを占めた。



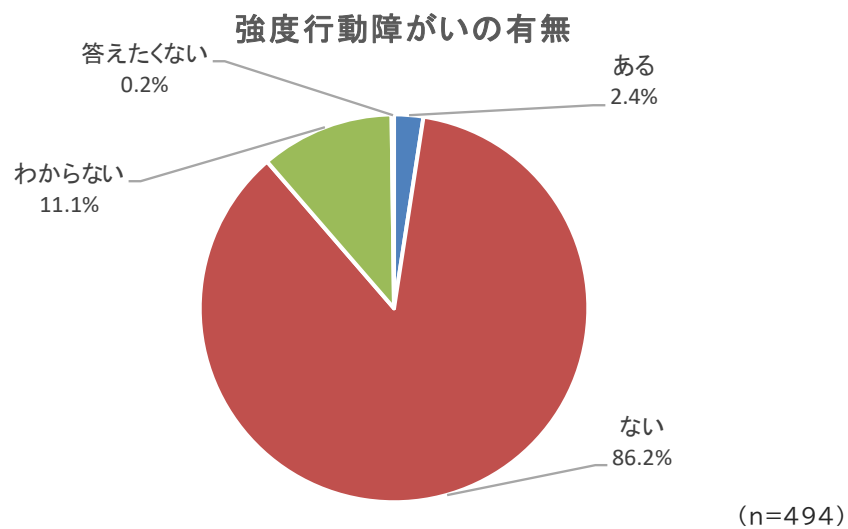
(3) 医療的ケアの有無

○医療的ケアを必要としている回答者は 3.4%であった。



(4) 強度行動障がいの有無

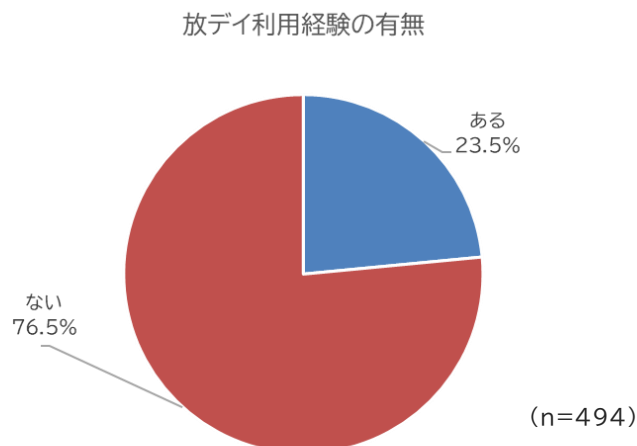
○強度行動障がいの有無は、「ある」が 2.4%であった。なお、「わからない」も 11.1%を占めている。



3-3-2-2 放デイについて

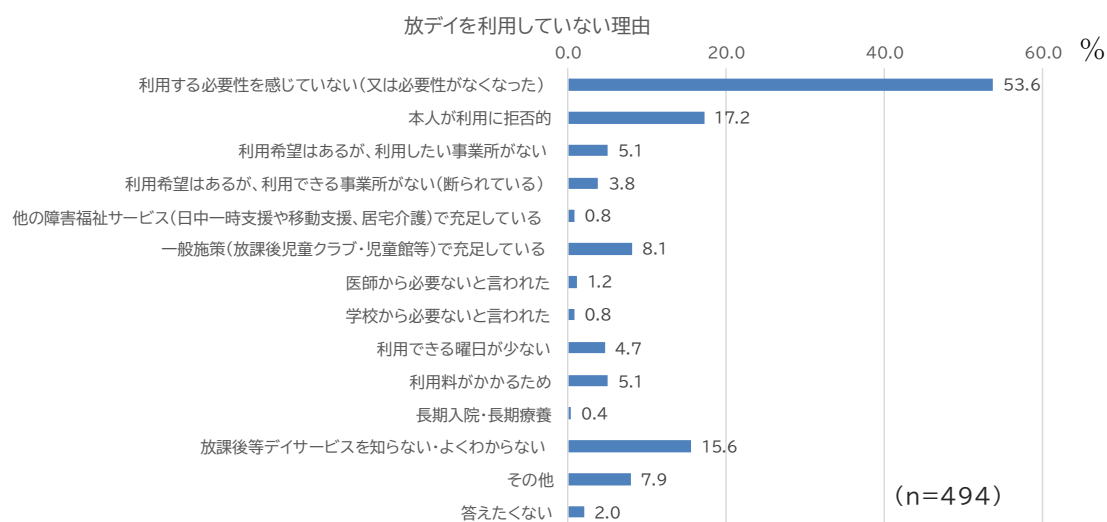
(1) 放デイ利用経験について

○回答児童のうち、放デイの利用経験があるのは 23.5%であった。



(2) 放デイを利用していない理由（複数回答）

○放デイを利用していない理由としては、「利用する必要性を感じていない（又は必要性がなくなった）」が 53.6%と最も多かった。次いで「本人が利用に拒否的」「知らない・よくわからない」となっている。



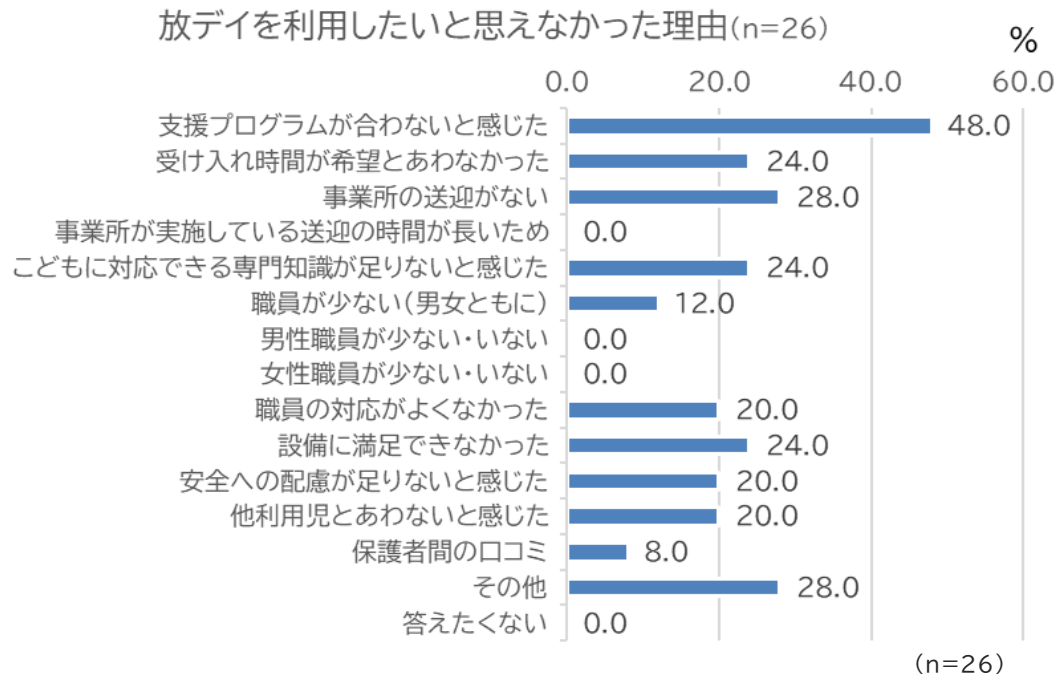
【主な自由回答】

- 見学に行ったが合わないと思ったから。家族やご近所の協力があるから。
- 近隣に事業所がなく、家族が送迎もできないため。
- 案内されたことがない。

(3) 放デイを利用したいと思えなかった理由

※(2)において「利用希望はあるが利用したい事業所がない」と回答された方(5.1%)が対象

○「利用希望はあるが利用したい事業所がない」と回答された方の理由としては、「支援プログラムが合わないと感じた」が48%、次いで、「事業所の送迎がない」が28%、「受入時間が希望と合わなかった」、「こどもに対応できる専門職が足りないと感じた」、「設備に満足できなかった」が24%となっている。



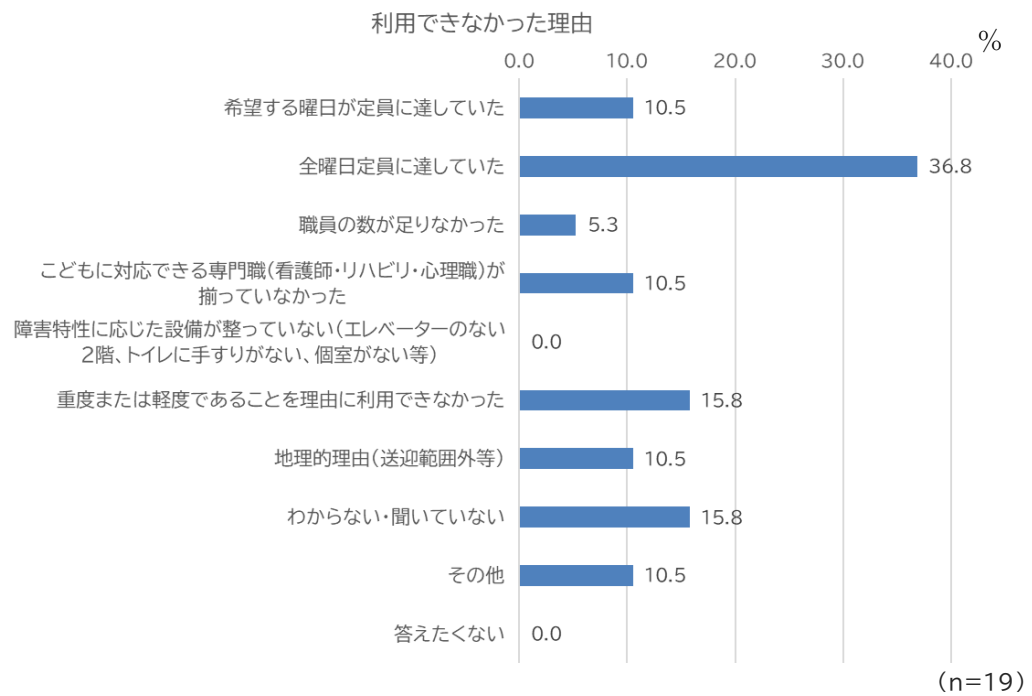
【主な自由回答】

- 数自体が少なく、利用者の年齢層の幅が広がったり、選ぶ選択肢が少なかった。小学生なので、高学年の子の周囲に影響が及ぶような行動を目の当たりにして不安になり、利用出来なかった。
- 利用したいが送迎できる人がいない。

(4) 放デイを利用できなかった理由

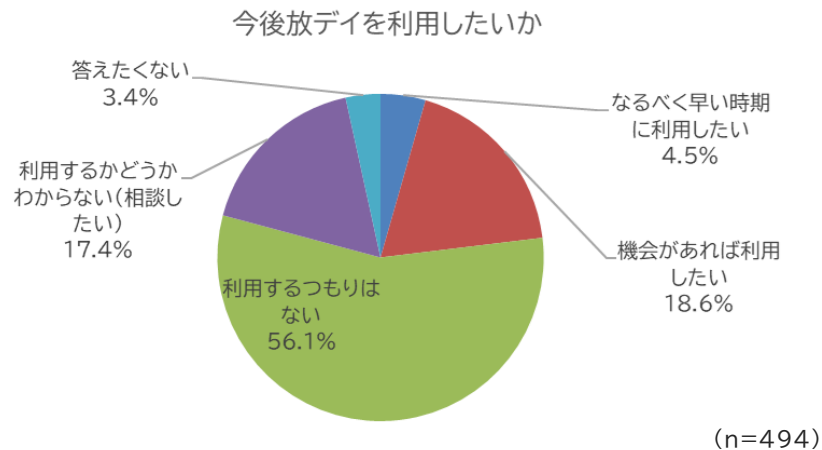
※(2)において「利用希望はあるが、利用できる事業所がない(断られている)」と回答された方(3.8%)が対象

○「利用希望はあるが、利用できる事業所がない(断られている)」と回答された方の理由としては、「定員に達していた」が36.8%と最も多く、「障害程度による理由」と「聞いていない」が続いている。



(5) 放デイ利用希望について

- 放デイの利用希望については、「利用するつもりはない」が 56.1%。
○「なるべく早く利用したい」が 4.5%、「機会があれば利用したい」が 18.6%で
あり、全体の 23.1%に利用希望がある。
○また、「利用するかどうか分からない（相談したい）」も 17.4%を占めている。



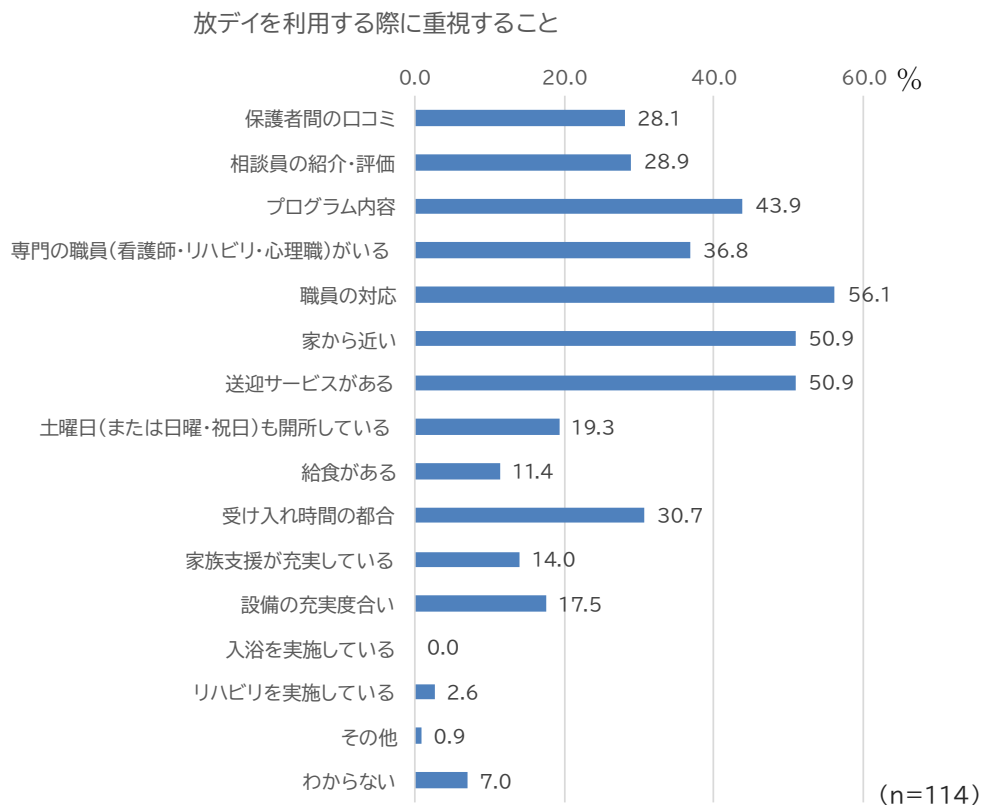
【主な自由回答】

- 長期休暇中に利用したい。
- 放課後等デイサービスの内容がわかりません。もう高学年ですが、学童保育なども利用対象かどうかともわからず、結局利用しませんでした。
- 市役所に、支援学級に所属する中学生の放課後デイサービスの利用について問い合わせても、利用までに時間がかかり、なかなか前に進まない。

(6) 放デイを利用する際に重視すること

※(5)において「なるべく早い時期に利用したい」(4.5%)「機会があれば利用したい」(18.6%)と回答された方が対象

○「なるべく早い時期に利用したい」「機会があれば利用したい」と回答された方が放デイを利用する際に重視する事としては、「職員の対応」が56.1%と最も多く、次いで「近いこと」と「送迎」が50.9%となっている。



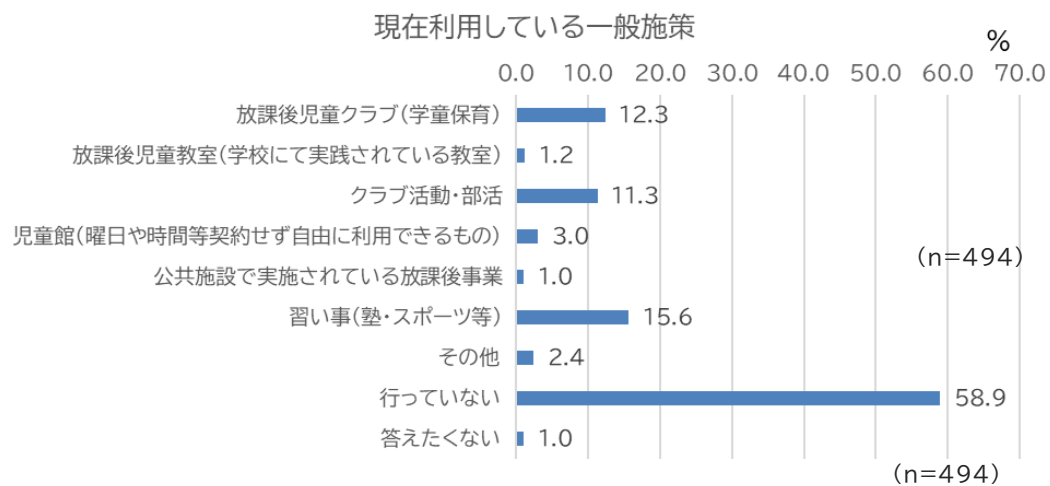
【主な自由回答】

- 簡単な運動をしてくれる環境が近くにほしい。共働きで送迎が難しいので自分で歩いて行ける所にほしい。
- 送迎などの交通手段がないと行かせたくても行かせられない。

3-3-2-3 放デイ以外のサービスについて

(1) 現在利用している一般施策について

○一般施策等の利用状況については、「行っていない」が 58.9%となっており、次いで、「習い事（塾・スポーツ等）」が 15.6%となっている。



3-3-2-4 主な自由回答

(1) 情報収集について

- どんな専門的支援があるのか事業所の特徴をわかりやすく一覧にしてもらえると選びやすいと思う。字が書くのが苦手なのでパソコンを習いたいがある事業所は市内にあるのか知りたい。
- 親が自主的に動かなければ、サービスを受けたいと思っても分からないことが多い。健診などで、医療や療育サポートが必要かもしれない子供に対しては県や市町が提示してくれてもいいと思う。
- どの状態だったらどのようなサービスが受けられるのか、はっきりわかりやすく教えていただきたい。

(2) その他

- ひとり親の場合、迎えに行くなどが出来ないため結局利用できない。
- 同じ世代の子がいないため本人が行きたがらない。
- 本人があまり楽しめる場ではなかったようなので、なにか行きたくなるような場になるといいなと思います。
- 放課後等デイサービス利用の定員人数がいっぱいで受け入れ曜日が少ししかないので、親の就労時間が限られている。
- 居住地以外の地区の施設情報が全く得られなかったなので、近隣地区の情報があると良い。
- 1事業所あたりの職員数を増やしてほしい

3-4 放課後等デイサービス実態調査結果とりまとめ

「放デイ事業所調査」、「放デイ利用者調査」、「放デイ未利用者調査」を通じて得られた、放課後等デイサービスの現状と課題について以下に整理する。

(1) 事業所調査による現状と課題

- ・放課後等デイサービス事業所調査によると、**75%**の事業所が療育と預かりを一体的に実施しており、主に受け入れている障がい種別としては発達障がいが半数以上であった。(p.3-3、3-6)
- ・保護者からのニーズが高い送迎については、約 **77%**の事業所で実施しており、片道 **30 分**圏内で行っている事業所が半数以上であった。(p.3-5)
- ・重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がい児の受け入れについては、回答事業所の半数以上がいずれかの児童を受け入れていることが分かった。受け入れていない事業所の理由としては、「専門職がいらない」が最も多く、受け入れるための専門人材確保に困難を感じている様子が伺えた。(p.3-7)
- ・約 **28%**の事業所で待機が発生しており、その在籍学校種別は、「通常学級（通級指導不明）」が最多となっているが、一部、支援学校や支援学級に在籍する児童もみられる。(p.3-10～3-11)

(2) 利用者調査による放課後等デイサービスの現状と課題

- ・支給量や利用している事業所に対する満足度はいずれも **8 割**から **9 割超**と高く (p.3-20)、「放デイに通い始めて一番良かったこと」としては、「安心していられる居場所や関係性が増えてきている」や、「言語やコミュニケーション等の社会性が育まれてきている」との回答が多かった (p.3-22)。
- ・放デイを決める際に重視したこと・放デイを決める際に困ったことにおいては、送迎サービスがあげられた。また、サービス提供時間が保護者の就労等に影響があることも示された。「療育」を基本としながらも、預かりや居場所としての機能を求める声が多かった。自由回答からは、学校へのお迎えのみ送迎を行っている事業所もあることが伺え、退所時の送迎も課題として挙げられていた。(p.3-17～3-18)
- ・強度行動障がい児については、放デイを利用できなかった経験があるとの回答が約 **64%**あり、強度行動障がいのないこどもの約 **27%**を大きく上回る結果となった。(p.3-23)

また、事業所を決める際に困った経験があるかどうかについても、強度行動障がいのないこどもは **38%**が「困ったことはない」と回答した一方で、強度行動障がいのあるこどもは約 **16%**が「困ったことはない」と回答されている。特に強度行動障がい児において、「送迎」、「職員数」、「専門職」といった点においては強度行動障がいを持たないこどもと比べて、事業所を決める際に困ったことが多いという結果となった。(p.3-19)

（３）未利用者調査から得られた現状と課題

- ・現在放デイを利用していない方は、56.1%が利用する必要性を感じていない一方、4.5%がなるべく早く利用したいと思っている事が把握された（p.3-33）。利用に際しては「職員の対応」を最も重視する結果となり、「プログラム内容」も相対的に高く、「支援の質」の部分に関する観点を重視している結果となった。（p.3-34）
- ・他方、「家から近い」や「送迎がある」などの利用しやすさに関する点を重視する方も同程度おり、支援の質と利用しやすさの両輪が重視されていると考えられる。（p.3-34）
- ・また、放デイに限らず福祉サービス等の情報収集に関して不足感を感じている回答も見られた。（p.3-36）

（４）放デイに関する３調査¹から得られた需給ミスマッチについて

放デイにおける需給のミスマッチは、事業所の偏在や一部地域での定員の不足といった量的な課題にとどまらず、複数の要因が重層的に影響しているものと考えられる。

具体的には、利用者調査において、約 29%が希望した事業所を利用できなかった経験があると回答（p.3-23）しており、その主な理由として「希望する曜日が定員に達していた」（約 52%）や「受け入れ時間等の条件が合わなかった」（約 14%）（p.3-24）が挙げられていることから、特定の曜日や時間帯におけるミスマッチが確認された。

一方で、2 か所以上の事業所を併用している割合が回答者の約 40%（2 か所 32.5%、3 か所以上約 7.7%）を占める（p.3-15）など、複数の事業所に分散して利用されている実態が確認された。このことから、希望した事業所を利用できなかった曜日については他事業所の利用で補うなどの調整が行われていることがうかがえる。

また、同調査においては、「地理的理由（送迎範囲外等）」（約 12%）、「障がいが重度または軽度」（約 9%）（p.3-24）といった回答も見られ、未利用者調査でも利用したい事業所がない（約 5.1%）（p.3-30）と回答した未利用者が、その理由として「事業所の送迎がない」（約 28%）、「受け入れ時間が希望と合わなかった」（約 24%）（p.3-31）と回答するなど、利用条件の不一致によるミスマッチが生じていることが推察される。

事業所調査においては、支援員数が平均で常勤約 3.2 人、非常勤約 2.8 人、支援員の一日当たりの出勤者数約 4.1 人となった。放デイの定員数の平均は約 11 人であったことから、配置基準 5 対 1 の遵守で 2～3 名の支援員配置に加え、送迎対応や個別支援、保護者対応等の業務が同時並行で求められ、実質的に追加的な受入れに対応できる人的余力は限られる状況がうかがえる。このため、利用児の増加や多様な支援ニーズへの対応には一定の制約が生じているものと考えられる。（p.3-4）

¹ 放課後デイサービス等事業所調査、放課後デイサービス等利用者調査、放課後デイサービス等未利用者調査

また、受け入れ態勢がないため医療的ケア児や強度行動障がい児を受け入れていない事業所は約 30% (p.3-7) あり、その理由として「受け入れるための専門職がない」(約 24%)、「知識・技術が事業所として不足している」(約 20%) (p.3-7) との回答であった。

さらに、利用者調査で希望した事業所を利用できなかった経験を聞いたところ、医療的ケア児・強度行動障がい児以外では「利用できなかったことがある」と回答した割合は 27%前後 (p.3-23~3-24) であったのに対して、医療的ケア児で「利用できなかったことがある」と回答した割合が約 42% (p.3-24)、強度行動障がい児で約 64% (p.3-23) と回答割合が高くなることなどから、特定の支援ニーズに対応できないことによる受入制限が生じていると考えられる。

以上を踏まえると、放課後等デイサービスにおける需給のミスマッチは、①特定の曜日・時間帯における利用ニーズの偏在による時間的なミスマッチ、②送迎範囲・利用時間等の条件面の不一致による利用条件上のミスマッチ、③人員体制や専門職の不足等による事業所の受入体制に起因する機能的なミスマッチといった複合的要因により生じているものと考えられる。

4. ヒアリング調査結果

4-1 県担当課・関係部署等ヒアリング調査

県担当課（障がい福祉、母子、子育て支援、教育）及び外部機関を対象としたヒアリング調査で聞き取った内容をもとに、地域支援体制整備に向けた取組や課題を整理する。

（1）各種センターの取組

- ・福井県では、県の直営機関であるこども療育センターがあり、同センターには県の児童発達支援センターも整備されている。こども療育センターは医療と福祉の機能を併せもち、乳幼児健診で気づいた気になる子について、市町からの紹介を受けて療育をしている。また、障がい児支援に携わる支援者に向けた「出前講座」や、特別支援学校の先生に向けた「リハイク」、保護者・支援者を対象にこどもへの関わりや特性理解を促す「子育て講座」等、様々な主体に向けた研修を行っている。児童発達支援センターとしては、その役割や今後求められることを検討の段階とのことであり、市町の児童発達支援センターの機能強化に向けた役割等が期待される。
- ・医療的ケア児者支援センターは令和4年に開設され、医療的ケアが必要な児童や家族、支援者への相談・助言、医療的ケア児等コーディネーターの研修、地域の活用可能な資源・サービス、関係機関などとの情報提供・普及啓発・体制整備等を行っている。支援体制の整備に向けて、市町のコーディネーターが集まる「福井県医療的ケア児等コーディネーター代表者会議」を年2回開催し、全県でのコーディネーターの配置を目指している。また、医療の力も借りた支援体制の整備が必要との観点から、嶺南圏域において、医療と連携した相談体制の確立を進めている。
- ・発達障がい児に関しては、平成18年から発達障がい児者支援センタースクラム福井を設置し、福井市、大野市、敦賀市の3カ所に相談支援等の窓口を開設している。令和6年度は5千件程の相談を受けており、就労支援や進路相談、不登校等の相談を受けている。スクラム福井では研修会や啓発活動も積極的に行っており、保護者向け学習会や当事者会の運営サポートなどを実施している。特に近年は当事者会に力を入れており、20代から60代までの幅広い年齢層が参加しているとのことである。地域連携については、市町によって連携状況に差があり、特に教育分野との連携が課題との意見であった。

（2）県担当課における取組

- ・様々な県独自の取組が行われている。例えば、障がい福祉課では、重度化対応等施設整備補助金（設備が不十分なために入浴などのサービス提供ができない事業所を支援するためのもの）や、医療的ケア児者等と家族のための在宅生活サポート事業（医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等を受け入れる事業所への補助事業（受入や送迎、入浴等に対する補助））など、市町では予算化が難しい重症心身障がい児者や強度行動障がい等を有する児者等への取組が行われ、他部署では、すみずみ子育てサポート事業（施設や自宅等での一時預かり、送迎、生活支援（家事支援）な

ど、既存の子育て支援制度では補うことのできないきめ細かなサービスの提供)、放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)・障害児受入強化推進事業等、各担当部署の所管業務内で、気になる子や障がい児への支援体制の整備が進められている。

- ・とくに特徴的な取り組みとしては、発達の子のアセスメント・支援の独自ツール「子育てファイルふくいっ子」を開発し、普及・促進に努めていることがあげられ、9割弱の保育所等で利用されている。しかし、学年が上がるほど引き継がれなくなる傾向がある点が課題となっている。
- ・また、保育カウンセラー配置事業により、公認心理士等の保育カウンセラー延べ61名・実人数46名(R6実績)が各市町に配置されており、特別なニーズを有するこどものいる保育所、子育て支援センター、幼稚園等を定期的に訪問し、早期発見、早期支援を行うとともに、こどもの発達チェックや保育士等への具体的な支援方法の助言、保護者への育児相談、発達相談を通じた支援、医療など関係機関へのつなぎなどを行っている。この事業は「障がい」というカテゴリーに位置付けず「気になる」という点で広く対応している点が特徴的であり、健診以外での気づきの場の一つとなっている。
- ・上記の2つの取り組みにより、保育所等における「気になる子」の早期発見・早期支援の体制が構築されている。
- ・教育分野では、障がい児教育の総合的な支援センターの役割を持つ福井県特別支援教育センターを設置しており、巡回相談(令和6年度延べ8千回弱)や特別支援学校コーディネーター間の情報交換会等を行っている。福祉や医療との連携については、事業所送迎時の対面共有(校外学習の様子・当日の体調・課題等)やケース会議への相談支援専門員・事業所職員の参画等が状況に応じて行われている。また、訪問看護事業所や放デイ等に訪問して協力依頼を行い、令和7年度から県の独自事業として、保護者が通学時の送迎が困難な場合に看護師の同乗を支援する医療的ケア児通学支援事業が開始されている。
- ・また、移行期・移行後の課題として、中学校・高校生の時期の支援のあり方や、高校卒業後の就労移行支援、重度の障がいがある方が日中に過ごす場所が不足していることの課題が指摘された。加えて、医療的ケア児が成人になった後の移行(内科・整形外科疾患への対処先やリハビリの受入れ先の確保等)が進んでおらず、将来的に見込まれる医療的ケア者の増加への対応について懸念が示された。

4-2 市町ヒアリング調査

児童発達支援センター設置自治体・未設置自治体を対象としたヒアリング調査で聞き取った内容をもとに、地域支援体制整備に向けた取組や課題を整理する。

4-2-1 児童発達支援センター設置自治体の取組

(1) 児童発達支援センターの取組

- ・児童発達支援センターを中心とした支援体制の整備に向けて、各センターの特色を生かした取り組みが進められている。例えば、あるセンターでは、通所事業所との連絡会を設置し、各事業所の特色・受入範囲の「可視化」や、相談支援専門員も参加しマッチング精度の向上を促進している。また、「こども全体の支援の中で発達課題を捉える」ことを基本姿勢としている自治体では、児童発達支援センターをこども家庭センター内に位置付け、庁内横断的に連携しやすい体制を構築している。当該自治体では、地域全体の支援体制を見渡しながら、どのこどもをどの支援につなぐか、どの機関とどう連携するかといった調整機能を行政の役割として明確に位置付けていることも特徴的である。
- ・中核機能の構築状況はセンターによってさまざまであり、個別支援（保育所訪問）に加え、園・学校・児童クラブ等への巡回相談等の「機関連携支援」を検討しているセンターもあり、今後が期待される。

(2) 障害児通所支援事業所の状況

- ・ヒアリング調査を行った自治体において、児童発達支援事業所については、現時点で深刻な調整困難な状況は生じていないとの意見であった。放課後等デイサービスについては、希望どおりの曜日の利用や日数を確保できない児童の存在や、放課後児童クラブなどとの併行利用が適当と思われる場合でも週5日の利用希望がある一方、事業所の数や定員には限りがあり、支給決定担当や相談支援専門員も、どの程度の日数を支給すべきかの客観的な線引きや判断に非常に苦慮しているといった意見があげられた。調査を行った自治体においては放課後児童クラブや日中一時支援事業等との併用で対応しているものの、放課後等デイサービス単独で全てのニーズを満たしている状況ではないとの意見であった。
- ・現状では、重症心身障がい児や医療的ケア児、強度行動障がい児については利用ニーズがあるものの、市町単位では受入可能な事業所が限られており、事業所の人員体制や他の利用児との調整状況に応じて「ケースバイケース」での判断となっている。そのため、個別調整により受入先を確保しているのが実情であるが、将来的には、市町単位での対応には限界があることから、圏域単位での受入体制の整備を検討していく必要があるのではないかと意見があった。

(3) 放課後児童クラブ等との併行利用

- ・上述のとおり、放課後等デイサービスの利用児童は希望日数を満たす利用が難しい場合もあり、放課後児童クラブとの併用で対応することが多くなっている地域もある。しかし、放課後児童クラブ自体も、就労世帯のニーズから定員を大きく上回っ

ており、人員配置も薄いため、これ以上障がい児を受け入れる余裕がない地域もあり、センターとして巡回支援や助言を通じて現場を支えることが重要になっているとの認識であった。

〔４〕学校との連携

- ・学校との連携促進に向けては、例えば、センターが主催する事例検討会や研修会に可能な範囲で学校関係者にも参加してもらう、教育委員会主催の連絡会で、保育所等訪問支援の制度説明等を実施する等が行われている。「学校として困っていることは何か」「福祉で補完できる部分はどこか」を確認する姿勢を大切にされている点が印象的であった。
- ・また別の自治体では、中学生以上になると放課後児童クラブの対象から外れ、部活を頑張るために放課後等デイサービスの利用を減らす子がいる一方で、不登校になりフリースクールにも通えないこどももあり、授業時間帯において、障がい福祉サービス（放デイや日中一時支援事業など）で居場所を作れないかという相談も寄せられているとのことであった。
- ・今後、各市町で実施が進む５歳児健診において、就学前の発達課題の把握とスムーズな学校への情報共有を行うとともに、学校内での合理的配慮や環境調整を教育委員会と連携して進めることで、就学後の不適応を未然に防ぐ「切れ目のない支援」を目指している自治体もみられた。

4-2-2 児童発達支援センター未設置自治体の取組

〔１〕児童発達支援センターの整備方針

- ・ヒアリング調査を行ったセンター未設置自治体では、具体的な検討はこれからであるものの、児童発達支援センターを中心とした支援体制の整備に向けて、既存の機能や事業所を活かした「面的整備」が現実的ではないかとの方針であった。また、社会資源の少なさから単独での整備は難しく、広域での設置になるだろうとの意見であった。

〔２〕障害児通所支援事業所の状況

- ・未設置自治体の地域の特徴として、需要に対して通所支援事業所の数が限られており、他市町の事業所を利用する児童もいる状況である。同じく、利用希望に対して児童を担当できる相談支援専門員が十分でないため、新規の計画作成が追いつかず、待機やセルフプランによる対応が発生している市町もあった。

〔３〕放課後児童クラブ等との併行利用

- ・通所支援事業所が少ないことから、放課後児童クラブや放課後子ども教室において、障がい児の受け入れが進められている。ある自治体では、放課後児童クラブの利用料を無料にする独自施策を行っていることも確認された。
- ・他方、放課後児童クラブや放課後子ども教室の受入年齢を超えると、障がい児の放課後の居場所や支援が手薄になるとの課題が寄せられた。

4-3 相談支援事業所等へのヒアリング調査結果

相談支援においては、上述の通り、支給決定及び支給量・利用日数の判断の難しさや、利用ニーズの増加により、業務負担が増加している。そこで、市町の相談支援事業所と基幹相談支援センターを対象に、地域支援体制の状況や課題の把握に向けたヒアリング調査を実施した。

4-3-1 基幹相談支援センターの状況

(1) センターの位置づけと現状

- ・基幹相談支援センターは、障がい児・者の総合相談窓口として設置されており、児童分野についても基幹機能を担い、未就学児から就学期・中高生まで、幅広い年齢層の相談・調整を一元的に行っている。センターとしての役割は相談窓口に留まらず、地域の相談支援事業所への助言、困難ケースのバックアップ、関係機関との連絡調整を含む「中核的調整機能」を有している。近年は特に、学校・児童クラブ・医療機関・保育園との連携調整に時間を要する傾向が強く、単純なサービス調整だけでは解決できないケースが増えているとのことである。
- ・医療的ケア児や強度行動障がい児は、受入れ可能な事業所が限られることから、個別の調整が不可欠であり、保護者の希望と事業所の運営条件の調整に時間を要することがあるとのことである。

(2) 地域の相談支援体制強化に向けた取り組みや工夫、課題

- ・地域の相談支援体制の強化に向けて、相談支援事業所が対応に困難を感じるケースに対する助言や対応方法の提案、学校や保育園、児童クラブ等への定期訪問による職員への助言、医療機関、教育機関、障がい児通所事業所などと情報共有・連携が行われている。
- ・他方、相談支援専門員の中でもこども分野を得意とする人材は限られており、専門性の偏りや、人口増加地域では事業所や専門職が集中する一方、郊外地域では選択肢が少なく、支援の質や対応速度に差が生じやすい状況との意見が寄せられた。

(3) 障がい児通所支援事業の状況

- ・ヒアリング調査を行った自治体において、児童発達支援は利用希望の曜日や時間帯の調整が必要なものの、著しい待機児童の発生はみられないとのことであった。他方、放課後等デイサービスについては、特に小学校低学年で需要が供給を上回る傾向があり、新1年生の入所については、1年前から調整を開始する必要があるとのことである。
- ・なお、通所機会を確保するだけでなく、児童の成長・自立の観点から、高学年における放デイの卒業、地域への移行の必要性についても保護者に丁寧に助言が行われている。ただし、事業所側の経営方針や運営上の制約等も考慮する必要があるため、事業所と個別協議を行いつつ、地域全体の支援体制のバランスや質を保つ調整役を担っている。

(4) 重症心身障がい児・医療的ケア児・強度行動障がい児への対応

- ・医療的ケア児の受入体制は徐々に整備されており、看護師配置事業所や共生型事業所も存在している。しかし、既存利用者が長期にわたり継続する傾向があり、新規受入れ枠は限定的であるとの意見が寄せられた。
- ・強度行動障がい児については、受入可能な事業所は限られており、職員体制や専門性の確保が必要である。その結果、特定事業所に負担が集中しやすく、継続的な支援計画の調整が重要となっている。
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児・強度行動障がい児については、圏域単位での受入調整や、看護師の配置や設備の整備等、専門的なケアを必要とする児童を受け入れる事業所を増やす必要性が今後の課題と認識されている。

(5) 学校との連携

- ・学校自体がこどもや保護者への対応にとまどい、苦慮している状況がみられることから、小学校から基幹相談支援センターへの直接の相談は増加傾向にあり、特に、行動面の課題や保護者対応についての助言依頼が多いとのことである。
- ・中学校からは、問題が顕在化してから相談につながるケースが多く、早期介入が難しい点が課題である。教育と福祉の連携は制度上整ってきているが、個別ケースごとの調整に依存しており、継続的な関係構築と情報共有の仕組み強化が求められる、との意見が寄せられた。

4-3-2 相談支援事業所の取組

(1) 相談支援事業について

- ・ヒアリング調査を行った相談支援事業所では、行政機関による窓口と相談支援事業所の連携体制が構築されており、行政と相談支援事業所の役割分担と連絡経路を明確化した運営がなされている。相談内容・支援ニーズは様々であり、社会生活スキルのトレーニングや就学サポート・移行支援、学習支援などがあげられた。
- ・計画作成の工夫としては、本人の想いや言葉をのせたり、個別支援計画との連動、多職種連携・チームアプローチ、成長に合わせた終結の意識付けなどであった。
- ・新規相談は年々増加傾向にあり、特に未就学児の相談については、健診での指摘を契機とした紹介、保育園等からの助言、医療機関からの紹介など、入口は多様化している。早期療育の重要性が周知されてきたことから、早い段階で相談につながる傾向が強まっており、相談員1人あたりの担当件数は多くなっている。こうした状況を背景に、一部の市町や市町内の特定地域では「相談支援専門員の不足感」があるとの認識が示された。

(2) 障害児通所支援事業所の状況

- ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数自体は、この数年で増加しているが、相談支援の現場感覚としては「足りている」という実感はなく、むしろニーズの増加スピードが上回っているとの認識であった。特に未就学児と小学校低学年の利用希望が強く、制度上18歳まで利用可能で、必要性が大きく低下して

も利用が継続し、利用の入れ替わりが生じにくい状況がある。そのため、サービスの利用が長期化することで、利用児童が地域や放課後児童クラブ等で育つ機会が十分に確保されにくくなるとともに、新たに支援を必要とするこどもが利用につながりにくくなる可能性がある。そうした状況を踏まえ、どのように多様な育ちの場と利用機会を確保していくか、また、放デイの「卒業」を見据えた支援や、利用の在り方を整理する仕組みづくりがなければ、「作っても埋まる」状況は続くのではないかと、との意見が寄せられた。

- ・重症心身障がい児及び医療的ケア児については、地域内での人数は多くはないものの、支援の専門性と人的体制が必要であり、受入れ先は極めて限定的とのことである。さらに、強度行動障がいのある児童については、通常の人員配置では対応が難しく、男性支援者の確保や個別空間の確保などについても、現状の体制の中での対応や環境整備も実施しているものの、結果として、家族が長期にわたり強い負担を抱え続ける構造となっており、相談支援として、複数事業所の併用や訪問系サービスの導入等で対応している場合も多いとのことであった。そのため、専門的人材育成と、報酬面での加算充実など、政策的支援が不可欠であるとの意見が寄せられた。
- ・支給量については、「不足」というよりも「希望とのギャップ」が課題であり、「必要な期間に必要な量」を意識しているものの、保護者の不安が強い場合に調整が難しいとのことであった。

（３）放課後児童クラブ等の一般施策とのバランスについて

- ・発達特性が比較的小幅である場合には、環境調整や周囲の理解により一般施策での受入れが可能なケースも多い。しかし、支援者や保護者の不安が重なり、福祉サービス利用へと早期に傾く場合がある。
- ・児童クラブ側は専門性や人員体制の制約から、行動課題の強い児童の受入れが難しい場合があり、その結果、「まず児童クラブで」という流れが成立せず、放課後等デイサービス事業所利用が優先される構造が生まれているとのことである。放課後児童クラブと放課後等デイサービスとの役割整理と、児童クラブへの巡回支援・専門職派遣などの強化が、バランス確保の鍵になるとの意見が寄せられた。

4-4 ヒアリング調査結果とりまとめ

ヒアリング調査結果のとりまとめを以下に示す。

- ・県においては、各担当部署・センターにおいて、様々な取り組みが行われている。とくに、医療的ケアが必要な児童等、人数は少ないものの、より専門的かつ手厚い支援が必要な児童に対しても、ニーズの把握・施策の検討が行われている。
- ・各センターでは地域の事業所での個別援助を行うとともに、各種研修も開催し、地域支援体制の向上を積極的に図っている。
- ・児童発達支援センターは、自治体の方針や地域の特性に応じた体制構築がそれぞれで進められており、行政と連携した更なる機能向上が望まれる。
- ・市町における障害児通所支援事業所は、利用ニーズに沿えない場合も発生しているものの、保育所や放課後児童クラブ等、様々な分野を活用して、支援を補完している状況にある。
- ・特に、低学年の小学生を対象とした放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高く、待機が発生していると推察される。他方、放課後児童支援員の障がい児に対する支援スキルの課題等もあり、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との調整の困難さも課題としてあげられた。

5. 結果のとりまとめ

本事業では、「市町の地域支援体制に係る状況把握（市町アンケート調査）」、「放課後等デイサービス実態調査（事業者・利用者・未利用者アンケート調査）」、「地域支援体制ヒアリング調査（県担当課等、市町担当課、相談支援事業所等）」を行い、県全域で支援体制の現状と課題の把握を行った。

以下では、アンケート調査やヒアリング調査から得られた知見や課題、今後の検討に向けた観点を整理する。

5-1 気になる子や障がい児の支援状況における現状と課題

（1）現状と課題

令和7年6月時点で、児童発達支援事業所は53カ所、保育所等訪問支援事業所は28カ所、居宅訪問型児童発達支援事業所は9カ所、放課後等デイサービス事業所（以下「放デイ」という。）は131カ所あり、県内の障がい児の支援を担っている。

アンケート調査やヒアリング調査において、児童発達支援については、十分とまでは言えないものの大幅な待機が発生している状況ではなく、保護者の療育と預かりのニーズを汲み取りながら、利用されている状況である。

特に、全国平均と比べ、福井県では保育所等訪問支援事業所が多く、さらに、「ふれあい保育推進事業¹」や「保育カウンセラー配置事業」の取り組みにより、保育園等と児童発達支援事業所の併行利用が進められている。

「気になる子」の支援については、保育カウンセラー配置事業が大きな役割を果たしていることもうかがえた。保育所等から「気になる子への職員加配は難しく、保育士が対応に悩んでいる」との声が多いことから、障がいに関する専門職を派遣しており、早期支援および就学に向けての接続支援、保育士や保護者へのアドバイス等を行う役割を担っている。そのため、障がいの診断を受けていない「気になる子」であっても、専門職の助言を受けながら保育所などの子育て支援施策において安心して過ごせる環境が整えられるとともに、医療機関の受診や市町の障がい担当課への相談につながっているなど、児童福祉と障がい福祉の連携が行われている。

さらに、福井県はセルフプラン率が低いことも特徴として挙げられ、相談支援専門員が身近な相談先として「いる」ことは、支援体制を整備していく上でも重要な要素である。一方、一部の市町では、障がい児を担当できる相談支援専門員の不足も挙げられており、今後継続的に充足していくための検討が必要と考えられる。

また、放デイについては多くの市町で不足傾向と認識しており、一部市町では不足による待機の発生が指摘されている。放デイの詳細については後述する。

¹ 各市町において実施している中程度の障がい児を保育所等に入園させている園へ加配する保育士の人件費を補助する事業

地域の支援体制整備において中核的役割を担う市町の児童発達支援センターについては、令和7年6月時点で、県内に7カ所設置されており、11市町の児童が利用可能である。

現在設置されている児童発達支援センターについては、【中核機能①】「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」での地域の児童発達支援センター・事業所の連携等による地域全体でサービス提供体制や、【中核機能②】「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」での他の障害児通所事業所にスーパーバイズ等を適切に行うための他の事業所との相互理解や信頼関係の構築、研修会・事例検討会等での関係構築など、様々な中核機能が構築されている状況が明らかになった。

しかし、【中核機能③】「地域のインクルージョン推進」や【中核機能④】「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」については、十分に発揮されているとは言えず、今後さらなる取組の充実が望まれる。こうした機能は、センター単独で構築できるものではなく、地域の様々な機関や取組との連携や機能の向上に向けた検討が必要である。

一方、児童発達支援センター未設置自治体は6市町ある。センター未設置自治体では、児童発達支援センターを中心とした支援体制の整備に向けて、センターの新設に限定せず、既存の相談機能、療育機能、巡回支援機能、放課後児童クラブなどのネットワーク化や、障がい児支援事業所に中核機能を持たせるといった「面的整備」を、広域で検討することが現実的であろうとの意見が寄せられているものの、具体的な検討はこれからであり、市町間での協議も活発に行われていないことが課題としてあげられる。

（２）検討に向けた観点

（１）で示すとおり、福井県においては、全国と比べて「保育所等訪問支援」実施事業所が多いことや、独自事業である「保育カウンセラー配置事業」など、気になる子から診断を受けた子どもまでインクルーシブな環境で過ごすための工夫がなされている。

今後、障がいの有無に関わらず、多様な子どもがともに学び、活動できる環境を形成する観点から、「ふれあい保育推進事業」や「保育カウンセラー配置事業」などの児童福祉施策と、保育所等訪問支援などの障害児通所支援施策との連携に加え、学校や放課後児童クラブ等の施策間で連携・制度的な連動を図るとともに、障害児通所支援事業所と保育所、放課後児童クラブなど子育て支援の現場との相互理解と協働を進めることが重要となる。

そのためには、子育て支援施策において、障がい児支援の知識・技術を有する職員の配置に向けた取組も検討する余地があると考えられる。

また、児童発達支援センターによる子育て支援施策への巡回相談等も活用し、本人支援のみならず機関支援が充実することも重要な要素となってくるものの、センターにおける【中核機能③】「地域のインクルージョン推進」については、十分に発揮されていないことから、例えば児童クラブへの職員配置や障がい児受け入れに向けた施設整備支援など子育て支援施策との連携に向けて、市町担当課とセンターとの更なる協議が望まれる。

児童発達支援センター未設置自治体においては、社会資源が限られている現状から、単独自治体での体制構築が難しく、複数の市町による広域的な面的整備の観点から、体制構築に向けた検討が必要である。さらに、センターに求められる中核機能の構築に向けては、こども療育センターを始めとする県の各種センターによるスーパーバイズや、県による管内市町の地域支援体制の整備に対する支援方針の検討、単独市町での中核機能の整備が困難な場合の広域調整等の後方支援²も必要と考えられる。

児童発達支援センター設置の有無にかかわらず、児童・生徒の自立を見据えた環境を整えるには、各市町において中核機能の整備方針に関するビジョンの検討・実践や社会資源の把握・分析（需要・供給の整理）等が求められる。また、児童の成長を継続的に見続け、関係機関と調整を担うとともに、児童への支援に適切に対応できる相談支援専門員の育成も重要である。

² こども家庭庁支援局障害児支援課『地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き』,令和6年7月,p.22～23 参照。

5-2 放課後等デイサービスの状況と支援方策の検討に向けた観点

(1) 現状と課題

1) 需給ミスマッチ

今回のアンケート調査およびヒアリング調査の結果を総合的に踏まえると、放課後等デイサービスにおける需給量は、県全体としては十分な定員が確保されているものの、地域による充足状況には差が存在しており、それには複数の要因が重層的に影響して生じているものと考えられる。

まず、需給の状況については、市町アンケートでは約 6 割の自治体が「概ね充足」と評価している一方で、約 36%が待機の発生を認識しており、地域によるばらつきが見られる。また、事業所調査においては約 29%の事業所が受け入れできなかった児童がいたと回答、利用者調査においても約 29%が希望する事業所を利用できなかったことがあると回答するなど、一定のミスマッチの存在も確認される。

次に、利用実態としては、支給量に対する満足度は約 8 割以上と高い水準にあるものの、学期中約 15%、長期休暇中約 22%が利用日数の増加を希望しており、利用可能な日や事業所との調整に課題があることがうかがえる。また、利用者調査では送迎に関して困難を感じたとの回答が約 25%に上っており、送迎の有無や範囲に関する問題も生じている。

さらに、相談支援事業所へのヒアリング調査からは、小学校低学年での利用ニーズが高く、入学前から利用先を探し始める保護者もいるほか、利用ニーズが高いにもかかわらず適切な事業所を見つけることが難しいケースも把握されている。

また、同ヒアリング調査では、小学校低学年から利用を開始し、その後長期利用となるケースが多いと感じるとの意見や、相談員から見て利用の必要性が相対的に低下した場合でも、保護者の安心感等を理由に利用が継続される場合があること、さらに事業所の経営的側面も影響し、利用者の入れ替わりが生じにくいとの指摘があった。これらにより、一定の利用枠が継続的に使用され、新規利用者の受入れや利用調整を難しくする要因の一つとなっているのではないかと考えられる。

2) 放課後児童クラブや日中一時支援事業等との併行利用

放デイの利用日数が不足する場合に日中一時支援事業を活用したり、比較的配慮の範囲が限られる児童が放課後児童クラブを併用したりするなど、障害種別に関わらず複数の事業を組み合わせた利用が各地で進んでいる。ただし、これらの事業については、送迎サービスが提供されていない、または限定的であるため、送迎がある放デイを選択する世帯も一定数いることが示されている。

3) ケアニーズの高い児の利用環境

放デイの利用者及び未利用者アンケート結果から、強度行動障がい児、医療的ケア児などによる利用ニーズや利用にあたっての課題等を把握できた。

特に、強度行動障がい児においては、受け入れ事業所が限られるほか、送迎がなく困ったとの回答が約 41%あり、強度行動障がいのないこども（約 24%）よりも多い実態も明らかとなった。

医療的ケア児に関しては、看護師等の不足により利用可能な事業所が限定的であることから、障害児通所支援事業の利用につながっていない場合があるものの、医療的ケア児等コーディネーターの育成や役割の周知、医療的ケア児者等と家族のための在宅生活サポート事業による受け入れ事業所の拡大等により、サービスの利用環境は一定程度向上してきているとの声もあった。

4) 放デイに関する情報取得の困難さ

利用者調査からは、放デイ利用に関する情報の入手や理解のしづらさに関する指摘があった。具体的には、利用に至るまでの手順や事業所の特徴やサービス内容、そもそものサービスの位置づけがわかりにくく、どこから情報を得ればよいかわからないとの声があった。また、放デイに限らず、障がいについての診断後に受けられる支援の内容や利用先に関する情報が十分に届いていないことへの不安も指摘されている。

これらを踏まえると、福祉サービスに関する情報の入手しづらさや、情報が体系的に整理・提供されていないことが課題としてあげられる。

〔2〕検討に向けた観点

1) 需給ミスマッチと放課後児童クラブ等の併行利用

放デイ利用の長期化や利用枠の固定化への対応としては、本人・保護者の状況や希望を踏まえつつ、児童の成長や自立を見据えた支援の在り方について、市町担当者、相談支援員、放デイ事業所等の関係者が必要な支援量の見極めや将来的な生活を見据えた支援の視点を意識し、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との適切な併行利用を進めることが望まれる。一方で、子育て支援施策において障がい児支援を担うには専門的なスキルが求められるため、放課後児童クラブ等の従事者に向けた研修の充実や人員配置の充実に向けた取組等の検討が必要と思われる。

現状、保護者による送迎の困難さから利用に至っていない、または利用日数を抑えているケースもみられることから、送迎に関する検討は必要と考えられる。しかし、個々の事業所の対応のみでは限界があるため、地域による充足状況の差に対する対応や送迎の提供体制については、自立支援協議会などが主体となり、地域全体での検討が望まれる。

2) ケアニーズの高い児の利用環境

医療的ケア児や強度行動障がい児など、ケアニーズの高い児童に関しては、送迎の充実や受け入れ可能な事業所の増加に向けたサポートが望まれる。医療的ケア児については、看護職等の専門職確保や放デイの受入枠確保をこれまでも進めて来ているものの、より一層の受け入れ枠確保に向けた方策の検討が望まれる。また、強度行動障がい児については、高い支援力を持つ人材のさらなる育成や、児童発達支援センター等によるさらなるスーパーバイズ・コンサルテーション機能の発揮を期待したい。

3) 放デイに関する情報取得

こどもや家族が福祉サービスに関する情報をよりしっかり受け取れるようにするためには、保育所や学校、医療機関などの他機関とも連携した周知・啓発が重要となってくる。

さらに、学校や放デイの卒業など、適切なタイミングでの理解しやすい情報の伝達や、相談支援事業所と連携した切れ目のない支援の充実が望まれる。

5-3 今後に向けて

(1) 児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制の構築に向けて

児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制の構築のためには、未設置自治体において、市町を超えた広域的な面的整備によるセンターの設置が必要であるが、市町間での協議が進んでいないのが現状である。そのため、各圏域の（自立支援）協議会において、センターに求められる中核機能のあり方について検討を進めることが重要である。あわせて、市町担当課に加え県の担当課も協議に参加し、事業所や市町がどのような役割を担うかについて整理する必要がある。

設置されている児童発達支援センターについては、様々な中核機能が構築されている一方、【中核機能③】「地域のインクルージョン推進」や【中核機能④】「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」については、今後一層の充実と活用が求められている。

地域のインクルージョン推進のためには、まずは、母子保健やこども家庭支援、学校等の関係部署との連携が重要であり、市町の障がい福祉担当部署が中心となって部署横断的な協議の場を設け、各部署の役割を整理することが求められる。

また、入口としての相談機能のためには、相談支援事業所や基幹相談支援センター等と連携した相談支援窓口の充実を進めることで、発達に不安があるこどもとその家族への支援のきっかけから、切れ目のない支援体制整備に寄与すると思われる。

(2) 放デイの需給ミスマッチの解消に向けて

県全体としては十分な定員が確保されているものの、一部地域において充足状況の差が存在する現状を踏まえ、市町や圏域ごとに障害児通所支援事業所や相談支援事業所と連携し、現場の課題やニーズを直接把握しながら、地域の実情に応じた障がい児支援体制の充実に向けた検討を進めることが望まれる。

また、小学校入学前から利用先の確保を進めるケースがあることや、利用調整の難しさ、長期利用の傾向などが指摘されている。これらへの対応にあたっては、市町の給付決定担当者と相談支援専門員との連携に加え、市町における子育て支援施策等との連携・調整が重要である。一方、相談支援事業所へのヒアリング調査では、児童への支援に対応できる相談支援専門員の不足が指摘されており、各市町の協議会において、そうした人材の育成に向けた検討が期待される。

また、放デイについては、さらなる送迎の充実が求められている。

事業所にとって効率的な送迎のあり方や、広域での送迎に対する支援などに対して、例えば、車両購入費等の初期費用の助成や、ドライバー雇用に対する県独自の送迎加算など、事業所からの意見を把握したうえで検討していくことが望まれる。

これらの検討については、市町担当課だけでなく、児童発達支援センターや県と共有し、広域的な視点も含め、検討していくことが重要である。

また、放デイの利用に関する情報が分かりづらいとの指摘を踏まえ、まず市町においては、放デイの利用手順、相談窓口、地域の事業所一覧、受けられる支援内容等を一元化した「利用ガイド」やウェブページを整備し、保護者が必要な情報に容易にアクセスできる環境を整えることが求められる。

さらに、学校・保育所・医療機関等の関係機関と連携し、診断後の流れや利用可能なサービスを分かりやすく伝える仕組みを構築することも重要である。

県においては、県内共通の情報提供フォーマットの作成や、サービス種別ごとの支援内容を整理した周知資料の作成、相談窓口の一覧化など、市町間の情報格差や、他市町や分野を横断した情報取得の困難さを解消するための情報発信を進めることが望まれる。

これらの取組により、放デイを含む福祉サービス全体の情報が整理され、保護者が安心して支援につながる環境整備が期待される。

（３）医療的ケア児や重症心身障がい児、強度行動障がい児への支援に向けて

5-2で示す通り、医療的ケア児や重症心身障がい児については、受入可能な放デイ事業所は限られているものの、県のこれまでの施策等により支援体制の整備が進み、受入先を確保できる体制が整いつつある。しかし、人口規模の小さい市町では、必要な専門職の確保や受入枠の確保を単独で行うことが難しい場合もあるため、市町間での役割分担や資源共有、専門機関の広域的な活用など、圏域単位で支援体制を維持・強化するための方策について検討することが必要となる。

そのため、圏域ごとに医療的ケア児や重症心身障がい児、強度行動障がい児に対応できる事業所の特徴や配置状況を把握し、強化すべき点を検討する協議の場を設けることが望まれる。広域的な観点からの協議の場には、県担当課、医療的ケア児者支援センター、こども療育センター、発達障がい児者支援センタースクラム福井等が参加者として考えられる。

なお、医療的ケア児や重症心身障がい児など支援ニーズの高い児童の受け皿を確保するため、日中一時支援事業など、既存の預かり施策を組み合わせた支援を進めるとともに、例えば、介護保険の指定を受けた事業所による「共生型」放デイ開設や運営への補助等、対象を絞り込んだ限定的な支援策の検討も必要と思われる。さらに強度行動障がい児に対しては、県において、高い支援力を備えた人材の育成に資する研修等の実施やスーパーバイズ・コンサルテーションの提供など、医療的ケア児や重症心身障がい児も含め支援ニーズの高い児童を受け入れる事業所への支援の充実を図ることが重要になると考えられる。

（４）放デイと放課後児童クラブ等子育て支援施策の連携強化に向けて

市町では、放課後児童クラブや放課後こども教室、日中一時支援事業所等において障がい児の受け入れが進んでいる。しかし、市町の見通しでは、今後、気になる子の早期発見などによる障がい児サービスニーズの増加が見込まれており、更なる体制の強化が望まれるが、一方で、民間サービスである障害児通所支援事業所の大幅な増加は当面見込みにくいことから、今後も、放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ枠の増加や、放課後児童支援員のスキルアップ等が必要である。こうした体制整備は、児童が地域の一員として他のこどもと共に育つことにも資すると考えられる。

そのため、現在進められている児童発達支援センターによる放課後児童クラブへの巡回相談・職員への研修等の一層の活用を図るとともに、一部市町で取組まれている放課後児童クラブ等への障害児通所支援事業所職員の訪問・視察を進めることが、放課後児童クラブ等との連携強化につながると考えられる。これらの取り組みを全県的に展開していくため、県としての方針の整理や、仕組みづくり（例えば、放課後児童クラブへ障害児通所支援事業所の職員を派遣する補助事業等）について検討することが望まれる。

（５）障がい児支援体制の構築に向けて

５・１や５・２に示すとおり、福井県の障がい児支援においては、保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援施策の活用が進められている一方で、事業所数や専門職員などの資源の地域ごとのバラツキ等による需給のミスマッチ、情報提供の課題などが複合的に存在しており、これらに対応するためには、広域的な観点で支援体制の整備を進めていく必要がある。

まずは、市町は地域の実情に応じた障がい児支援体制の構築主体として、自市町の障がい児福祉サービスにかかる需要と供給の状況を継続的に把握・分析を行うことが重要である。そのうえで、障害児通所支援事業所はもとより、放課後児童クラブ等の子育て支援施策、相談支援事業所、教育機関などの子どもを取り巻く関係機関と連携し、児童発達支援センターを中核とした支援体制の構築が求められる。

また、小規模自治体においては単独での体制整備が困難なこと、市町を超えてサービスが利用されている実情があることなどから、圏域単位での広域的な連携や役割分担の検討を行い、専門的支援の確保や資源の有効活用を図る視点が必要である。

こうした市町の取組を推進するために県は、県内の需給状況や事業所の分布等の全体像の把握・共有、児童発達支援センター等の中核機能の強化に向けた支援、専門人材の育成や研修の実施、先進的な取組事例の横展開などを通じて、市町単独では対応が難しい課題への後方支援を行うことが求められる。

今後、こうした取組を着実に進めるために、県と市町がそれぞれの役割を明確にしつつ、（自立支援）協議会等の場を活用しながら、関係機関との継続的な協議と情報共有を行い、地域の実情に即した支援体制の見直し・改善を積み重ねていくことが重要である。これにより、県全域で障がい児一人ひとりに必要な支援が提供される体制の構築が期待される。

令和 7 年度
障がい児地域支援体制整備サポート事業委託業務
報告書

令和 8（2026）年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所